

兵庫県石油コンビナート等 防 災 計 画

(令和5年4月修正)

兵庫県石油コンビナート等防災本部

用語の定義

この計画中の用語の定義については、下記のとおりとする。

[法令名等]

石災法	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）
石災法施行令	石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）
区域指定政令	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）
海上災害防止法	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

[組織関係]

防災本部長	石災法第28条第2項の定めによる兵庫県知事
防災本部長職務代理者	石災法第28条第4項の定めによる兵庫県副知事及び兵庫県防災監
1号本部員	石災法第28条第5項第1号の定めによる特定地方行政機関の長 〔近畿管区警察局長、中部近畿産業保安監督部近畿支部長、近畿地方整備局長、神戸海上保安部長、姫路海上保安部長、兵庫労働局長〕
2号本部員	石災法第28条第5項第2号の定めによる陸上自衛隊第3特科隊長
3号本部員	石災法第28条第5項第3号の定めによる兵庫県警察本部長
4号本部員	石災法第28条第5項第4号の定めにより、兵庫県職員のうち知事が指名した者 〔副知事、防災監、総務部長、保健医療部長、土木部長、まちづくり部長、神戸県民センター長、東播磨県民局長、中播磨県民センター長、西播磨県民局長〕
5号本部員	石災法第28条第5項第5号の定めによる特別防災区域所在市町長 〔神戸市長、姫路市長、加古川市長、高砂市長、赤穂市長、播磨町長〕
7号本部員	石災法第28条第5項第7号の定めによる特別防災区域所在市町の消防長 〔神戸市消防長、姫路市消防長、加古川市消防長、高砂市消防長、赤穂市消防長〕
8号本部員	石災法第28条第5項第8号の定めにより特別防災区域内の特定事業所を代表する者
9号本部員	石災法第28条第5項第9号の定めにより知事が必要と認めて任命した者 〔神戸運輸監理部総務企画部長、神戸地方気象台長、(一社)兵庫県医師会会長、日本赤十字社兵庫県支部事務局長、日本放送協会神戸放送局长、(株)サンテレビジョン代表取締役社長、(株)ラジオ関西代表取締役社長、西日本電信電話(株)兵庫支店設備部長〕
専門員	石災法第28条第7項の定めにより、学識経験者、本部員の所属機関の職員、及び特定事業所の職員のうち知事が任命する者
幹事	石災法施行令第27条第2項の定めにより、本部員の所属機関の職員及び特定事業所の職員のうち知事が任命する者
特定地方行政機関	石災法施行令第26条に定められた近畿管区警察局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、第五管区海上保安本部、兵庫労働局、近畿地方整備局
公共機関等	神戸運輸監理部、神戸地方気象台、(社)兵庫県医師会、日本赤十字社兵庫県支部、日本放送協会神戸放送局、(株)サンテレビジョン、西日本電信電話(株)兵庫支店
防災関係機関	特定事業所を除く各本部員の所属する防災関係機関
防災関係機関等	特定事業所及び防災関係機関

[防災本部等]

防災本部	石災法第27条の定めにより、常時設置された兵庫県石油コンビナート等防災本部
現地本部	石災法第29条の定めにより、特別防災区域内の災害に際し緊急に統一的な防災活動を実施するために現地に設置する石油コンビナート等現地防災本部

災害対策本部	災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第23条の定めにより、兵庫県地域防災計画に基づき、災害時に知事の指示によって県に設置される兵庫県災害対策本部
災害対策地方本部	兵庫県地域防災計画により、災害時に知事の指示によって各県民局に設置される災害対策地方本部
市町災害対策本部	災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第23条の定めにより、市町村地域防災計画に基づき、災害時に市町長の指示によって各市町に設置される災害対策本部
現地指揮本部	災害時に特定事業所と防災関係機関が情報共有のうえ密接に連携し、災害応急対策の協議を実施する指揮所

[特定事業所関係]

特定事業所	石災法第2条第6号により定められた第1種事業所及び第2種事業所
第1種事業所	石災法第2条第4号により定められた特別防災区域内の事業所のうち、石油又は高圧ガスの貯蔵取扱量が石災法施行令又は定める数量以上のもの
第2種事業所	石災法第2条第5号により定められた特別防災区域内の事業所のうち、石油又は高圧ガス若しくは可燃性ガス等石災法施行令に定める物質の貯蔵取扱量が同施行令に定める数量以上のものであって、第1種事業所以外のもの
レイアウト規制	第1種事業所のうち、石油及び高圧ガスの両方を取り扱う事業所を対象とする施設の配置等に関する規制

[特定事業所の防災組織関係]

防災管理者	石災法第17条第1項の定めにより、特定事業所ごとに選任する自衛防災組織の統括者であって、当該特定事業所の事業の実施を統括管理する者
副防災管理者	石災法第17条第3項の定めにより、第1種事業所に選任する防災管理者を補佐する者
防災要員	石災法第16条第3項により、特定事業所の自衛防災組織に置く防災に関する職務を行う者
連携責任者	現地指揮本部で事故関連物質の性状や周辺施設配置など、災害対応に必要となる情報を防災関係機関に説明し、綿密な連携を図る者
自衛防災組織	石災法第16条第1項の定めにより、特定事業所ごとに災害の発生又は拡大防止等のため設置する防災組織
共同防災組織	石災法第19条第1項の定めにより、1の特別防災区域内の事業所が自衛防災組織の業務の一部又は全部を共同で行うために設置することができる防災組織
特別防災区域協議会	石災法第22条により設置が促進される1の特別防災区域内の事業所が共同で設置する組織で、自主基準作成、共同研究、共同教育、共同訓練等自主的な防災に関する活動を行うもの
特定防災施設等	石災法第15条第1項の定めにより、特定事業所に、その設備規模等により設置が義務づけられた流出油防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備
防災資機材等	石災法第16条第4項の定めにより、特定事業所に、その設備規模等により設置が義務づけられた化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船等

[物質名等]

危険物	消防法（昭和23年法律第 186号）第2条に定めるもの
高圧ガス	高圧ガス保安法（昭和26年法律第 204号）第2条に定めるもの
可燃性ガス	高圧ガス以外の可燃性のガス
毒物・劇物	石災法施行令第3条第1項第6号に定めるもの
有害物質等	海上災害防止法第3条第1項第2号、第3号、第4号に定めるもの
可燃性固体類等	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第 306号）別表第四の品名欄に掲げる物品のうち可燃性固体類及び可燃性液体類

兵庫県石油コンビナート等防災計画

目 次

第1章 総則 P 1

第1節 目的	P 1
第2節 計画の性格と役割	P 1
第3節 特別防災区域の範囲	P 2
第4節 特別防災区域の現況及び気象の特性	P 3
第5節 特定事業所	P 9

第2章 防災組織 P 13

第1節 兵庫県石油コンビナート等防災本部	P 13
第2節 防災本部の業務	P 13
第3節 防災本部の運営	P 13
第4節 防災関係機関等の業務の大綱	P 16

第3章 災害想定 P 19

第4章 災害情報収集伝達計画 P 20

第1節 災害の通報・伝達計画	P 20
第2節 防災関係機関通報・伝達先一覧	P 28
第3節 災害情報広報計画	P 34
第4節 気象予警報等の伝達計画	P 37
第5節 事故概要報告	P 46

第5章 災害予防計画 P 47

第1節 危険物災害予防計画	P 47
第2節 高圧ガス及び高圧ガス以外の可燃性ガス災害予防計画	P 49
第3節 毒物・劇物災害予防計画	P 51
第4節 海上災害予防計画	P 53
第5節 防災教育及び防災訓練計画	P 55
第6節 防災に関する調査研究計画	P 58
第7節 防災施設及び資機材設置計画	P 59

第6章 災害応急対策計画 P 6 1

第1節	現地本部設置計画	P 61
第2節	兵庫県の体制	P 65
第3節	陸上災害応急対策計画	P 67
第4節	接岸船舶の災害応急対策計画	P 71
第5節	石油等流出防御応急対策計画	P 75
第6節	海上災害応急対策計画	P 79
第7節	自然災害防御計画	P 83
第8節	避難計画	P 86
第9節	警戒区域等設定計画	P 90
第10節	交通規制、緊急輸送計画	P 91
第11節	自衛隊派遣要請計画	P 93
第12節	特定事業所間等の相互応援計画	P 96
第13節	その他公共機関等への応援要請計画	P 97
第14節	救急・救助及び医療・救護計画	P 99
第15節	通信連絡確保計画	P 102

第7章 公共施設の災害復旧計画 P 1 0 3

第8章 南海トラフ地震防災対策 P 1 0 4

第1節	総則	P 104
第2節	地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱等	P 105
第3節	南海トラフ地震臨時情報等の発表及びその対応	P 106
第4節	地震発生時の応急対策等	P 107
第5節	地震、津波に関する情報伝達	P 108
第6節	避難対策等	P 109
第7節	危険物施設等の耐震化の促進	P 110
第8節	応急対策等の検証	P 111
第9節	防災訓練及び防災教育の実施	P 112

第9章 大容量泡放射システムの配備について P 1 1 4

第1節	総則	P 114
-----	----	-------

特別防災区域の地図 P 1 1 7

神戸地区	P 117
東播磨地区(加古川・播磨地区)	P 119
東播磨地区(高砂地区)	P 120
姫路臨海地区	P 121
赤穂地区	P 123

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和51年法律第84号。以下「石災法」という。）第31条の定めにより、兵庫県下の石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）にかかる災害について、その予防及び拡大防止並びに被害の軽減を図るため、災害予防対策計画及び災害応急対策計画等を定め、特定事業所、国、県、市町等防災関係機関の業務を明確にするとともに、これらの防災関係機関等が一体となった防災体制の確立を目的とする。

第2節 計画の性格と役割

- (1) この計画は、石災法第31条及び第32条の定めにより、兵庫県の地域のうち、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号。以下「区域指定政令」という。）により定められた、兵庫県内に所在する特別防災区域を対象として作成する。
- (2) この計画は、特別防災区域にかかる災害に関して、防災関係機関等の役割と責任を明らかにするとともに、実施すべき事務等について基本的な指針を示す。
- (3) この計画は、次の役割を果たすことを期待し作成する。
 - ① 防災関係機関等において、この計画の推進のための細目等の立案、作成及び実施にあたっての指針となること。
 - ② 関係団体や県民において、防災意識の高揚及び自発的な防災活動への参加の際の参考となること。
- (4) この計画は、特別防災区域にかかる防災に関する諸般の状況変化に対応し、必要に応じて見直し、修正を加える。
- (5) この計画の推進にあたっては、災害対策基本法第40条の定めにより作成する兵庫県地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）との調整を図る。

第3節 特別防災区域の範囲

兵庫県下の特別防災区域は、次の表で示す地域の内、第5節に記載する特定事業所の所在する地域及びその周辺をいう。

〔兵庫県下の特別防災区域の地域の概要〕

区域名	所在市町名	地 区 名 等	特 別 防 災 区 域 の 範 囲 の 概 要
神戸地区	神 戸 市	東 部 地 区	東 瀬 区 住吉浜町、御影浜町
		灘 区	灘浜東町
		西 部 地 区	長 田 区 南駒栄町、駒ヶ林南町、浪松町六丁目
		須 磨 区	須磨区 外浜町一丁目・三丁目
東 播 磨 区	加 古 川 市	加 古 川 市 地 区	金沢町、別府町
	高 砂 市	高 砂 市 地 区	高砂町宮前町、相生町、荒井町新浜二丁目、梅井五丁目、六丁目
	播 磨 町	播 磨 町 地 区	宮西、本荘
姫 路 臨 海 地 区	姫 路 市	白 浜 ・ 妻 鹿 地 区	白浜町
		飾 磨 区	妻鹿
		中 島 ・ 須 加 ・ 今 在 家 地 区	飾 磨 区 中島、玉地、細江、須加、構、今在家、英賀入船町、粕屋新町
		広 畑 区	広 畑 区 夢前町二丁目・四丁目、鶴町一丁目・二丁目、富士町、大町一丁目・二丁目・三丁目
		大 津 区	大 津 区 勘兵衛町一丁目・三丁目・四丁目・五丁目、吉美
		新 在 家 ・ 興 浜 地 区	網 干 区 新在家、大江島字流作、興浜（一部）
		興 浜 ・ 浜 田 地 区	網 干 区 興浜（一部）、浜田
赤穂地区	赤 穂 市	———	加里屋字東沖手・字江戸・字沖手

* 上記区域を示す地図はP117～に添付

第4節 特別防災区域の現況及び気象の特性

本節では、兵庫県内の4特別防災区域（神戸地区、東播磨地区、姫路臨海地区、赤穂地区）について、現況（地区の位置・地形等、人口、面積、道路等、緩衝緑地帯、港湾）及び兵庫県瀬戸内海沿岸地域の気象の特性を記載する。

1 現 態

(1) 神戸地区

位 置 地形等	東部 地 区	<p>東灘区住吉川川尻から須磨区妙法寺川川尻に至る神戸港に面した延長約15Kmにわたる埋立地に立地し、次の2ブロックに区分できる。</p> <p>神戸港埋立地のうち東部第二工区（東灘区住吉浜町及び御影浜町）及び東部第一工区（灘区灘浜東町）からなる平坦な造成地に、製鉄所、ケミカル倉庫、食品関係企業等が立地している。</p> <p>各埋立地の北側は幅員32mの運河、東・西側は幅員150～300mの運河に接し南側は神戸港に面している。</p> <p>地区内の特定事業所は、次のとおりである。</p> <p>東灘区住吉浜町：シンコーチミカル・ターミナル株神戸事業所、 神港有機化学工業株</p> <p>東灘区御影浜町：ティー・エム・ターミナル株神戸事業所、 昭和産業株神戸工場</p> <p>灘区灘浜東町：株神戸製鋼所加古川製鉄所神戸線条工場</p>
	西部 地 区	<p>長田区及び須磨区の神戸港埋立地であって、長田区新湊川川尻から須磨区妙法寺川川尻に至る延長約3.6Kmの工業専用地区内に油槽所、ケミカル倉庫が立地している。</p> <p>位置としては市道高松線（浜手幹線幅員30m）を経て、長田区南駒栄町、駒ヶ林南町一帯及び須磨区外浜町の一部を占め、南側は高さ4mの防潮堤を隔て神戸港に面している。</p> <p>地区内の特定事業所は、次のとおりである。</p> <p>長田区 南駒栄町：セントラル・タンクターミナル株神戸事業所</p> <p>長田区 浪松町：シェルルブリカンツジャパン株神戸事業所</p> <p>須磨区 外浜町：ENEOS株神戸油槽所</p>
人 口	なし	
面 積		<p>総面積 2,706,803 m²</p> <p>東部地区 1,984,222 m²</p> <p>西部地区 722,581 m²</p>
道 路 等	東部 地 区	<p>国道43号から市道を経て御影大橋（幅員15m、全長50m）から東部第二工区へ、東部第一工区は市道浜手幹線から直接進入できる。</p> <p>また、東部第二工区へは神戸高速1号線（摩耶ランプ）からも進入できる。</p>
	西部 地 区	<p>市道高松線（浜手幹線）からの進入が容易であり、当該市道は神戸高速1号線（湊川ランプ、若宮ランプ）とリンクしている。</p>
緩 衡 緑 地 带		存在しない。
港 湾		港湾法による国際戦略港湾として、神戸港が存在する。

(2) 東播磨地区

県道明石高砂線以南の工業専用地帯で加古川市、高砂市及び播磨町の3ブロックに区分できる。	
位 置 地形等	加古川市 地 区 高 砂 市 地 区 播 磨 町 地 区
	<p>県道明石高砂線以南の加古川市の南部に位置し、高砂市との境界である加古川を西端とし、別府川を東端とする延長約4kmの海岸線沿いの平坦地及び平坦な海岸埋立地である。</p> <p>金沢町の北側は幅約25mの運河及び公道を隔て住宅地に接し、西側は加古川の河口部及び東播磨港に面し、南側及び東側も東播磨港に面している。</p> <p>鉄鋼所、燃料関係、製綿関係企業が立地している。</p> <p>地区内の特定事業所は、次のとおりである。</p> <p>金沢町：関西熱化学㈱加古川工場、(㈱)神戸製鋼所加古川製鉄所</p>
	<p>高砂市南部に位置し、加古川市との境界である加古川を東端とし、曾根町松村川を西端とする延長約4.5kmの海岸線沿いの平坦地及び平坦な海岸埋立地である。</p> <p>工業専用地区及び準工業地域であり、油槽所、電力関係、鉄鋼所、化学関係企業が立地している。</p> <p>西側及び南側は東播磨港に面し、北側は公道を隔て住宅地に接している。</p> <p>地区内の特定事業所は、次のとおりである。</p> <p>高砂町：㈱カネカ高砂工業所</p> <p>荒井町：㈱神戸製鋼所高砂製作所、三菱重工業㈱高砂製作所</p> <p>梅 井：新日本油化㈱、AGC㈱関西工場高砂事業所、 J-POWERジェネレーションサービス㈱</p>
県道明石高砂線以南の加古川市との境界付近の平坦な海岸埋立地であり、西側及び南側は東播磨港に面しており、東北側は公道を隔て住宅地に隣接している。	
<p>化学関係企業が立地している。</p> <p>地区内の特定事業所は、次のとおりである。</p> <p>宮 西：住友精化㈱別府工場、田岡化学工業㈱播磨工場、 多木化学㈱本社工場、住友金属鉱山㈱播磨事業所</p>	
人 口	なし
面 積	<p>総面積 10,912,284 m²</p> <p>加古川市地区 5,631,337 m²</p> <p>高 砂 市 地 区 4,828,402 m²</p> <p>播 磨 町 地 区 452,545 m²</p>
道 路 等	特別防災区域から北方向に近い順に、県道明石高砂線、明姫幹線、国道2号等の幹線道路が東西に走り、幹線道路からは県道・市道等が事業所までをリンクしている。
緩 衝 緑 地 带	加古川市金沢町地区において、事業所北側に幅50mのグリーンベルト及び運河道路を設置している。
港 湾	重要港湾「東播磨港」には、二見地区、播磨地区、別府地区、加古川地区、高砂地区、伊保地区等がある。各地区には、公共岸壁が整備されているほか、それぞれ企業専用岸壁が設けられている。

(3) 姫路臨海地区

位 置 地形等	白浜町の中村川を東の境、網干区の中川を西の端とした国道250号以南の工業専用地域とその周辺の地区で海岸線に面した延長約12Kmの平坦な埋立造成地である。 地区内には、市川、夢前川、大津茂川、揖保川が貫流しており、次の5ブロックに区分できる。
	白 浜 ・ 妻 鹿 地 区 姫路市の南東部の東部工業港区に面し、白浜町灘浜は周囲を海に囲まれ、妻鹿西側は市川に面した東西延長約2,500m、南北延長約2,500mの地区である。 妻鹿の北側及び白浜町の北側は、浜手緑地に接しており、住宅地と隔てられている。 緩衝緑地帯の南側から電子部品製造・電力・ガス関係企業が立地している。 地区内の特定事業所は、次のとおり。 白 浜 町：大阪ガス㈱姫路製造所 飾磨区妻鹿： プライムプラネットエナジー&ソリューションズ㈱ 、 関西電力㈱姫路第二発電所
	中 島 ・ 須 加 今 在 家 地 区 妻鹿から市川を隔てた西側の地区で、地区内には野田川、船場川が貫流し西端は夢前川に接した東西延長約3,500m、南北延長約3,000mの地区である。 中島の北側及び細江の北側は浜手緑地に接しており住宅地と隔てられている。 飾磨港区から緩衝緑地帯以南に広がる重工業地帯に、鉄鋼・電力・油槽所・化学関係企業が立地している。 地区内の特定事業所は、次のとおり。 飾 磨 区 中 島：関西電力㈱姫路第一発電所、 東西オイルターミナル㈱姫路油槽所 飾磨区入船町：住友精化㈱姫路工場
	広 畑 区 ・ 大 津 区 地 区 姫路臨海地区のほぼ中央に位置し、夢前川から大津茂川に至る広畑港区を中心とした東西延長約4,200m、南北延長約3,100mの地区である。 広畑区の北側は、浜手緑地に接しており、住宅地と隔てられている。 この地区の大部分は鉄鋼関係企業で、他に化学関係企業・油槽所が立地している。 地区内の特定事業所は、次のとおり。 広畑区富士町：日本製鉄㈱瀬戸内製鉄所広畑地区、製鉄オキシトン㈱広畑工場、広畑ターミナル㈱、㈱ダイセルマルチプルプロダクションカンパニー姫路製造所広畑工場 大津区吉美：姫路タンクターミナル㈱
	新 在 家 ・ 興 浜 地 区 網干区中心部の南側に広がる埋立造成地で、東側の大津茂川から西側の揖保川に至る東西延長約2,100m、南北延長約1,400mの地区である。 南側は網干港区に面している。 この地区内の網干区新在家と網干区興浜（一部）とは、高等学校の敷地で分断されている。 この地区には化学会社が立地している。 地区内の特定事業所は、次のとおり。 網干区新在家：㈱ダイセルチェーンプロダクションカンパニー 姫路製造所網干工場
	興 浜 ・ 田 地 区 姫路市の南西端の浜田地区住宅密集地の南側に位置し、東西は川に、南側は海に面した、東西延長約1,500m、南北延長約1,900mの地区である。 この地区には化学・電気関係企業が立地している。 地区内の特定事業所は、次のとおり。 網干区興浜：㈱日本触媒姫路製造所、日本ポリマー工業㈱

		令和5年1月現在 (所轄消防本部調べ)					
人 口	地 区	町 名	世 帯 数	人 口 (人)			
		白 浜 町	0	0			
	白浜・妻鹿地区	飾 磨 区 妻 鹿	8	18			
		飾 磨 区 中 島	45	93			
	中島・須加・今在家地区	飾 磨 区 玉 地	0	0			
		飾 磨 区 細 江	24	37			
		飾 磨 区 入 船 町	0	0			
		飾 磨 区 須 加	16	30			
		飾 磨 区 構	1	3			
		飾 磨 今 在 家	2	8			
		飾 磨 区 英 賀	0	0			
		広 畑 区 夢 前 町	0	0			
	広畑区・大津区地区	広 畑 区 鶴 町	0	0			
		広 畑 区 富 士 町	0	0			
		広 畑 区 大 町	12	19			
		大 津 区 勘 兵 衛 町	9	11			
		大 津 区 吉 美	17	38			
面 積	新在家・興浜地区	網 干 区 新 在 家	4	13			
		網 干 区 大 江 島	0	0			
		網干区興浜(一部)	7	13			
	興浜・浜田地区	網干区興浜(一部)	0	0			
		網 干 区 浜 田	0	0			
		合 計	145	283			
道路等	総面積		18,985,000m ²				
	白 浜 ・ 妻 鹿 地 区		3,128,500m ²				
	中 島 ・ 須 加 ・ 今 在 家 地 区		5,287,500m ²				
	広 畑 区 ・ 大 津 区 地 区		7,695,300m ²				
	新 在 家 ・ 興 浜 地 区		1,288,900m ²				
	興 浜 ・ 浜 田 地 区		1,584,800m ²				
		白 浜 ・ 妻 鹿 地 区	緩衝緑地帯の南側を東西に幅員約10~18mの道路があり、東端・中央・西端は国道250号に接続している。白浜町地区へは当該道路の中央部から約18mの道路が南に通じ、灘浜大橋を経て接続されている。				
		中 島 ・ 須 加 ・ 今 在 家 地 区	この地区は、国道250号を基幹に、県道飾磨港線、国道436号、市道幹線第12号の南北道路が整備されており、中島地区と須加地区間は飾磨臨海大橋により接続されているが、須加地区から今在家地区へ通じる道路はない。				
		広 畑 区 ・ 大 津 区 地 区	この地区も国道250号を基幹に、広畑地区は中央南北に幅員約20mの市道幹線第43号、東側と西側に、幅員約12mの市道幹線が通じているが、この地区から西側の大津地区に通じる道路はない。 大津地区にも南北に道路が整備されている。				
		新 在 家 ・ 興 浜 地 区	この地区へは、国道250号を基幹に、北側からの県道網干港線及び大江島交差点から住宅密集地に至る幅員約8m~12mの道路、又はこの地区的南西側の網干臨海大橋からの進入となる。				
		興 浜 ・ 浜 田 地 区	この地区へは、国道250号の浜田変電所交差点からの幅員約12mの県道姫路木材港線、又は網干臨海大橋から地区中央に至る道路からの進入となる。				

緩 衝 緑 地 帯	網干区及び大津区を除く特別防災区域の北側に幅約100m～150mの緩衝緑地帯が設置されている。
港 湾	国際拠点港湾「姫路港」には、浜田地区、網干地区、広畠地区、入船地区、須加地区、中島地区、妻鹿地区等があり、須加地区、中島地区には、-12m岸壁等の公共岸壁があり、広畠地区には、-14m岸壁等の公共岸壁がある。また、各地区に企業専用施設があり、特に妻鹿地区には、-14mドルフィン等がある。

(4) 赤穂地区

位 置 地形等	赤穂市南部の緩衝緑地帯以南の、東端を加里屋川及び赤穂湾とし、南方及び西方を赤穂湾に囲まれた東西延長約900m、南北延長約1,600mの平坦な塩田跡地埋立造成地である。 電力会社が立地している。 地区内の特定事業所は、次のとおり。 加里屋：関西電力(株)赤穂発電所
人 口	なし
面 積	総面積 533,053 m ²
道路等	地区北側を東西に市道新田坂越線、東側を南北に県道赤穂港線が通じている。
緩 衝 緑 地 帯	事業所敷地境界（北側、堀込港側を除く）に幅約50mの緩衝緑地帯が設置されている。
港 湾	地方港湾「赤穂港」には、御崎地区、本港地区がある。本港地区には、-5.5m岸壁等の公共岸壁があるほか、企業用施設として-7.5m岸壁等がある。

[参考] 特別防災区域の面積及び人口の集計（令和5年1月現在）

ア 面積

神 戸 地 区	2,706,803 m ²
東 播 磨 地 区	10,912,284 m ²
姫 路 臨 海 地 区	18,985,000 m ²
赤 穂 地 区	533,053 m ²
合 計	33,137,140 m ²

イ 人口

姫 路 臨 海 地 区	145 世帯 283 人
-------------	--------------

*神戸地区、東播磨地区及び赤穂地区は人口なし

2 気象の特性

兵庫県瀬戸内海沿岸地域の一般的特徴は、次表に記載するとおり、温暖で日照が多く、降水量は全国的にみて比較的少ない。

ただし、梅雨期及び台風期には大雨による大きな被害にみまわることがある。

また、この地域は、特に台風の進路によっては高潮の被害を受けやすい。

〔兵庫県瀬戸内海沿岸地域の気象の一般的特徴〕

要 素	概 要
気 温	瀬戸内海沿岸(※1)の年平均気温は約16°Cで温暖な地域であるが、播磨灘沿岸は大阪湾沿岸に比べてやや気温が低く特に冬季に低い。
降 水 量	瀬戸内海沿岸の年間降水量は1000～1300mmで、西日本では少ない地域である。 年間で多い時期は出水期（6月～10月）であり、期間降水量が年間降水量の約6割に達している。 冬季は少なく、12月から2月の期間降水量は年間降水量の約1割である。 この地域の大雨は、停滞（梅雨、秋雨）前線と台風によるものが多く、他に低気圧や出水期における大気の状態が不安定であることによるものがある。 県内の日降水量の極値は家島アメダス（気象庁資料）での528mm(※2)（昭和51年9月10日台風第17号）である。（昭和51年9月8日から13日の6日間の総降水量は、1035mmを記録） また、日最大1時間降水量の極値は神崎郡大河内町寺前（兵庫県資料）で120mm（昭和27年8月5日）である。
風	強風は、台風・低気圧・前線及び季節風によって起こる。最大風速30m/s以上を観測した事例はすべて台風によるものであり、台風以外でも25m/s以上の暴風となる場合もある。
雷	雷の発生日数(※3)は、6月～9月の間が年間の約7割を占めている。中でも7・8月が多く、局地的に短時間の激しい雨を伴うことがある。 神崎郡大河内町寺前の日最大1時間降水量の極値は雷雨による。
雪	雪は、冬型の気圧配置により県南部の沿岸地域にも降雪があるが、積雪になることは稀である。 しかし、発達した低気圧が四国沖を東進する場合に大雪が降り、積雪になることがある。
潮 位	高潮は、特に台風の進路によっては災害が発生しやすい。

※1 この表における「瀬戸内海沿岸」の観測値は、気象庁アメダス（神戸、明石、姫路、家島）の平年値（1991年～2020年）の平均値を表す。

※2 統計値を求める資料の一部が許容する範囲内で欠けている。

※3 気象庁（神戸、姫路）の平年値（1991年～2020年）による。

第5節 特定事業所

特定事業所一覧表

[神戸地区特別防災区域]

令和5年1月

地区名	種別	事業所名	担当窓口	勤務時間内 TEL	所在地
東部地区	1種	シンコー・ケミカル・ターミナル(株)神戸事業所	業務課	(078) 811-2671	〒658-0042 神戸市東灘区住吉浜町18
	2種	神港有機化学工業(株)	工場長	(078) 811-1931	〒658-0042 神戸市東灘区住吉浜町18-26
	2種	昭和産業(株) 神戸工場	管理課	(078) 841-4151	〒658-0043 神戸市東灘区御影浜町5
	レイクト 1種	ティー・エム・ターミナル(株) 神戸事業所	技術課	(078) 811-1121	〒658-0043 神戸市東灘区御影浜町6
	2種	(株)神戸製鋼所加古川製鉄所 神戸線条工場	環境防災管理 室	(078) 882-8134	〒657-0863 神戸市灘区灘浜東町2
西部地区	1種	セントラル・タンクターミナル(株)神戸事業所	技術課	(078) 611-5934	〒653-0044 神戸市長田区南駒栄町1-43
	1種	シェルルブリカンツジャパン (株)神戸事業所	管理グループ	(078) 731-2035	〒653-0055 神戸市長田区浪松町6-1-17
	1種	ENEOS(株)神戸油槽所	所長	(078) 731-4751	〒654-0043 神戸市須磨区外浜町1-1-1

〔東播磨地区特別防災区域〕

令和5年1月

地区名	種別	事業所名	担当窓口	勤務時間内 TEL	所在地
加古川市 地 区	レイアウト 1種	関西熱化学(株) 加古川工場	環境保安部	(079) 436-1525	〒675-0137 加古川市金沢町7
	レイアウト 1種	株神戸製鋼所 加古川製鉄所	環境防災管理 室	(079) 436-1130	〒675-0137 加古川市金沢町1
高砂市 地 区	レイアウト 1種	株カネカ 高砂工業所	信頼の環境安 全センター	<u>050-3181-</u> <u>5140</u>	〒676-8688 高砂市高砂町宮前町1-8
	2種	三菱重工業(株) 高砂製作所	高砂安全環境 課	(079) 445-6155	〒676-8686 高砂市荒井町新浜2-1-1
	2種	株神戸製鋼所 高砂製作所	環境防災室	(079) 445-7114	〒676-8670 高砂市荒井町新浜2-3-1
	1種	新日本油化(株)	業務部	(079) 447-0781	〒676-0074 高砂市梅井5-5-1
	2種	A G C(株) 関西工場 高砂事業所	環境安全保安 室	(079) 447-7380	〒676-8655 高砂市梅井5-6-1
	2種	J-POWERジェネレーション サービス(株)	業務グループ	(079) 447-1301	〒676-0074 高砂市梅井6-4-1
播磨町 地 区	2種	住友精化(株) 別府工場	安全環境部	(079) 437-2166	〒675-0145 加古郡播磨町宮西346-1
	2種	田岡化学工業(株) 播磨工場	環境保安部	(079) 437-6132	〒675-0145 加古郡播磨町宮西2-10-6
	2種	多木化学(株) 本社工場	環境安全施設 部	(079) 436-0222	〒675-0145 加古郡播磨町宮西346
	2種	住友金属鉱山(株) 播磨事業所	環境技術課	(079) 437-8651	〒675-0145 加古郡播磨町宮西346-4

〔姫路臨海地区特別防災区域〕

令和5年1月

地区名	種別	事業所名	担当窓口	勤務時間内TEL	所在地
白浜・妻鹿地区	2種	大阪ガス㈱ 姫路製造所	総務チーム	(079) 246-3316	〒672-8024 姫路市白浜町灘浜1
	2種	プライムプラネットエナジー&ソリューションズ㈱	安全・総務室 業務支援関西G	(079) 246-7592	〒672-8033 姫路市飾磨区妻鹿日田町1-6
	2種	関西電力㈱ 姫路第二発電所	計画課	(079) 245-1651	〒672-8034 姫路市飾磨区妻鹿常盤町
中島・須加・今在家地区	2種	関西電力㈱ 姫路第一発電所	計画課	(079) 235-0551	〒672-8530 姫路市飾磨区中島3058-1
	1種	東西オイルターミナル㈱ 姫路油槽所	油槽所長	(079) 235-1557	〒672-8035 姫路市飾磨区中島3059-1
	レイアウト 1種	住友精化㈱ 姫路工場	安全環境部	(079) 235-1371	〒672-8076 姫路市飾磨区入船町1
広畠・大津地区	レイアウト 1種	日本製鉄㈱ 瀬戸内製鉄所広畠地区	環境防災室	(079) 236-1126	〒671-1188 姫路市広畠区富士町1
	レイアウト 1種	製鉄オキシトン㈱ 広畠工場	製造課	(079) 236-3434	〒671-1123 姫路市広畠区富士町1-4
	2種	広畠ターミナル㈱	環境安全室	(079) 236-8286	〒671-1188 姫路市広畠区富士町1
	2種	㈱ダイセルマルチプルプロダクションカンパニー姫路製造所広畠工場	総務安全環境グループ	(079) 238-1206	〒671-1123 姫路市広畠区富士町12
	2種	姫路タンクターミナル㈱	所長	(079) 274-2600	〒671-1133 姫路市大津区吉美字元浜南429-4
新在家・興浜地区	レイアウト 1種	㈱ダイセルチェーンプロダクションカンパニー姫路製造所網干工場	安全環境部	(079) 273-7061	〒671-1281 姫路市網干区新在家1239
興浜・浜田地区	レイアウト 1種	㈱日本触媒 姫路製造所	環境安全部	(079) 273-1433	〒671-1282 姫路市網干区興浜字西沖992-1
	2種	日本ポリマー工業㈱	安全環境 品質保証部	(079) 273-4123	〒671-1241 姫路市網干区興浜2114

〔赤穂地区特別防災区域〕

令和5年1月

地区名	種別	事業所名	担当窓口	勤務時間内TEL	所在地
	1種	関西電力㈱ 赤穂発電所	計画課	(0791) 42-4111	〒678-0239 赤穂市加里屋字東沖手1062

〔共同防災組織一覧表〕

令和5年1月

地区名	共同防災組織名	勤務時間内TEL	所在地
神戸地区	神戸西部地区共同防災組織	(078) 734-2531	〒654-0049 神戸市須磨区若宮町1-1-5

〔各特別防災区域の事業所等数〕

令和5年1月

種別	神戸	東播磨	姫路臨海	赤穂	計
第1種事業所 (レイアウト規制)	1	3	5	0	9
第1種事業所 (レイアウト規制外)	4	1	1	1	7
第2種事業所	3	8	8	0	19
事業所計	8	12	14	1	35
共同防災組織数	1	0	0	0	1

第2章 防 災 組 織

特別防災区域においては、大量の危険物、高圧ガス等が貯蔵又は取り扱われており、常時、危険物等による特殊災害が発生する危険性を内在している。また、ひとたび災害が発生した場合は、大規模な災害に拡大するおそれがあるが、拡大した災害の鎮圧は極めて困難である。

このことから、特別防災区域の防災対策は、災害の発生を未然に防止する予防対策を始めとし、災害が発生した場合には、防災に関する情報の収集・伝達を迅速に行い、災害の初期段階で拡大防止のため的確な応急対策を講じなければならない。さらに災害が拡大した場合には、防災関係機関等が一体となって総合的な応急対策を実施する必要がある。

このように、特別防災区域においては、各種災害に即応した初動体制の構築が必要であるため、石油コンビナート等災害防止法の定めにより当該防災組織は常設設置とされているものである。

第1節 兵庫県石油コンビナート等防災本部

石災法第1条に定める目的を達成するため、石災法第27条の定めにより、特定地方行政機関、自衛隊、県警察、県、市町、消防機関、公共機関等及び特定事業所で構成する兵庫県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を常設設置する。

防災本部の組織は、別表1のとおりとする。

第2節 防災本部の業務

防災本部は、県下の特別防災区域にかかる防災に関して次に定める業務を実施する。

- 1 防災計画の作成及びその実施に関すること
- 2 防災に関する調査研究に関すること
- 3 防災に関する情報の収集、伝達に関すること
- 4 災害の発生時に、防災関係機関等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整に関すること
- 5 現地本部の設置に関すること
- 6 現地本部に対する指示等に関すること
- 7 国の行政機関及び他の都道府県との連絡調整に関すること
- 8 その他、県下の特別防災区域の防災に関する重要な事項の実施に関すること

なお、防災関係機関等ごとの業務の大綱は、本章第4節に定める。

第3節 防災本部の運営

防災本部の運営に関しては、法令の定めによるほか、兵庫県石油コンビナート等防災本部条例及び兵庫県石油コンビナート等防災本部運営要綱で定める。

別表1 兵庫県石油コンビナート等防災本部組織

幹事 (各機関の幹事の職名は次項参照)	1号本部員 特定地方行政機関	① 近畿管区警察局長 ② 中部近畿産業保安監督部近畿支部長 ③ 近畿地方整備局長 ④ 神戸海上保安部長 ⑤ 姫路海上保安部長 ⑥ 兵庫労働局長
	2号本部員	陸上自衛隊第3特科隊長
	3号本部員	兵庫県警察本部長
本部長：兵庫県知事 職務代理者 ----- 兵庫県副知事 兵庫県防災監	4号本部員	① 兵庫県副知事 ② 兵庫県防災監 ③ 兵庫県総務部長 ④ 兵庫県保健医療部長 ⑤ 兵庫県土木部長 ⑥ 兵庫県まちづくり部長 ⑦ 兵庫県神戸県民センター長 ⑧ 兵庫県東播磨県民局長 ⑨ 兵庫県中播磨県民センター長 ⑩ 兵庫県西播磨県民局長
	5号本部員	① 神戸市長 ② 姫路市長 ③ 加古川市長 ④ 高砂市長 ⑤ 赤穂市長 ⑥ 播磨町長
	7号本部員	① 神戸市消防局長 ② 姫路市消防局長 ③ 加古川市消防長 ④ 高砂市消防長 ⑤ 赤穂市消防長
	8号本部員	各特別防災区域代表特定事業所の所長等
	9号本部員 [専門機関等]	① 神戸運輸監理部総務企画部長 ② 神戸地方気象台長 ③ (一社)兵庫県医師会会長 ④ 日本赤十字社兵庫県支部事務局長 ⑤ 日本放送協会神戸放送局長 ⑥ (株)サンテレビジョン代表取締役社長 ⑦ (株)ラジオ関西代表取締役社長 ⑧ 西日本電信電話(株)兵庫支店設備部長
	専門員	学識経験者・関係機関の職員で知事が必要と認めて任命する者

- * 本部長：石災法第28条第2項の定めによる
- 本部長職務代理者：石災法第28条第4項の定めによる
- 本部員：第1号・2号・3号・5号・7号本部員は石災法第28条第5項各号の定めにより職指定、第4号本部員は県職員のうちから知事が指名する者、第8号本部員は特別防災区域ごとの特定事業所の職員のうちから知事が任命する者、第9号本部員は知事が必要と認め任命する者

兵庫県 石油コンビナート等防災本部 幹事

特定地方行政機関	近畿管区警察局	総務監察部長兼広域調整部長
	中部近畿産業保安監督部近畿支部	保安課長、電力安全課長
	近畿地方整備局	総括防災調整官、補償管理官
	神戸海上保安部	警備救難課長
	姫路海上保安部	警備救難課長、加古川海上保安署長
	兵庫労働局	安全課長
陸上自衛隊第3特科隊		第3科長
兵庫県警察本部		災害対策課長
兵庫県	危機管理部	総務課長、災害対策課長、消防保安課長
	総務部	広報広聴課長
	保健医療部	薬務課長
	土木部	港湾課長
	まちづくり部	建築指導課長
	神戸県民センター	県民交流室次長
	東播磨県民局	総務企画室長
	中播磨県民センター	県民交流室次長
	西播磨県民局	総務企画室長
特別防災区域所在市町	神戸市	危機管理室担当課長（危機対応担当）
	姫路市	危機管理室主幹
	加古川市	防災部防災対策課長
	高砂市	総務部危機管理室主幹
	赤穂市	市長公室危機管理担当課長
	播磨町	危機管理グループ統括
域別特別防災区域	神戸市消防局	警防課長
	姫路市消防局	警防課長
	加古川市消防本部	警防課長
	高砂市消防本部	消防課長
	赤穂市消防本部	警防課長
関係事業所		特別防災区域ごとの代表事業所を補佐する事業所の所長等
公共機関等	神戸運輸監理部	安全防災・危機管理調整官
	神戸運輸監理部兵庫陸運部	企画調整官
	神戸地方気象台	防災管理官
	(一社)兵庫県医師会	常任理事
	日本赤十字社兵庫県支部	調整監
	日本放送協会神戸放送局	コンテンツセンター長
	株サンテレビジョン	報道部長
	株ラジオ関西	報道制作部長
	西日本電信電話株兵庫支店	次長（設備部災害対策室）

第4節 防災関係機関等の業務の大綱

この大綱は、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、本部員の所属する機関及び特定事業所の処理すべき事務について定める。

第1 特定地方行政機関（石災法第28条の規定による）

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
近畿管区警察局		①管区内各府県警察の指導、調整 ②他管区警察局との連携 ③情報の収集及び連絡 ④警察通信の運用	
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	①高圧ガス、液化天然ガス 電気、ガス施設等の保安確保対策の推進	①災害情報の収集伝達	①災害調査及び事後指導
近畿地方整備局 防 災 室	①公共土木施設（直轄）の整備と防災管理	①災害情報の収集伝達 ②公共土木施設（直轄）の応急対策及び技術指導	①公共土木施設（直轄）の復旧
	①港湾施設（直轄）の整備と防災管理	③油流出が発生した場合の油回収船の出動	①海洋の汚染の防除 ②公共土木施設（直轄）の復旧
神戸海上保安部 姫路海上保安部 加古川海上保安署	①海上災害に関する教育訓練及び啓蒙指導 ②防災資機材等の整備等	①災害情報の収集伝達 ②海上災害の防御及び救助 ③海上交通の安全確保 ④緊急海上輸送の支援 ⑤危険物の保安措置 ⑥海上保安通信の運用	①被害及び災害原因調査 ②海洋環境の汚染防止 ③海上交通の安全確保
兵 庫 労 働 局	①工場、事業場における産業災害防止の監督指導	①災害情報の収集伝達	①災害調査 ②労働者災害補償保険に関する業務

第2 自衛隊

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
陸上自衛隊 〔第3師団 第3特科隊〕		①人命又は財産の保護のため必要な救援部隊等の派遣 ②緊急輸送 ③緊急通信連絡	

第3 県警察

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
県警察	①防災のための教育及び訓練 ②防災資機材の整備	①災害情報の収集伝達 ②人命救助、避難及び誘導 ③交通規制 ④緊急車両の通行路確保 ⑤災害時における治安維持	①被害及び災害原因調査 ②災害復旧時の治安維持

第4 県

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
総務部 危機管理部	①防災資機材の整備強化 ②防災のための教育及び訓練 ③特定事業所への立入検査 ④防災資機材の充実指導 ⑤高圧ガス施設の保安維持管理に関する監督及び指導 ⑥高圧ガスに係る防消火設備及び毒性ガス除害薬剤の整備強化指導 ⑦高圧ガスに係る保安教育及び防災訓練の促進指導 ⑧高圧ガス設備への立入検査	①報道機関との連絡調整及び災害広報 ②災害情報の収集伝達 ③自衛隊、医療救護班の災害派遣要請 ④応急対策の総合調整 ⑤現地本部との連絡調整 ⑥被災者の応急救護	①被害及び災害原因に関する情報収集 ②災害復旧についての連絡調整
	①毒物・劇物取扱に関する指導監督	①毒物・劇物による災害応急措置の実施の指導 ②医療等保健衛生対策	①保健衛生関係施設の復旧
土木部 まちづくり部	①公共土木施設（所管）の整備及び防災管理 ②水防力の整備強化 ③施設地区の配置等に関する省令と建築基準法との調整指導	①公共土木施設（所管）の応急対策 ②水防警報の発表、伝達 ③水防応急対策	①公共土木施設（所管）の復旧 ②住宅に対する災害特別融資 ③公営住宅の建設等 ④住宅災害の復旧
県民局・県民センター 〔 神戸・東播磨・中播磨・西播磨 〕		①災害情報の収集伝達 ②防災本部との連絡調整 ③現地本部との連絡調整	

第5 関係市町

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
神戸市 姫路市 加古川市 高砂市 赤穂市 播磨町	①防災に関する組織の整備 ②防災に関する教育及び訓練の実施	①災害情報の収集伝達 ②災害に関する広報 ③避難指示等及び避難所の開設 ④医療救護 ⑤警戒区域の設定	①所管する施設の復旧

第6 関係消防

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
神戸市消防局	①石炭法及び消防法に基づく危険物の規制 ②消防対象物の立入検査 ③防災資機材の整備 ④特定事業所の自衛防災組織・共同防災組織の育成指導 ⑤防災に関する教育訓練の実施及び指導 ⑥特別防災区域協議会の指導	①災害情報の収集伝達 ②地域住民の避難措置 ③災害の防御及び人命救助 ④負傷者の救出救助及び搬送 ⑤警戒区域の設定	①被害及び災害原因調査
姫路市消防局			
加古川市消防本部			
高砂市消防本部			
赤穂市消防本部			

第7 特定事業所

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
特定事業所	①自衛防災組織等の整備強化 ②従業員に対する保安教育及び訓練の実施 ③消防法・高圧ガス保安法等関係法令に定める施設点検等保安管理 ④防災資機材の整備強化 ⑤相互応援協定の締結及び特別防災区域協議会の活動	①自衛防災組織及び共同防災組織による災害応急対策 ・災害情報の収集伝達 ・初期消火及び災害応急措置並びに拡大防止措置 ・その他必要な措置	①被害及び災害原因調査

第8 公共機関等

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
神戸運輸監理部		①緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請	
神戸運輸監理部 兵庫陸運部		①緊急陸上輸送確保に係る道路運送事業者に対する協力要請	
神戸地方気象台	①気象、地象、水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表及び伝達	同左	①被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
(一社)兵庫県医師会		①医療救護	
日本赤十字社兵庫県支部		①医療救護	
日本放送協会神戸放送局 株サンテレビジョン 株ラジオ関西	①気象予報・警報等の伝達 ②放送設備の整備と防災管理	①災害情報の放送 ②放送設備の応急対策	
西日本電信電話株 兵庫支店	①電気通信設備の整備と防災管理	①電気通信設備の疎通確保と設備の応急対策 ②災害時における非常緊急通信	①電気通信設備の災害復旧

第3章 災害想定

特別防災区域において予想される石油、高圧ガス等による火災・爆発・漏洩等の災害に、防災関係機関及び特定事業所が迅速かつ的確な災害応急対策を講じ、有効かつ的確な災害予防対策及び災害復旧活動の実施が行われるように次の各災害について想定した。

なお、想定結果は資料編に記載する。

第1 火災

1 タンク単独火災

石油類の屋外タンクの型式別に、フローティングルーフ型タンクはリング火災を、それ以外の型式のタンクについては、液面全面火災を検討した。

2 防油堤内火災

屋外タンクの防油堤内に流出した石油類の火災について検討した。

3 タンク類焼火災

タンク火災の際の輻射熱による周囲の未燃タンク内での石油類の液温上昇、着火の可能性について検討した。

第2 油の海上流出

石油類が海上流出した場合の時間による拡散範囲について検討した。

第3 爆発

爆発の種類、原因等についての考え方、爆風圧による被害について検討した。

第4 可燃性ガス及び毒性ガスの漏出拡散

可燃性ガス及び毒性ガスの漏出拡散時の漏洩拡散範囲について検討した。

第5 静電気災害

石油コンビナート等の災害に最も関連性の高いと考えられる噴出帶電について調査検討した。

第4章 災害情報収集伝達計画

特別防災区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、迅速かつ的確な応急対策を行うための必要な緊急通報及び情報の収集伝達、気象予警報の伝達、広報等各種災害情報の収集伝達について基本的事項を定める。

防災関係機関等は、この基本的事項を遵守するとともに、相互の連携を保ち、自ら状況把握に努めなければならない。

第1節 災害の通報・伝達計画

第1 異常現象等の範囲

通報・伝達を要する異常現象の範囲は次のとおりとする。

1 陸上災害

(1) 特定事業所が通報を義務付けられた異常現象は次表のとおりとする。

次表の各区分の現象は、特定事業所内で発生した異常現象及び特定事業所外で発生した災害によって特定事業所に異常現象が発生した場合について適用するものとする。

(2) 異常現象に該当するかどうかの判断が困難である場合は、速やかにその状況を通報（「異常現象と疑われる事象の通報」という。以下同じ。）するものとする。

また、次表の区分のうち、暴走反応については、特定事業所において対象設備ごとに温度、圧力の判断基準の明確化を図るとともに、その内容を消防機関に報告し、通報に齟齬が生じることのないよう徹底するものとする。

(3) 特定事業所と防災関係機関は、具体的な通報の範囲について相互に情報交換し、迅速で適切な通報・伝達が行われるよう努めるものとする。

なお、防災関係機関等は、特別防災区域の特定事業所以外の区域で発生した災害についても積極的に情報収集し、相互に情報交換するよう努めるものとする。

[異常現象の区分及び範囲]

区分	範囲
出火	人の意図に反して発生若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの。
爆発	化学的変化又は物理的変化により発生した爆発現象で施設、設備等の破損が伴うもの。
漏洩	危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物・劇物、その他有害な物質の漏洩とする。ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあっては数リットル程度）の漏洩で漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としない程度のものを除く。 ① 施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常な状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの。 ② 発見時に漏洩箇所が特定されたものであって、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修剤等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）により漏洩が直ちに停止したもの。
破損	製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに附属する設備（以下「製造等施設設備」という。）の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。 ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれがなくなったものを除く。
暴走反応等	製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの、地盤の液状化等であって、上記の出火、爆発、漏洩、破損を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの。

2 海上災害

防災関係機関等の通報・伝達すべき海上災害の範囲は、次表に掲げる異常現象のうち、特別防災区域に災害を及ぼし、又は災害を及ぼすおそれのあるものとする。

[異常現象の区分及び範囲]

区 分	範 囲
船舶からの有害物質等の漏洩	海域（港則法に基づく港の区域を含む。）において、航行の用に供する船舶類からの、原油・重油・潤滑油・軽油・灯油・揮発油等の油、液化石油ガス・液化天然ガス等の可燃性又は毒性のガス、その他海洋環境の保全及び海上災害の防止の見地から有害な物質（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海上災害防止法」という。）第3条第2号から第4号に定める物質（以下「有害物質等」という。）をいう。）の漏洩。
海洋施設からの有害物質等の漏洩	海域（港則法に基づく港の区域を含む。）において、海上災害防止法第3条第10号に定める、海洋施設からの有害物質等の漏洩。
海上火災	海域（港則法に基づく港の区域を含む。）における、船舶類及び海洋施設から流出した有害物質等による火災又は爆発。

第2 迅速な通報体制の確立

特定事業所は、異常現象又は異常現象と疑われる事象の通報にあたって、現地確認や災害初期対応に忙殺され通報の遅れが生じることのないように留意し、常に迅速な通報を実施できる体制を確保するものとする。

また、事業所内の通報経路を定める際には経由部署をできる限り少なくするなど、簡素化に努めるものとする。

第3 通報責任者及び通報先

1 陸上災害

特定事業所において事業の実施を統括する者（以下「防災管理者」という。）は、異常現象が発生したときは、図1. 陸上災害通報・伝達経路（P24参照）に定める通報先に通報しなければならない。（石災法第23条）

ただし、緊急の場合等止むを得ないときは、担当者若しくは当直責任者が通報するものとし、この場合、当該担当者若しくは当直責任者は、速やかにその旨を防災管理者に連絡するものとする。

2 海上災害

船長又は海洋施設等の管理者は、有害物質等の排出が発生し又は排出のおそれのあるときは、最寄りの海上保安機関へ通報しなければならない。（海上災害防止法第38条第1～4項）

通報を受けた当該海上保安機関は、図2. 海上災害通報・伝達経路（P25参照）に定める通報・伝達先に通報・伝達するものとする。

海上災害により、災害が発生し若しくは発生のおそれが生じた特定事業所の事業統括者は、図2に定める通報・伝達先に通報・伝達しなければならない。

第4 防災関係機関等における通報・伝達

前第2に定める通報責任者から通報を受けた防災関係機関等は、図1. 又は図2. に記載する通報・伝達先に通報・伝達しなければならない。

第5 通報・伝達手段

特定事業所からの通報は、原則として非常通報設備によって行うものとする。

船舶からの通報は、原則として無線設備によって行うものとする。

防災関係機関等における通報・伝達は、原則としてファクシミリによって行うものとする。

なお、状況に応じ、より詳細な情報を迅速に通報・伝達等するために、次の方法により通報・伝達することができるものとする。

- (1) 一般加入電話・ファクシミリ・専用電話・携帯電話
- (2) 無線設備
- (3) 衛星電話
- (4) 電子メール
- (5) フェニックス防災システム
- (6) その他あらゆる手段

第6 通報・伝達時期

通報・伝達は、災害の状況変化にあわせて、次のとおり段階的に行うものとする。

- (1) 災害発生直後
- (2) 被害の拡大
 - ① 発生施設等から事業所内の他の施設に拡大したとき
 - ② 陸上から海上へ、又は、海上から陸上へ拡大したとき
 - ③ 発生事業所外へ、又は、特別防災区域外へ拡大したとき
- (3) 防災関係機関等に応援要請を行う必要が生じたとき
- (4) 現地本部を設置・解散する必要が生じたとき
- (5) 災害の鎮圧等
 - ① 被害拡大の危険性がなくなり、応急措置が完了したとき
 - ② 鎮圧に至ったとき
 - ③ 鎮火に至ったとき
- (6) その他、事業所の防災管理者等及び消防機関、警察等の防災関係機関の現地の責任者が必要と認めるとき
- (7) 震度4以上の地震発生時

特定事業所は上記(1)から(6)のほか、所在地の市町の区域（震度観測点のない場合は隣接市町）に震度4以上の地震が発生したときは速やかに点検を行い、被害のない場合でもそのことを消防機関及び警察へ通報するものとする。

第7 通報・伝達内容

原則として、第2号様式の記載内容とする。（P26参照）

（第2号様式とは消防庁の定める「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）に記載の様式を指す。）

当該災害が拡大中の場合等緊急を要し、防災関係機関等への応援、協力が必要なときは、事故概要にあわせ応援が必要な理由及び要請の具体的な内容等を通報・伝達するものとする。

第8 大規模災害における防災関係機関等の情報交換

一般加入電話等通常の通信手段が途絶え、若しくは防災関係機関等自体の機能の一部又は全部が喪失するような大規模災害が発生し、本節の第2から第6に規定する通報・伝達が困難であるときは、防災関係機関等は独自に積極的な情報収集活動を行うとともに、相互に緊密な連絡をとり防災に関する情報の収集伝達に努めるものとする。

1 事故通報

特定事業所の被害状況については、当該事業所の責任においてあらゆる方法で管轄の消防機関及び警察に通報しなければならない。

2 情報伝達

消防機関は、この計画の定めるところにより、県消防保安課、県警察、海上保安機関、その他の防災関係機関等にあらゆる方法で被害状況を伝達するよう努めなければならない。

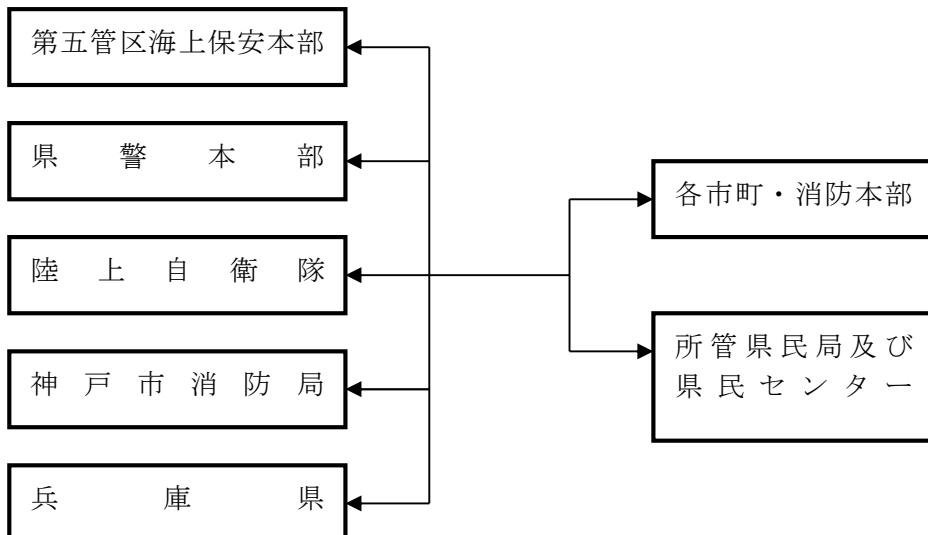
3 防災関係機関相互の情報交換

- (1) 県消防保安課、関係県民局及び県民センター、所轄消防本部、海上保安機関、県警本部、自衛隊及び所轄市町は、相互に情報交換を積極的に行わなければならない。
- (2) 所管県民局及び県民センターは、所轄消防本部及び所轄市町等から情報を積極的に収集し、県消防保安課へ通報・伝達するものとする。
- (3) 所轄消防本部、海上保安機関及び県警本部は、所轄の署等から情報収集を積極的に行うものとする。
- (4) 所轄市町は、県消防保安課が自衛隊に異常現象を伝達できないと認めるときは、直接その異常現象を自衛隊に伝達するものとする。

4 ヘリによる情報収集

航空機（ヘリ等）を有する次の防災関係機関は要請を受け、又は独自の判断で航空機による被害状況の調査を行った場合は、その情報を相互に交換するものとする。（図A. ヘリの情報参照）

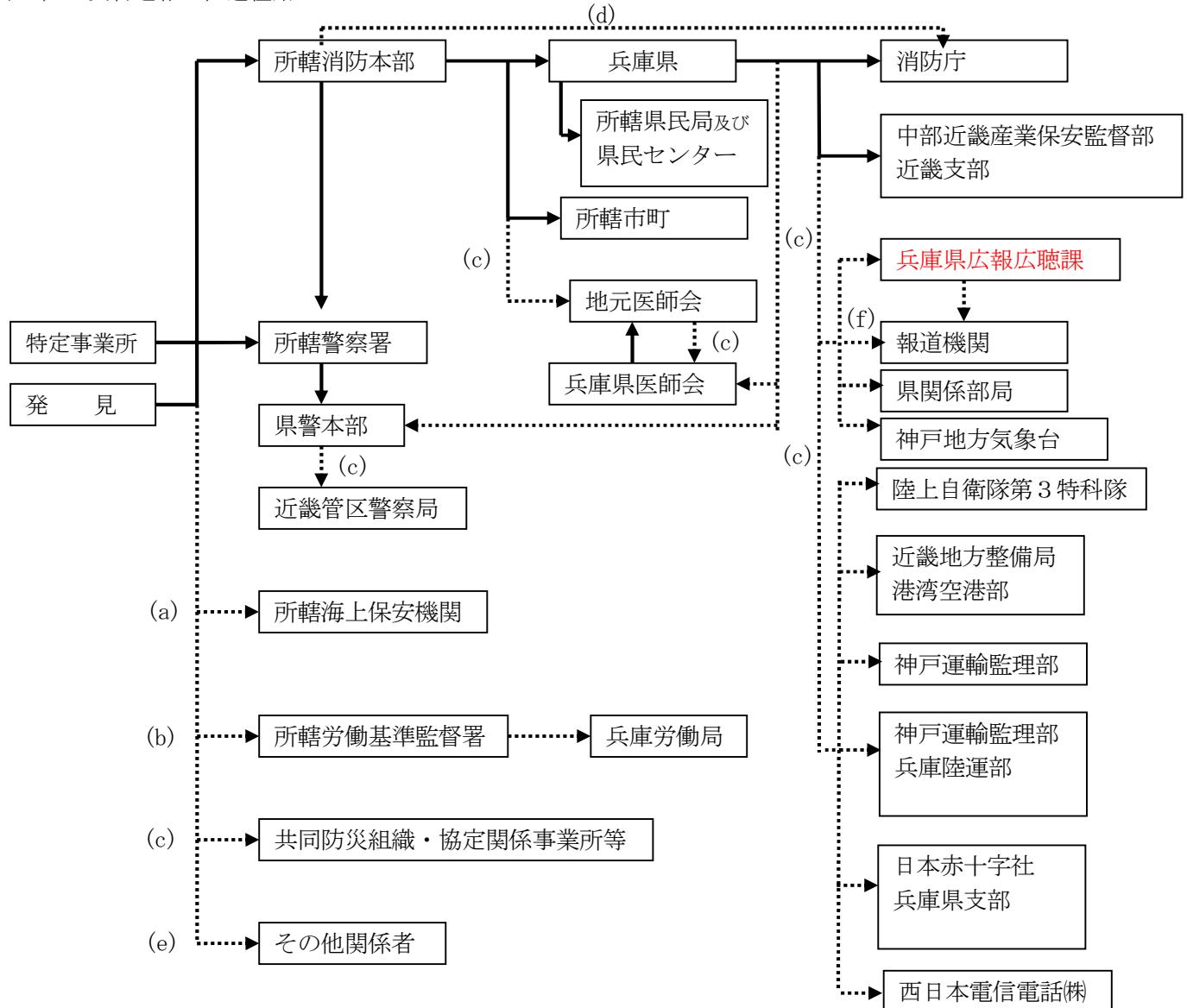
（図A. ヘリの情報）



5 防災関係機関等の上部組織等を経由する通報

図1及び図2に記載する、通報・伝達経路の通報先機関へ直接通報・伝達できない場合は、防災関係機関等は自組織の上部組織及び下部組織を経由して、通報・伝達を行うことができるものとし、この場合、防災関係機関等はあらかじめその通報・伝達経路を定めるものとする。

図1. 陸上災害通報・伝達経路



→ 通報

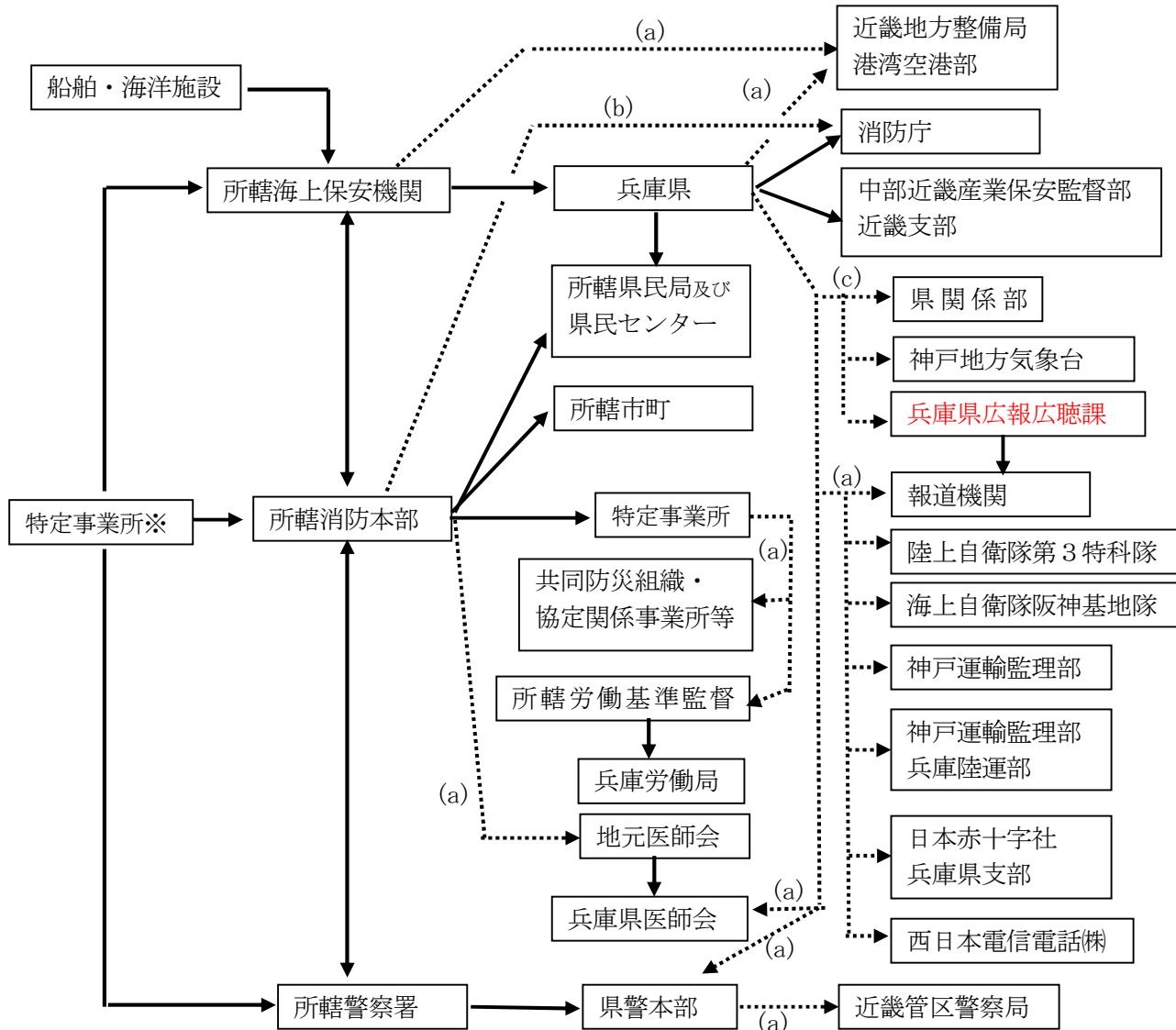
-----> 災害の規模・内容によっては通報

- (a) 海上へ被害が生じ、又は生じる恐れのある場合
- (b) 人身事故及びボイラー等特定の施設における事故等の場合
- (c) 当該機関等へ出動要請及びその他の応援を要請する必要がある場合
- (d) 消防庁の定める「火災・災害等即報要領」第3直接即報基準に該当する場合
- (e) 船舶・ローリーをはじめ事業所内外の関係者の安全確保のため通報が必要となる場合

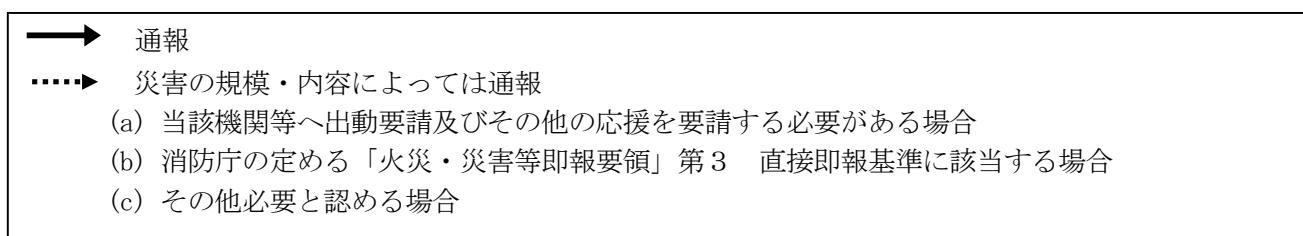
* この場合、直接、間接等通報方法は問わない。また、実質的安全管理ができる
入門管理等も可。

- (f) その他必要と認める場合

図 2. 海上災害通報・伝達経路



※特定事業所以外の一般住民等からの通報が、海上保安機関・所轄消防本部・所轄警察署に入った場合も、この図に定める通報経路により防災関係機関等へ通報するものとする。



様式第2号（特定の事故）

第一報

- 事故名
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名		特別防災区域	[レイアウト第一種、第一種 第二種、その他]	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見年日時	月 日 時 分	
消防覚知方法		鎮火年日時 (処置完了)	月 日 時 分	
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他()	物質名		
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他()			
施設の概要		危険物施設 の区分		
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等 重症 中等症 軽症	人(人) 人(人) 人(人) 人(人)	
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関 事業所 消防本部(署) 海上保安庁 自衛隊 その他	出場人数 人 人 台人 人 台人 人 人	出場資機材
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記入して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

(通報様式記載要領)

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○㈱○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が存在する特別防災区域名を記入すること。また、石炭法第2条第4号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のか、特記すべき事項があれば、記入すること。また、物的損害についても、把握できるものは記入すること。

（例）自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 海上災害の場合は、以下の点についても留意して記入すること。

① 「市町村（消防本部名）」（表頭）については、報告者が海上保安機関の場合、「海上保安機関」と読み替えること。

また、この場合において上記「（4）覚知日時及び発見日時」及び「（9）消防防災活動状況及び救急救助活動状況」について、「消防機関」とあるのは「海上保安機関」と読み替えること。

② 「事業所名」は「災害発生船舶」と読み替えること。この場合の「災害発生船舶」については、船名、船種、国籍、推定トン数、速力、進行方向、船型、色等の特徴、積荷の種類及び数量を記載すること。（なお、「船種」以下の項目については、「その他参考事項」欄に記載してもよい。）

③ 油の色彩について、海上保安庁では次のとおり分類しているので参考とすること。

褐色又は暗褐色・・・A

7色の暗い色調・・・B

7色の明るい色調・・・C

銀白色でその中に7色の条痕を認める・・・D

銀白色・・・E

第2節 防災関係機関通報・伝達先一覧表

機 関 名		課・係	TEL	住所・所在地
消 防 機 關	神 戸 市 消 防 局	司令課	(代)078-333-0119	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1
	神 戸 市 東 瀨 消 防 署		(代)078-843-0119	〒658-0052 神戸市東灘区住吉東町5-2-1
	神 戸 市 瀨 消 防 署		(代)078-882-0119	〒657-0057 神戸市灘区神ノ木通3-6-18
	神 戸 市 長 田 消 防 署		(代)078-578-0119	〒653-0016 神戸市長田区北町3-4-8
	神 戸 市 須 磨 消 防 署		(代)078-735-0119	〒654-0035 神戸市須磨区中島町1-1-1
	神 戸 市 水 上 消 防 署		(代)078-302-0119	〒650-0045 神戸市中央区港島3-2-2
	兵庫県消防防災航空隊 神 戸 市 航 空 機 動 隊		(代)078-303-1192	〒650-0048 神戸市中央区神戸空港8-12
	明 石 市 消 防 局	警防課	(代)078-921-0119	〒673-0044 明石市藤江924-8
	加 古 川 市 消 防 本 部	指令課	(代)079-451-9119	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000
	加 古 川 市 東 消 防 署		(代)079-430-0119	〒675-0115 加古川市平岡町一色797-317
	高 砂 市 消 防 本 部	消防課	(代)079-448-0119	〒676-0078 高砂市伊保4-553-1
	高 砂 市 消 防 署 高 砂 分 署		(代)079-442-0179	〒676-0021 高砂市高砂町朝日町2-2-10
	姫 路 市 消 防 局	情報指令課	(代)079-223-0003	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町3
	姫 路 市 飾 磨 消 防 署		(代)079-233-0119	〒672-8035 姫路市飾磨区中島1130-8
	姫 路 市 網 干 消 防 署		(代)079-273-0119	〒671-1233 姫路市網干区大江島古川町74
	赤 穂 市 消 防 本 部	警防課	(代)0791-43-0119	〒678-0239 赤穂市加里屋1120-120
海上 保 安 機 關	第五管区 海上保安本部	環境防災課	(代)078-391-6551 (直) 391-4999	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎
	神戸海上保安部	警備救難課	(代)078-331-5611 (直) 331-4999	同上
	姫路海上保安部	警備救難課	(代)079-234-1016 (直) 234-4999	〒672-8063 姫路市飾磨区須加294-1
	加古川海上保安署		(代)079-435-0671	〒675-0136 加古川市別府町港町14-2 東播磨港湾合同庁舎

機 関 名		課・係	TEL	住所・所在地
警 察 機 関	近畿管区警察局	広域調整第二課 警備第4係	(代)06-6944-1234 内5541, 5760	〒540-0012 大阪市中央区谷町2-1-17
	県警本部	災害対策課	(代)078-341-7441 内5885	〒650-8510 神戸市中央区下山手通5-4-1
	東灘警察署	警備課	(代)078-854-0110	〒658-0054 神戸市東灘区御影中町2-3-2
	灘警察署	警備課	(代)078-802-0110	〒657-0831 神戸市灘区水道筋1-24-8
	長田警察署	警備課	(代)078-578-0110	〒653-0016 神戸市長田区北町3-4-9
	須磨警察署	警備課	(代)078-731-0110	〒654-0026 神戸市須磨区大池町5-1-30
	神戸水上警察署	警備課	(代)078-306-0110	〒650-0045 神戸市中央区港島3-1
	加古川警察署	警備課	(代)079-427-0110	〒675-0101 加古川市平岡町新在家1224-13
	高砂警察署	警備課	(代)079-442-0110	〒676-0015 高砂市荒井町紙町1-48
	飾磨警察署	警備課	(代)079-235-0110	〒672-8035 姫路市飾磨区中島1130-9
自衛隊	網干警察署	警備課	(代)079-274-0110	〒671-1234 姫路市網干区新在家1336-6
	赤穂警察署	警備課	(代)0791-43-0110	〒678-0233 赤穂市加里屋中洲1-17
	陸上自衛隊 第3特科隊	第3科	(代)079-222-4001 4002 内238、650	〒670-8580 姫路市峰南町1-70
	陸上自衛隊 第3師団	第3部防衛班	(代)0727-81-0021 内3734, 3735	〒664-0014 伊丹市広畑1-1
	海上自衛隊 阪神基地隊	警備課	(代)078-441-1001 内230	〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町37

機 関 名		課・係	TEL	住所・所在地
兵 庫 県	総務部 秘書広報室広報広聴課	報道班	(代)078-341-7711 (直) 362-3020	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
	危機管理部 消防保安課	消防班（危険物担当） 産業保安班	(代)078-341-7711 (直) 362-9824 (直) 362-9826	同上
	危機管理部 災害対策課	防災・危機管理班	(代)078-341-7711 (直) 362-9988	同上
	保健医療部 医務課	企画調整班	(代)078-341-7711 (直) 362-4351	同上
	保健医療部 医務課	薬務対策・捜査班	(代)078-341-7711 (直) 362-3270	同上
	土木港湾課	港湾整備班	(代)078-341-7711 (直) 362-3540	同上
	まちづくり部 建築指導課	防災耐震班	(代)078-341-7711 (直) 362-4340	同上
	神戸県民センター	県民交流室総務防災課	(直) 078-647-9071	〒653-8767 神戸市長田区二葉町5-1-32
	東播磨県民局	総務企画室総務防災課	(代)079-421-1101 (直) 421-9004	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1
	中播磨県民センター	県民交流室総務防災課	(代)079-281-3001 (直) 281-9040	〒670-0947 姫路市北条1-98
関 係 市 町	西播磨県民局	総務企画室総務防災課	(代)0791-58-2100 (直) 58-2112	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25
	神戸市	危機管理室	(代)078-331-8181 (直) 322-6456	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1
	加古川市	防災部 防災対策課	(代)079-421-2000 (直) 427-3622	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000
	高砂市	総務部 危機管理室	(代)079-442-2101 (直) 443-9008	〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1
	姫路市	危機管理室	(代)079-223-0003 (直) 223-9595	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町3
	赤穂市	市長公室 危機管理担当	(代)0791-43-3201 (直) 43-6866	〒678-0292 赤穂市加里屋81
	播磨町	危機管理課	(代)079-435-0355 (直) 435-0991	〒675-0182 加古郡播磨町東本荘1-5-30

機 関 名		課・係	TEL	住所・所在地
医師会	(一社)兵庫県医師会		(代)078-231-4114	〒651-8555 神戸市中央区磯上通6-1-11
	神 戸 市 医 師 会		(代)078-351-1410	〒650-0016 神戸市中央区橘通4-1-20
	(一社)加古川医師会		(代)079-421-4301	〒675-0065 加古川市加古川町篠原町103-3 (ウェルネージュ加古川 5 F)
	高 砂 市 医 師 会		(代)079-442-0794	〒676-0021 高砂市高砂町朝日町2-1-5
	姫 路 市 医 師 会		(直) 079-295-3300	〒670-0061 姫路市西今宿3-7-21 (姫路市医師会館)
	赤 穂 市 医 師 会		(代)0791-42-1435	〒678-0232 赤穂市中広267 (赤穂市総合福祉会館内)
日本赤十字社 兵 庫 県 支 部	救護課	(直) 078-241-1499	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5	
神 戸 赤 十 字 病 院	医療社会事業部 社会課	(直) 078-241-9251	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	
姫 路 赤 十 字 病 院	社会課 救護講習係	(代)079-294-2251 (内) 5072	〒670-8540 姫路市下手野1-12-1	
消防 庁 特 殊 災 害 室		(直) 03-5253-7528	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	
消防 庁 災 害 対 策 本 部		03-5253-7545		
中部近畿産業保安監督部 近 畿 支 部	保安課	(代)06-6966-6000 (直) 6966-6050	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44	
兵 庫 労 働 局	安全課	(直) 078-367-9152	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー16階	
近 畿 地 方 整 備 局	港湾空港防災・ 危機管理課	(直) 078-391-3101	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	
	防災室	(直) 06-6942-1575	〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41	
神 戸 運 輸 監 理 部	安全防災危機 管理調整官	078-321-3473	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	

機 関 名	課・係	TEL	住所・所在地
神 戸 運 輸 監 理 部 兵 庫 陸 運 部	企画調整官	(直) 078-453-1106	〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町34-2
神 戸 地 方 気 象 台	防災管理官	(直) 078-222-8907	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3
日 本 放 送 協 会 神 戸 放 送 局	コンテンツセンター (ニュース報道)	(直) 078-252-5100	〒650-8515 神戸市中央区中山手通2-24-7
㈱サンテレビジョン	報道部	(直) 078-303-3145	〒650-8536 神戸市中央区港島中町6-9-1
㈱ラジオ関西	報道制作局	(直) 078-362-7377	〒650-8580 神戸市中央区東川崎町1-5-7 神戸情報文化ビル7F
西 日 本 電 信 電 話 ㈱ 兵 庫 支 店	設備部災害対策室	(直) 078-393-9440	〒650-0024 神戸市中央区海岸通11番 NTT神戸中央ビル16階

(化学消火薬剤・油処理剤調達先)

機 関 名	課・係	勤務時間内TEL	休日・夜間TEL	F A X	住所・所在地
消 火 薬 剤	㈱赤尾	大阪営業部 06-6532-4131		6536-7456	〒550-0013 大阪市西区新町4-13-1
	㈱初田製作所	消火設備事業部 枚方本社工場 製造・生産管理課 生産管理グループ 072-856-1352		856-1280	〒573-1132 枚方市招堤田近3-5
	D I C ㈱北陸工場	北陸工場 (代)076-278-2332	076-278-2332	278-5354 製造課Fax 278-2331	〒929-0290 石川県白山市湊町ソ64-2
	㈱ネオス	東京本社 スペシャリティケミカル営業グループ 03-6733-6158	090-2569-9991		
油 処 理 剤		(代)078-331-9381 (直) 331-9382	070-2285-4890	331-9319	〒650-0001 神戸市中央区加納町6-2-1 神戸関電ビル7F

衛星電話番号一覧表

機 関 名	県庁からかける番号	FAX	県庁外からかける番号	FAX
神 戸 市 消 防 局	8 7 - 1 0 0 - 4 2	- 6 2	7 - 1 0 0 - 4 2	- 6 2
加 古 川 市 消 防 本 部	8 7 - 2 1 0 - 4 4	- 6 2	7 - 2 1 0 - 4 4	- 6 2
高 砂 市 消 防 本 部	8 7 - 7 6 4 - 4 3	- 6 2	7 - 7 6 4 - 4 3	- 6 2
姫 路 市 消 防 局	8 7 - 2 0 1 - 4 2	- 6 2	7 - 2 0 1 - 4 2	- 6 2
赤 穂 市 消 防 本 部	8 7 - 7 6 1 - 4 3	- 6 2	7 - 7 6 1 - 4 3	- 6 2
第五管区海上保安本部	8 7 - 9 8 1 - 3 3	- 6 1	7 - 9 8 1 - 3 3	- 6 1
陸 上 自 衛 隊 姫 路	8 7 - 9 8 4 - 3 1	- 6 1	7 - 9 8 4 - 3 1	- 6 1
陸 上 自 衛 隊 伊 丹	8 7 - 9 8 5 - 3 2	- 6 1	7 - 9 8 5 - 3 2	- 6 1
兵 庫 県	消防 保 安 課		7 - 1 5 1 - 3 4 1 7	- 6 3 8 4
	県 交 換		7 - 1 5 1 - 2 0 0 0	
	東 播 磨 県 民 局	87-172-511、-512	- 6 3 0	7-172-511、-512 市町、消防、自衛隊 7-15187-172-511、-512
	中 播 磨 県 民 セン タ ー	87-173-511、-512	- 6 1 1	7-173-511、-512 市町、消防、自衛隊 7-15187-173-511、-512
	西 播 磨 県 民 局	87-189-1124	- 6 3 0	7-189-1207 市町、消防、自衛隊 7-15187-189-1207
	神 戸 市	8 7 - 1 0 0 - 5 2	- 6 1	7 - 1 0 0 - 5 2
関 係 市 町	加 古 川 市	8 7 - 2 1 0 - 5 2	- 6 1	7 - 2 1 0 - 5 2
	高 砂 市	8 7 - 2 1 6 - 5 2	- 6 1	7 - 2 1 6 - 5 2
	姫 路 市	8 7 - 2 0 1 - 5 2	- 6 1	7 - 2 0 1 - 5 2
	赤 穂 市	8 7 - 2 1 2 - 5 2	- 6 1	7 - 2 1 2 - 5 2
	播 磨 町	8 7 - 3 8 2 - 5 2	- 6 1	7 - 3 8 2 - 5 2
	日本赤十字社兵庫県支部	8 7 - 9 8 6 - 3 3	- 6 1	7 - 9 8 6 - 3 3
消防 庁 特 殊 災 害 室		8 7 - 048-500-7907	- 7 5 3 8	7 - 048-500-7907
神 戸 地 方 気 象 台		8 7 - 9 8 2 - 3 3	- 6 1	7 - 9 8 2 - 3 3
この衛星電話番号の始めにダイアルする 8 7、 7 は衛星発信番号で 0 発信で N T T 回線と繋ぐことと同様の意味です。ダイアルしてから発信音ができるまで 10 秒程度要し、通話は 0.5 秒遅れです。				

第3節 災害情報広報計画

この計画は、地域住民等の安全・保護を図るため、防災関係機関等が必要に応じて行う広報について、広報内容など基本的事項を定める。

防災関係機関等は、災害時における広報体制の確立、報道機関等に対する情報提供及び緊急放送の要請、自主広報媒体による広報等の実施に関する計画（細目）を、あらかじめ定め、効果的な広報展開を図るものとする。

第1 実施機関

すべての防災関係機関等

第2 実施方法等

防災関係機関等は単独又は協力して、地域住民等に対して的確かつ迅速に広報を実施するものとし、特に避難所の被災者等、災害時要配慮者（障害者、高齢者、外国人県民等）に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

1 活用する広報媒体

- (1) テレビ、ラジオ等（緊急放送を含む。）
- (2) 広報車
- (3) 船舶等
- (4) 職員の派遣
- (5) ファクシミリ、インターネット、SNS等
- (6) 広報紙
- (7) ケーブルテレビ
- (8) その他あらゆる手段

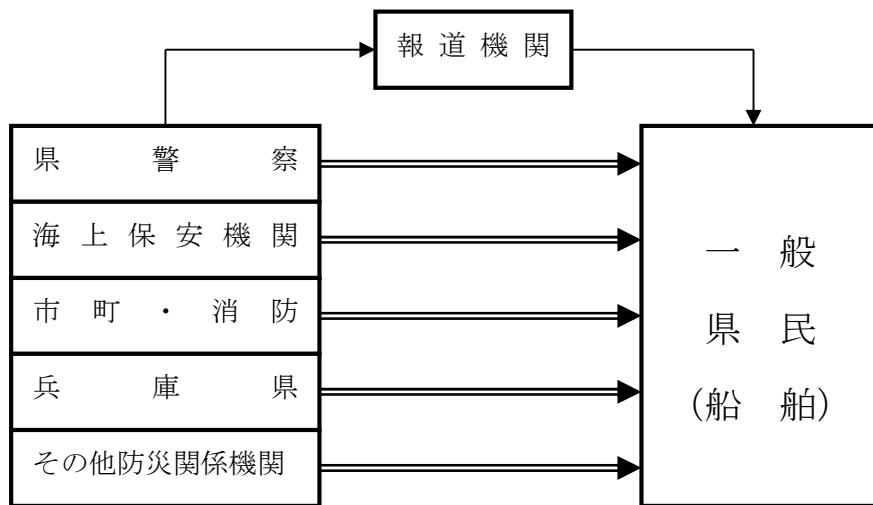
第3 主たる防災関係機関等における広報内容

広報を行うべき主な防災関係機関等の基本的広報事項は、次のとおりであるが、被災者のニーズに応じて当該基本事項以外の事項についても広報するよう努めるものとする。

機 関 名	基本的な広報事項	
	項 目	内 容
市 町 消防機関 を 含 む	火災警戒区域の設定	火気の使用禁止、立入禁止及び退去等に関するこ。
	消防警戒区域の設定	立入禁止及び退去等に関するこ。
	配 備 体 制	第1次及び2次配備体制の指示・決定に関するこ。
	高 齢 者 等 避 難	発令者、理由、危険区域、携行品、その他注意事項に関するこ。
	避 難 指 示	上記事項に合わせ、避難所及び避難経路に関するこ。
	被 害 状 況 等	被害状況及び防災活動内容等に関する事項。

海上保安機関	海上警戒区域の設定	船舶等の退去及び入域の制限又は禁止指示に関する事項。
	避難（退去）指示	一般船舶、沿岸住民等への火気の使用禁止、立入禁止及び退去等、避難についての一般的注意事項、その他必要な事項に関する事項。
	被害状況等	被害状況及び防災活動内容等に関する事項。
県 警 察	避難指示等	避難場所及び避難経路に関する事項。
	交通規制	応急対策及び復旧対策にかかる交通規制の必要な道路に関する事項、その規制内容、迂回路等に関する事項。
	被害状況等	被害状況及び防災活動内容等に関する事項。
兵 庫 県	配備体制	第3次配備体制等の指示・決定に関する事項。
	避難指示等	避難地域、避難対象者数、その他注意事項に関する事項。
	被害状況等	死傷者数等、被害金額等被害状況の取りまとめに関する事項。
	災害対策の概要	食料・物資の供給、医療対策、交通、輸送対策等災害対策に関する事項。
	その他の	その他必要事項。

第4 広報経路



*注 → 広報車、船舶等による広報

第5 災害放送の要請

1 兵庫県

(1) 災害時における放送要請

知事は、状況により放送局を利用することが適當であると認めるときは、『災害時における放送要請に関する協定』を締結している放送事業者に対し、次の事項を明らかにして、災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を要請することとする。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ その他必要な事項

また、必要に応じて、ラジオ関西と締結している『防災情報の提供と放送に関する覚書』に基づき、防災に関する情報の放送を要請する。

(2) 緊急警報放送の要請

知事は、緊急に周知する必要があると認めるときは、NHK神戸放送局に対して、次の事項に関する、緊急警報信号により災害に関する放送を要請することとする。

- ① 住民への警報、通知等
- ② 災害時における混乱を防止するための指示等
- ③ その他知事が特に必要と認めること

なお、緊急警報放送の要請をするときは、原則として、予め電話等で予告をした後、文書にて行うものとする。

2 市町

市町長は、災害時における放送要請等の必要があるときには、『災害時における情報伝達体制』に基づき、県が『災害時における放送要請に関する協定』を締結している放送事業者に対し、災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を要請することとする。

3 放送事業者

放送事業者は、防災本部から放送要請を受けたときは、遅滞なく放送を行い地域住民等への周知徹底に務めるものとする。

放送にあたっては、形式、内容、時刻をそのつど決定し、放送するものとする。

第4節 気象予警報等の伝達計画

この計画は、特別防災区域の地域に気象予警報（次の1の(1)～(5)に掲げるもの）、地震情報、津波情報、津波警報・注意報が発表された場合の防災関係機関等への伝達及び周知徹底方法等の基本的事項について定める。

伝達すべき気象予警報等の種類及び基準等は次の1の(1)～(9)までとし、伝達経路は図1、図2及び図3のとおりとする。

1 警報・注意報等の種類及び基準等

神戸地方気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づく注意報、警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

(1) 特別警報

(伝達経路図1)

種類	基 準	発表官署
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	神戸地方 気象台
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(2) 警報

(伝達経路図1)

種類	基 準	発表官署
大雨	大雨により重大な災害の起こるおそれがある場合 区域内の市町で基準に到達することが予想される場合	神戸地方 気象台
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害の起こるおそれがある場合 区域内の市町で基準に到達することが予想される場合	
暴風	暴風により重大な災害の起こるおそれがある場合 〔平均風速が陸上で 20m/s以上、海上で 25m/s以上と予想される場合〕	
暴風雪	雪を伴う暴風により重大な災害の起こるおそれがある場合 〔雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s以上、海上で 25m/s以上と予想される場合〕	
大雪	大雪により重大な災害の起こるおそれがある場合 〔12時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上と予想される場合〕	
高潮	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害の起こるおそれがある場合 潮位が東京湾平均海面を基準に、以下に基準に到達すると予想される場合 〔神戸市1.6m、加古川市2.3m、高砂市2.3m、播磨町2.3m、姫路市1.8m、赤穂市2.0m〕	
波浪	高い波により重大な災害の起こるおそれがある場合 〔有義波高が3.0m以上と予想される場合〕	

(注) *平地・山地:平地・山地の境界は、兵庫県南部では標高150m

*有義波高:ある地点を連続して通過する波のうち、高い方から順に1/3の個数までの波について平均した波高（これは目視観測による波高に近いといわれている）

(3) 注意報

(伝達経路図1)

種類	基準	発表官署
大雨	大雨により災害の起こるおそれがある場合 区域内の市町で基準に到達することが予想される場合	
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害の起こるおそれがある場合 区域内の市町で基準に到達することが予想される場合	
強風	強風により災害の起こるおそれがある場合 〔平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合〕	
風雪	雪を伴う強風により災害の起こるおそれがある場合 〔雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合〕	
大雪	大雪により災害の起こるおそれがある場合 〔12時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で10cm以上と予想される場合〕	
高潮	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害の起こるおそれがある場合 潮位が東京湾平均海面を基準に、以下の基準に到達すると予想される場合 〔神戸市1.2m、加古川市1.2m、高砂市1.2m、播磨町1.2m、姫路市1.2m、赤穂市1.2m〕	神戸地方気象台
波浪	高い波により災害の起こるおそれがある場合 〔*有義波高が1.5m以上と予想される場合〕	
乾燥	空気の乾燥により災害が起こるおそれがある場合 (実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下になると予想される場合)	
濃霧	濃い霧により災害の起こるおそれがある場合 〔視程が陸上で100m以下、海上で500m以下と予想される場合〕	
雷	落雷により災害の起こるおそれがある場合 発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある 急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる	

(4) 気象情報(伝達経路図1)

神戸地方気象台が発表する気象情報は、注意報、警報に先立って注意を喚起するためや、注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説、或いは一層の警戒を呼び掛けるもので、低気圧に関する気象情報や大雨に関する気象情報などの他、記録的短時間大雨情報、台風に関する気象情報などがある。

(5) 火災気象通報

(伝達経路図1)

種類	基準	発表官署
火災気象通報	① 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下となる見込みのとき ② 平均風速が陸上で12m/s以上吹く見込みのとき (ただし、通報基準に該当する場合であっても降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。)	神戸地方気象台

(神戸地方気象台が火災気象通報を発表し、県経由で通報受けた場合、又は、市町長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認め、消防法に基づく火災警報を発令した場合、当該市町は条例の定めるところにより関係機関に通報すること。)

(6) 地震情報

(伝達経路図 2)

	情報の種類	発表基準	内 容	発表官署
地震情報	震度速報	・震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	*1 気象庁本 府または 大阪管区 気象台
	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	
	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表 または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村名毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	
	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	
	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。	
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、以下のいずれかに該当する場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、を地震発生から概ね30分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。	
	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	気象庁本 府

* 1 電文本文中の発表官署の表記は、気象庁発表

(7) 大津波警報・津波警報・津波注意報

(伝達経路図 3)

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	発表官署
			数値での発表	巨大地震の場合の発表		
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	*1 気象庁本庁又は大阪管区気象台
		5 m < 高さ \leq 10 m	10 m			
		3 m < 高さ \leq 5 m	5 m			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 m < 高さ \leq 3 m	3 m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	*1 気象庁本庁又は大阪管区気象台
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m \leq 高さ \leq 1 m	1 m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	

- 注) 1 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
 2 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
 3 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
 4 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

* 1 電文本文中の発表官署の表記は、気象庁発表

(8) 津波情報

(伝達経路 2)

	情報の種類	発表内容	発表官署
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*2や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表	*1 気象庁 本庁 又は 大阪管区 気象台
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さ等を発表*3	
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表*4	

注)津波に関する情報に利用する検潮所 気象庁・・・神戸、洲本 兵庫県・・・姫路、豊岡市津居山

* 1 電文本文中の発表官署の表記は、気象庁発表

* 2 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

* 3 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

* 4 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれらの沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到着時刻、最大波の到着時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える（表1参照）。

(表1) 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える（表2参照）。

(表2) 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(9) 津波予報

発表基準	内 容	発表官署
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	*1 気象庁本 府又は 大阪管区 気象台
0.2m未満の海面変動が予想さ れたとき (津波に関するその他の情報に 含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配 はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	
津波注意報 の解除後も海面変 動が継続するとき (津波に関するその他の情報に 含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続す る可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水 浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	

* 1 電文本文中の発表官署の表記は、気象庁発表

(津波予報区及びその名称)



図1. 気象予警報の伝達経路

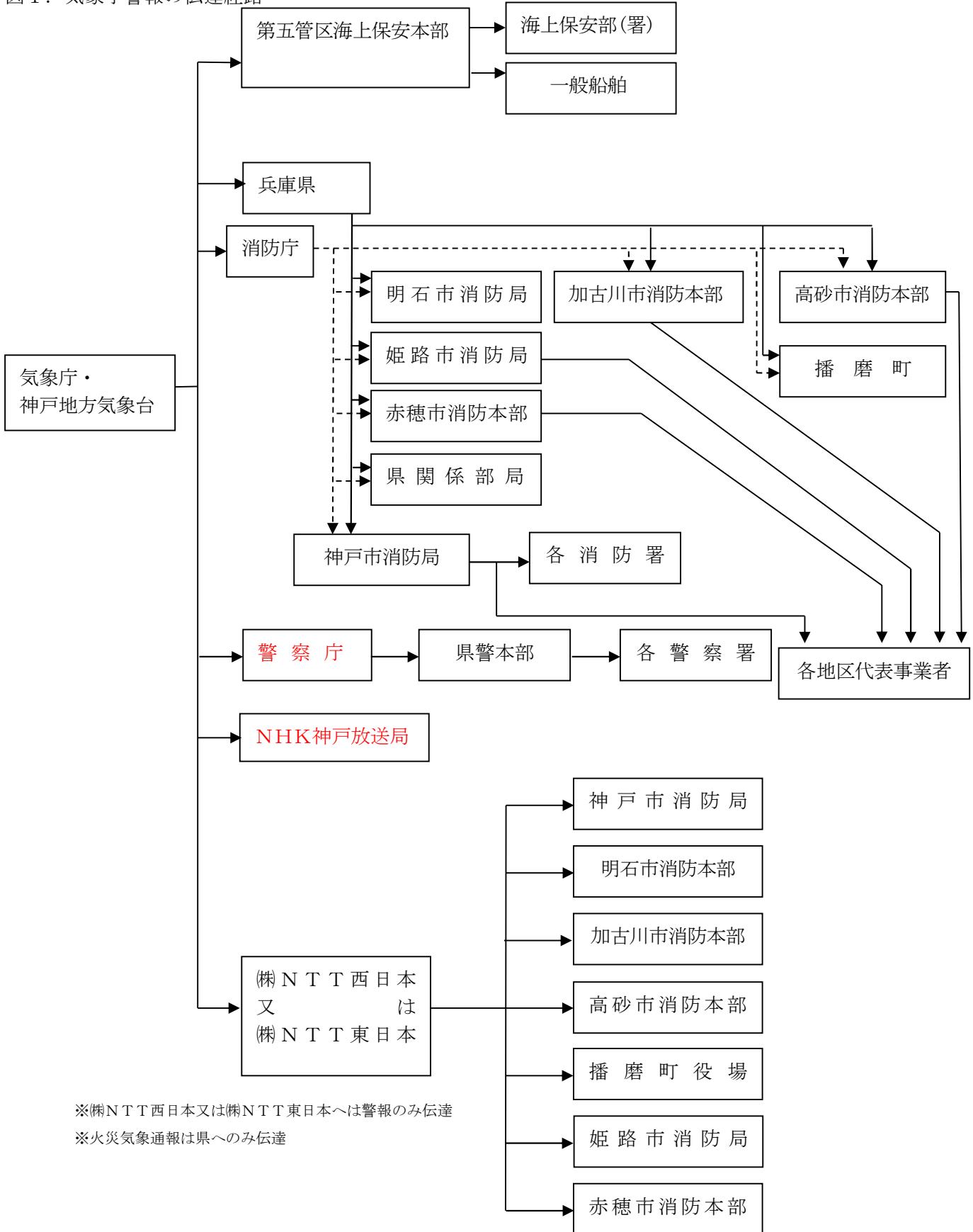


図2. 地震情報・津波情報の伝達経路

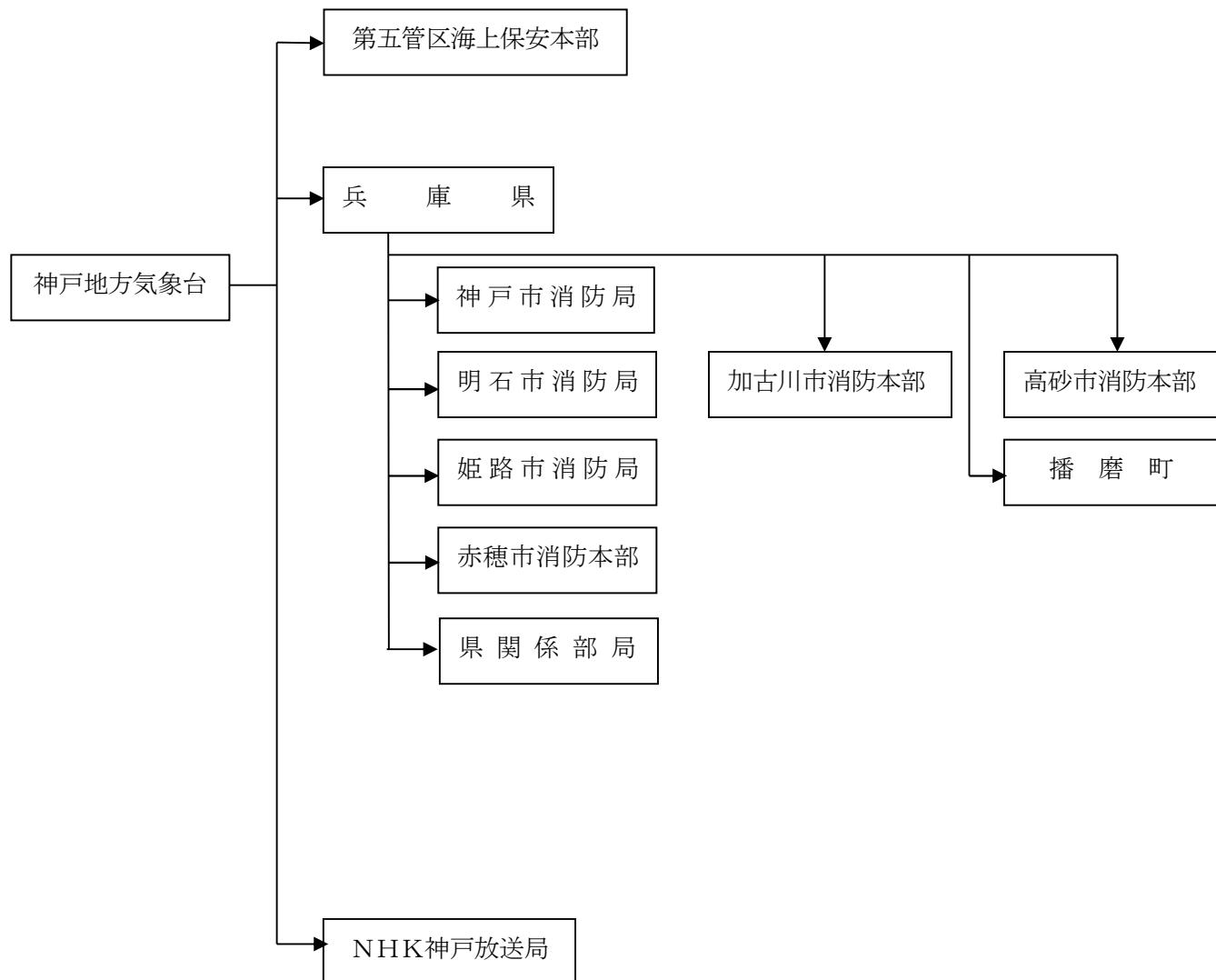
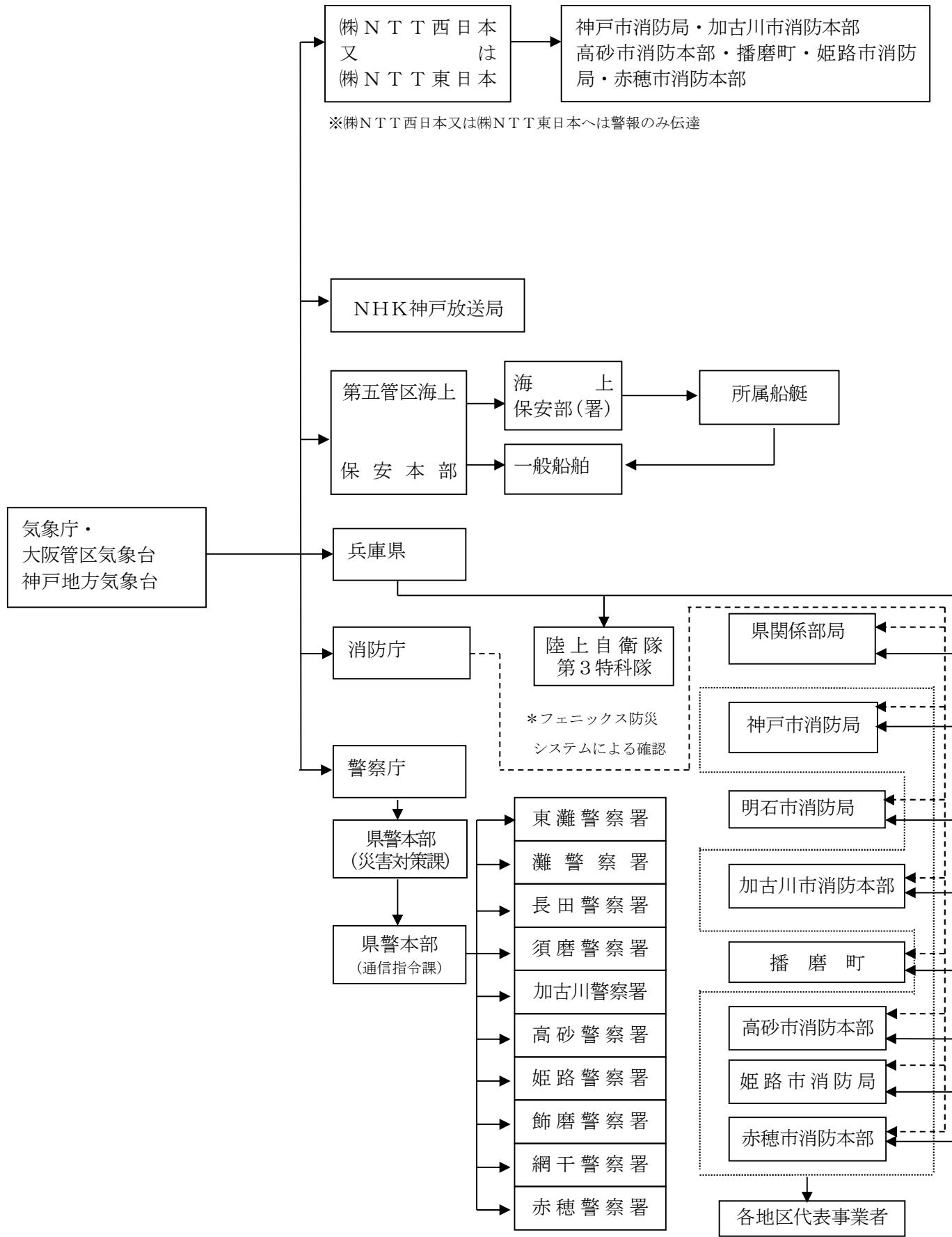


図3. 津波警報・注意報の伝達経路



第5節 事故概要報告

特定事業所において、発生した事故は類似事故防止の研究のため、応急措置等の完了後速やかに、当該特定事業所の業務を統括するものから防災本部長へ、その事故経緯、災害状況、原因及び今後の再発防止対策等を次の様式により報告するものとする。

(様式1)

年　月　日

兵庫県石油コンビナート等防災本部長 様

報告者 所在地

事業所名

代表者

印

(担当者職氏名) ()

事 業 所 区 分	①レイアウト事業所 ②第1種事業所(①以外) ③第2種事業所 ④その他				
発 生 場 所	*図面添付可				
発 生 施 設 名	*図面添付可				
施 設 区 分	①危険物施設 ②高圧ガス施設 ③毒物・劇物施設 ④その他				
関 係 物 質 名	*化学名等				
発 生 日 時	月　日　時　分	発 見 日 時	月　日　時　分		
発 生 時 の 運 転 ・ 作 業 状 況					
事 故 の 経 緯	*別紙記入可				
被 告 状 況	人 的	死 者 名	重 傷 名	軽 傷 名	合 計
	物 的				*焼失面積・被害額等
事 故 原 因					*別紙記入可
今 後 の 対 策					*別紙記入可

第5章 災害予防計画

この計画は、特別防災区域における危険物、高圧ガス及び高圧ガス以外の可燃性ガス、毒物・劇物にかかる災害及び海上災害の災害予防計画について、防災教育・訓練、調査研究、防災資機材設置等に関する基本的事項を定める。

防災関係機関等は、この基本的事項を遵守し、各々の業務にかかる計画をあらかじめ策定のうえ災害予防を推進するものとする。

特定事業所においては、本社、系列・関連会社等を含め日頃から安全文化の確立に努め、特に、設備設計思想、運転管理、災害予防、災害対応に関する知識、経験の伝承に留意するものとする。

第1節 危険物災害予防計画

この計画は、特別防災区域における石油類等消防法上の危険物の災害予防対策について基本的事項を定める。

第1 危険物災害予防の基本方針

1 特定事業所

災害予防に関し、第一次的責任者として危険物製造所等の施設の設置、貯蔵、取扱い、防災資機材の整備及び輸送等すべての点において十分な安全対策を講じるとともに、保安教育、防災訓練等を通じ、防災に関する知識、技能の向上を図るものとする。

また、特定事業所は、第6章に定める災害応急対策を迅速、的確に実施できるように、平常時から防災関係機関との連携強化に努めるものとする。この場合、取扱物質の性状、施設・設備の概要、災害応急対策の内容及び役割分担など、万一の災害発生時に、防災関係機関に対し説明が必要となると思われる事項を想定し、事前に資料を整備するなど必要な準備をしておくものとする。

2 防災関係機関

労働基準監督機関、海上保安機関、兵庫県、消防機関等は、災害予防についての教育及び防災訓練等の実施により防災に関する知識、技能の向上を図る。また、特定事業所等に対し監督指導の強化に努めるとともに、災害対応に必要な防災資機材等の整備を推進するものとする。

第2 基本的な予防措置事項

防災関係機関等が危険物災害を予防するために計画・実施すべき基本的な予防措置事項は次のとおりとし、各機関はこの基本的事項を遵守しなければならない。

1 特定事業所

- (1) 消防法及び石炭法に定めるところにより、施設規模等に応じた化学消防車その他の防災資機材、消火薬剤及び防災要員を確保し、常にその機能を維持するとともに、一層の増強に努めるものとする。
- (2) 法令に定める定期点検に加え、自主点検を徹底、強化し、補修・改善等施設の適正な維持管理に努めるとともに、内部規程を策定し自主保安体制を確立するものとする。

2 防災関係機関

(1) 労働基準監督機関

特定事業所等における産業災害の防止について監督指導の強化に努めるものとする。

(2) 海上保安機関

① オイルフェンス、油処理剤、消火薬剤等の整備を図るとともに、県内における流出油防除

資機材の備蓄状況の把握に努めるものとする。

- ② 船舶の荷役時における保安体制及び防災資機材等の整備促進について監督、指導の強化に努めるものとする。

(3) 兵庫県

- ① 消火薬剤、オイルフェンス、油処理剤等の備蓄を計画的に推進するものとする。
- ② 危険物施設の設置、変更の許可について消防機関へ指導、助言を行うとともに、防災関係機関と連携して立入検査等を行い、特定事業所に対し適正な維持管理指導を行うものとする。
- (4) 消防機関
- ① 特別防災区域における災害の特殊性をかんがみ、区域内における施設規模に応じた化学消防車その他の防災資機材、消火薬剤及び人員の確保、増強に努めるものとする。
- ② 危険物施設の設置、変更の許可及び立入検査等を行い、法令に定める技術上の基準に適合するよう指導し、必要な指示等を行うものとする。

第3 防災意識の高揚及び防災訓練

1 特定事業所

あらかじめ定める教育計画に基づき、作業従事者等に対する保安講習等を実施するとともに、年2回以上の防災訓練を行い、防災意識の高揚及び従業員の知識、技能の向上を図るものとする。

また、協力会社を含む全作業従事者への的確な指示が行えるようマニュアルを定めるなど各施設における管理体制の充実強化に努めるものとする。

なお、各種マニュアルの制定時や修正時、制定から相当の時間が経過した時など、機会を捉えて訓練を行い、実効性、効率性等の検証、確認を行うものとする。

2 防災関係機関

特定事業所における具体的な事故事例や当該機関の役割などを踏まえ、職員に対する講習会や実際の設備を活用した研修会等を行い、危険物の規制業務等災害予防に必要な知識や技術を習熟させるものとする。

県及び消防機関等は、特定事業所等関係者に対する講習会、研修会等を行い、防災意識の高揚及び安全管理に関する知識や能力の向上を図るものとする。

また、特別防災区域内の防災関係機関、特定事業所、特別防災区域協議会との共同で、年1回以上の総合防災訓練を実施するものとする。

第4 災害予防についての広報

防災関係機関等は、「危険物安全週間」の普及啓蒙を行うとともに、災害予防に関する各種広報紙を作成・配付し、防災知識並びに安全思想の高揚に努めるものとする。

第5 調査研究

特定事業所は、事故発生頻度や災害の影響範囲を考慮し、火災、爆発、漏洩等に関する災害想定について自主的な調査研究に努めるものとする。

また、調査研究の成果は防災本部に提供するなど、防災関係機関との情報共有に努めるものとする。

第2節 高圧ガス及び高圧ガス以外の可燃性ガス災害予防計画

この計画は、特別防災区域における高圧ガス及び高圧ガス以外の可燃性ガス（以下「高圧ガス等」という。）災害予防対策について、基本的事項を定める。

第1 高圧ガス等災害予防の基本方針

1 特定事業所

災害予防に関し、第一次的責任者として高圧ガス等にかかる製造施設等の設置、貯蔵、取扱い及び防災資機材の整備並びに輸送等すべての点において十分な安全対策を講じるとともに、保安教育及び防災訓練を通じ、防災に関する知識、技能の向上を図るものとする。

また、特定事業所は、第6章に定める災害応急対策を迅速、的確に実施できるように、平常時から防災関係機関との連携強化に努めるものとする。この場合、取扱物質の性状、施設・設備の概要、災害応急対策の内容及び役割分担など、万一の災害発生時に、防災関係機関に対し説明が必要となると思われる事項を想定し、事前に資料を整備するなど必要な準備をしておくものとする。

2 防災関係機関

- (1) 労働基準監督機関、中部近畿産業保安監督部近畿支部、海上保安機関、兵庫県、消防関係機関等は、災害予防についての広報及び防災訓練等の実施により防災に関する知識、技能の向上を図るものとする。
- (2) 特定事業所等に対し監督指導の強化に努めるとともに、災害対応に必要な防災資機材等の整備を推進するものとする。

第2 基本的な予防措置事項

防災関係機関等が高圧ガス等の災害を予防するために計画・実施すべき基本的な予防措置事項は次のとおりとし、各機関はこの基本的事項を遵守しなければならない。

1 特定事業所

- (1) 高圧ガス保安法及び石炭法に定めるところにより、施設規模に応じた化学消防車その他の防災資機材、消火薬剤及び防災要員を確保し、常にその機能を維持するとともに、一層の増強に努めるものとする。
- (2) 法令に定める定期点検に加え、自主点検を徹底、強化し、補修・改善等施設の適正な維持管理に努めるとともに、内部規程を策定し、自主保安体制を確立するものとする。

2 防災関係機関

- (1) 労働基準監督機関
特定事業所等における産業災害の防止について監督指導の強化に努めるものとする。
- (2) 中部近畿産業保安監督部近畿支部
関係法令に基づき、許認可、立入検査を行い、関係事業所に対する指導強化に努めるとともに、近畿管内における各府県との連携、調整及び他産業保安監督部（支部含む）管轄地域組織との連携を図るものとする。
- (3) 海上保安機関
船舶の荷役時における保安体制及び防災資機材等の整備促進について監督、指導の強化に努めるものとする。
- (4) 兵庫県

- ① 消火薬剤の備蓄を計画的に推進するものとする。
 - ② 高圧ガス製造施設等の設置、変更の許可及び立入検査等を行い、指導を行うものとする。
- (5) 消防機関
- ① 特別防災区域における災害の特殊性をかんがみ、区域内における施設規模に応じた化学消防車その他の防災資機材、消火薬剤及び人員の確保、増強に努めるものとする。
 - ② 関係法令に基づき、高圧ガス等製造施設等の立入検査を行い、災害予防について必要な助言、指導の強化に努めるものとする。

第3 防災意識の高揚及び防災訓練

1 特定事業所

あらかじめ定める教育計画に基づき、作業従事者等に対する保安講習等を実施するとともに、年2回以上の防災訓練を行い、防災意識の高揚及び従業員の知識、技能の向上を図るものとする。
また、協力会社を含む全作業従事者への的確な指示が行えるようマニュアルを定めるなど各施設における管理体制の充実強化に努めるものとする。
なお、各種マニュアルの制定時や修正時、制定から相当の時間が経過した時など、機会を捉えて訓練等を行い、実効性、効率性等の検証、確認を行うものとする。

2 防災関係機関

特定事業所における具体的事故事例や当該機関の役割などを踏まえ、職員に対する講習会や実際の設備を活用した研修会等を行い、危険物の規制業務等災害予防に必要な知識や技術を習熟させるものとする。
県及び消防機関等は、特定事業所等関係者に対する講習会、研修会等を行い、防災意識の高揚及び安全管理に関する知識や能力の向上を図るものとする。
また、特別防災区域内の防災関係機関、特定事業所、特別防災区域協議会との共同で、年1回以上の総合防災訓練を実施するものとする。

第4 災害予防についての広報

防災関係機関は、高圧ガス等の災害予防に関する各種広報紙を作成・配付し、防災知識並びに安全思想の高揚に努めるものとする。

第5 調査研究

特定事業所は、事故発生頻度や災害の影響範囲を考慮し、火災、爆発、漏洩等に関する災害想定について自主的な調査研究に努めるものとする。
また、調査研究の成果は防災本部に提供するなど、防災関係機関との情報共有に努めるものとする。

第3節 毒物・劇物災害予防計画

この計画は、特別防災区域における毒物・劇物の災害予防対策について基本的事項を定める。

第1 毒物・劇物災害予防の基本方針

1 特定事業所

災害予防に関し、第一次的責任者として毒物・劇物製造所等の施設の設置、貯蔵、取扱い及び防災資機材の整備並びに輸送等すべての点において十分な安全対策を講じるとともに、保安教育、防災訓練等を通じ、防災に関する知識、技能の向上を図るものとする。

また、特定事業所は、第6章に定める災害応急対策を迅速、的確に実施できるように、平常時から防災関係機関との連携強化に努めるものとする。この場合、取扱物質の性状、施設・設備の概要、災害応急対策の内容及び役割分担など、万一の災害発生時に、防災関係機関に対し説明が必要となると思われる事項を想定し、事前に資料を整備するなど必要な準備をしておくものとする。

2 防災関係機関

労働基準監督機関、兵庫県、市町、消防関係機関等は、災害予防についての広報及び防災訓練等の実施により防災に関する知識、技能の向上を図るものとする。

また、特定事業所等に対し監督指導の強化に努めるとともに、災害対応に必要な防災資機材等の整備を推進するものとする。

第2 基本的な予防措置事項

防災関係機関等が毒物・劇物災害を予防するために、計画、実施すべき基本的な予防措置事項は次のとおりとし、各機関はこの基本的事項を遵守しなければならない。

1 特定事業所

- (1) 法令に定める定期点検に加え、自主点検を徹底、強化し、補修・改善等施設の適正な維持管理に努めるとともに、消費、在庫量の記録や、保管等にかかる内部規程を策定し、自主保安体制を確立するものとする。
- (2) 特別防災区域における災害の特殊性をかんがみ、施設規模に応じた化学消防車その他の防災資機材、防毒マスク等の保護具及び防災要員の確保、増強に努めるものとする。
- (3) 特定事業所において取扱う特定化学物質に応じ、保護具等の整備を行うとともに、設備の近くには毒物・劇物を取り扱っている旨の表示を行うなど安全対策に努めるものとする。

2 防災関係機関

- (1) 労働基準監督機関
特定事業所等における産業災害の防止について監督指導の強化に努めるものとする。
- (2) 兵庫県
製造施設等への立入検査を行い、毒物・劇物の保管及び取扱いについて監視、指導の強化に努めるものとする。
- (3) 消防機関
 - ① 特別防災区域における災害の特殊性をかんがみ、区域内における施設規模に応じた化学消防車その他の防災資機材、防毒マスク等の保護具及び人員の確保、増強に努めるものとする。
 - ② 関係法令に基づき、毒物・劇物製造施設等の立入検査を行い、保護具、資器材の整備を含めた施設の現況を把握し、災害予防について必要な助言、指導の強化に努めるものとする。

第3 防災意識の高揚及び防災訓練

1 特定事業所

あらかじめ定める教育計画に基づき、作業従事者等に対する保安講習等を実施するとともに、年2回以上の防災訓練を行い、防災意識の高揚及び従業員の知識、技能の向上を図るものとする。

また、協力会社を含む全作業従事者への的確な指示が行えるようマニュアルを定めるなど各施設における管理体制の充実強化に努めるものとする。

なお、各種マニュアルの制定時や修正時、制定から相当の時間が経過した時など、機会を捉えて訓練等を行い、実効性、効率性等の検証、確認を行うものとする。

2 防災関係機関

特定事業所における具体的事故事例や当該機関の役割などを踏まえ、職員に対する講習会や実際の設備を活用した研修会等を行い、危険物の規制業務等災害予防に必要な知識や技術を習熟させるものとする。

県及び消防機関等は、特定事業所等関係者に対する講習会、研修会等を行い、防災意識の高揚及び安全管理に関する知識や能力の向上を図るものとする。

また、特別防災区域内の防災関係機関、特定事業所、特別防災区域協議会との共同で、年1回以上の総合防災訓練を実施するものとする。

第4 災害予防についての広報

防災関係機関は、毒物・劇物の災害予防に関する各種広報紙を作成・配付し、防災知識並びに安全思想の高揚に努めるものとするものとする。

第5 調査研究

特定事業所は、事故発生頻度や災害の影響範囲を考慮し、火災、爆発、漏洩等に関する災害想定について自主的な調査研究に努めるものとする。

また、調査研究の成果は防災本部に提供するなど、防災関係機関との情報共有に努めるものとする。

第4節 海上災害予防計画

この計画は、特別防災区域にかかる地先海域の災害予防対策について定める。

第1 海上災害予防の基本方針

1 特定事業所

船舶所有者及び特定事業所の防災責任者は、災害予防の第一次的責任者として、重油等が特別防災区域沿岸に流出した場合における油の回収の困難性又は自然環境への深刻な影響等を勘案し、事故防止のための運航、荷役時における十分な安全対策を講じるとともに、保安教育、防災訓練を通じて防災に関する知識、技能の向上を図るものとする。

2 防災関係機関

労働基準監督機関、海上保安機関、兵庫県、消防機関等は、災害予防についての広報及び防災訓練等の実施により防災に関する知識、技能の向上を図るものとする。

また、特定事業所等に対し監督指導の強化に努めるとともに、災害対応に必要な防災資機材等の整備を推進するものとする。

第2 基本的な予防措置事項

防災関係機関等が危険物災害を予防するために計画、実施すべき基本的な予防措置事項は次のとおりとし、各機関はこの基本的事項を遵守しなければならない。

1 特定事業所

- (1) 特別防災区域における災害の特殊性をかんがみ、施設規模に応じた化学消防車その他の防災資機材、消火薬剤及び防災要員の確保、増強に努めるものとする。
- (2) 危険物等の臨海施設、パイプライン等の設備について法令に定める技術基準上の点検及び自点検を徹底し、補修・改善等施設の適正な維持管理に努める。また、専用岸壁にかかる消防体制の整備を図るものとする。

2 防災関係機関

(1) 労働基準監督機関

特定事業所等における産業災害の防止について監督指導の強化に努めるものとする。

(2) 海上保安機関

- ① 海上保安機関は、オイルフェンス、油処理剤、消火薬剤の整備を図るとともに、県内における油処理剤等の備蓄状況を把握するものとする。
- ② 危険物等の施設又は船舶等の特別防災区域地先海域への油流出等に対する警戒を行うとともに荷役岸壁における安全対策指導の強化に努めるものとする。

(3) 兵庫県

- ① 消火薬剤、オイルフェンス、油処理剤等の備蓄を計画的に推進するものとする。
- ② 危険物施設の設置、変更の許可等について消防機関へ指導、助言を行うとともに、防災関係機関と連携して危険物施設等の立入検査を行い、特定事業所に対し適正な維持管理指導を行うものとする。

(4) 消防機関

特別防災区域にかかる災害の特殊性をかんがみ、区域内における施設規模に応じた化学消防車その他の防災資機材、消火薬剤及び人員の確保、増強に努めるものとする。

第3 防災意識の高揚及び防災訓練

1 特定事業所

事業所の各施設における管理体制を強化するとともに、特に協力会社に運転管理を委ねる施設等においては、作業従事者への的確な指示が行えるようマニュアルを定めるなど、従業員等への事故防止のための知識、能力の向上に努めるものとする。

また、あらかじめ定める保安教育計画に基づき、保安講習等を実施するとともに、年2回以上の防災訓練を行い、防災意識の啓発及び従業員の技能の向上を図るものとする。

2 防災関係機関

必要に応じて職員又は特定事業所等関係者に対し講習会、研修会を行い、危険物の規制等災害予防に関する専門的技術を習熟するとともに、特別防災区域内の防災関係機関又は特別防災区域協議会と特定事業所との共同で、年1回以上の総合防災訓練を実施するものとする。

第4 災害予防についての広報

防災関係機関は、災害予防に関する各種広報紙を作成・配付し、防災知識並びに安全思想の高揚に努めるものとする。

第5節 防災教育及び防災訓練計画

この計画は、防災関係機関等が当該職員に対し、特別防災区域にかかる災害の発生及び拡大の防止を図るため、危険物施設等に関する防災教育及び災害が発生した場合における迅速かつ適切な災害応急対策措置を講ずるために必要な防災訓練の実施方法等について定める。

第1 防災教育

1 特定事業所が実施する防災教育

特定事業所の防災管理者は、危険物等の貯蔵、取扱いその他の各種作業に関する防災上必要な事項を周知、徹底させるため、あらかじめ教育計画を作成のうえ、事業所の従業員については年間を通じ計画的に、協力会社等に対しては隨時に防災上必要な事項を周知徹底させ、災害の防止に努めるものとする。

(1) 教育計画

教育計画を作成し、年間を通じて効果的に実施するとともに、実施記録簿を作成・記録し、教育内容及び特記事項等を整備するものとする。

(2) 教育内容

次の事項を事業所の実態に応じ、従業員、協力会社等に対し実施するものとする。

- ① 事前予防的見地に立った安全教育に関するここと
- ② 石油等の一般的な特性、貯蔵又は取扱方法に関するここと（取扱物質の性状及び貯蔵・取扱い上の留意事項等に係るデータベース化を含む。）
- ③ 石油等の貯蔵又は取扱施設の保安に関する技術上の基準に関するここと
- ④ 運転、点検に関する基準、マニュアル類に関するここと（特に、安全装置や制御方法等）
- ⑤ 異常現象の発生時又は異常現象の発生が疑われる時における初動体制、応急措置に係る基準、マニュアル類に関するここと
- ⑥ 災害の影響範囲など被害想定に関するここと
- ⑦ 工事又はその他の作業に関し、防災上遵守すべき事項に関するここと
- ⑧ 石炭法、消防法、高圧ガス保安法その他の防災関係法令の周知徹底に関するここと
- ⑨ その他災害防止上必要な事項

(3) 教育実施方法

特定事業所の防災管理者は、事業所の実態に応じ、次の方法に順じて職員に対する防災教育を実施するとともに、隨時検証を行い、より効果的な教育方法を検討のうえ次期教育計画に反映するものとする。

区分	時 期	実 施 方 法	教育資料等
年間教育	高圧ガス保安促進週間 全 国 安 全 週 間 火 災 予 防 運 動 週 間 危 険 物 安 全 週 間 社 内 教 育 実 施 期 間	対象者に応じた方法を選別し実施	議 会 実 訓 研 究 練 習 修 修 会 檢 討 會 講 習 ス ライ ド 映 画 講 演 パン フレ ット その 他 資 料
隨時教育	従 業 員 の 採 用 時	新規採用職員研修等に併せて集中的に実施	
	従 業 者 の 異 動 時	職場及び従業者に応じた内容により実施	
	危 険 物 等 の 貯 藏、取 扱 い の 方 法 及 び 設 備 等 の 変 更 時	変更に伴う作業基準等の改定を事前に行い、変更内容に応じて実施	
	修 理、工 事 の 実 施 時	目的、内容、工法等に応じて従事者に実施	
	災 害・事 故 の 発 生 時	事故発生事業所からの情報収集等により原因及び対応等を検討し、職員に徹底する	
	そ の 他	その他必要に応じて実施する	

2 防災関係機関が実施する防災教育

(1) 職員を対象とする防災教育

- ① 県・市町は、関係部局における災害時の初動対策マニュアル等を整備し、職員各員が迅速かつ的確な防災活動が実施できるよう、その周知徹底に努めるものとする。
- ② 消防機関及び海上保安機関は、職員に対し、災害予防に関する専門的知識を習得させるとともに、実地訓練または図上研究等各種の訓練を通じ、危険物等の災害に対応できる能力の向上に努めるものとする。
- ③ 防災関係機関の防災担当職員等は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、現地調査等により次の事項の習熟に努めるものとする。なお、特定事業所は、防災関係機関の実施する防災教育に関して積極的に協力をを行うものとする。
 - ア 災害発生時の動員計画及びそれが分担する任務
 - イ 防災関係機関等との連絡体制及び情報交換活動
 - ウ 防災関係機関等の防災体制及び防災上処理すべき業務
 - エ 関係法令の運用
 - オ 災害発生原因についての知識
 - カ 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点の検証
 - キ 防災資機材等の使用方法及び使用上の注意等
 - ク 特定事業所の取扱化学物質等の性状及び火災予防等の留意点
 - ケ 化学プラント等の設備概要と潜在的危険性
 - コ その他防災上重要な事項

(2) 特定事業所等を対象とする防災教育

防災関係機関は、特定事業所等に対し、法令に定める保安講習、立入検査等を通じて危険物等に関する関係法令及び自主点検の徹底等施設の安全管理に関する防災教育を行い、特定事業所等の保安体制の確立並びに防災に関する知識、技能の向上に努めるものとする。

第2 防災訓練

防災関係機関等は、特別防災区域の実態及び特殊性を十分考慮して、連携のとれた防災体制の確立を目的とした防災訓練等を、単独又は共同して計画的に実施することとし、一般住民の参加に努めるものとする。また、実施にあたっては、過去の実施記録等を勘案・検証のうえ、常に実質的、効果的な訓練をめざすよう努めるものとする。

基本的な訓練の種類、項目等については次表のとおりとし、事業所の実態に応じて実施するものとする。

区分	訓練の項目等
総合訓練	各種災害を想定した総合訓練を、防災本部及び特別防災区域内の防災関係機関及び特定事業所が共同で年1回以上実施する。
単独訓練	特定事業所は、企業の実態に応じて年2回以上単独で訓練を実施する。 防災関係機関においては各々の組織系統ごとに単独訓練を年1回以上実施する。
訓練の内容等	(1) 訓練種目 ① 緊急通信、通報、伝達訓練 ② 指揮命令、招集動員訓練 ③ 避難、避難誘導、交通規制、航行規制、救出救護、広報訓練 ④ 資機材調達、輸送訓練 ⑤ 装備、機器取扱い、消防消火操法訓練 ⑥ 危険物、高圧ガス等爆発火災防御訓練 ⑦ ガス、毒劇物漏洩除法、回収訓練 ⑧ 流出油防除回収訓練 ⑨ タンクローリー等火災防御訓練 ⑩ 船舶火災防御訓練 ⑪ 地震等自然災害応急対策訓練 ⑫ その他必要な訓練 (2) 訓練の想定 ① 危険物等の流出、火災 ② 可燃性ガスの漏洩、拡散 ③ 有毒ガスの漏洩、拡散 ④ 流出油による海面火災 ⑤ 地震、津波等自然災害 (3) 訓練組織 本計画及び各特定事業所にかかる防災規程に定める組織を基本とし、報道機関等や一般住民の参画を検討する。 (4) 訓練結果の検討 訓練の結果について、個々具体的な検証を行い、より一層の対策活動の実効を期する。 (主な検討項目) ① 訓練の計画内容、実施方法 ② 訓練の実施日時、場所、参加人員 ③ 訓練の種目ごとの実施内容 (5) 記録資料の保存等 訓練記録資料を保存し、要員の異動により訓練成果を減じないよう活用する。又、問題点の解決として本計画等が修正された場合はその概要を記録資料に付記する。

第6節 防災に関する調査研究計画

防災関係機関等は、特別防災区域における災害の予防及び災害の拡大防止にかかる調査研究に努めるとともに、防災本部長は関係機関と協力のうえ、必要に応じて専門部会を設置し、専門的分野から助力を求めるなど防災に関する調査研究を実施推進するものとする。

1 専門部会の構成

本部長が指名する本部員及び専門員（関係地方行政機関、県、関係市町、関係公共機関、特定事業業所の職員及び学識経験者のうちから知事が任命する者）で構成するものとする。

2 専門部会の業務

- (1) 特別防災区域において予想される危険物等の漏洩、流出、火災、爆発にかかる災害想定の研究
- (2) 自然災害による2次災害の防止に関する研究
- (3) その他本部長が必要と認める研究

3 特定事業所における取扱化学物質のデータベースや災害想定の作成

各特定事業所は、取扱化学物質の性状、災害防止のための留意点 災害時の応急対策実施上の留意点などを記載した書面を作成し、災害時に防災関係機関へ提供できるよう体制整備に努めるものとする。

また、化学プラント等における災害の影響範囲などを把握し的確な対策につなげるため、設備ごとに災害想定を作成するよう努めるものとする。

第7節 防災施設及び資機材設置計画

この計画は、特別防災区域における災害の予防及び応急対策の実施に必要な防災施設、資機材の整備について定める。

第1 防災施設及び資機材の設置方針

特定事業所及び船舶所有者等は、関係法令の定めるところにより防災施設を整備するとともに、危険物等の施設の実情に応じて更に増強に努めるものとする。

また、防災関係機関等は、特別防災区域における災害の特殊性を考慮して防災資機材の整備増強を図るものとする。

第2 防災施設の設置促進

1 特定事業所

特定事業所は、次の特定防災施設を関係法令上の基準に適合するよう設置し、適正に維持管理を行わなければならない。

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 流出油等防止堤 | 法定容量以上を収容できる規模に努める |
| (2) 消火用屋外給水施設 | 実情に応じて更に設置強化に努める |
| (3) 非常通報設備 | 実情に応じて更に設置強化に努める |

2 防災関係機関

防災施設を設置すべき対象事業所に対し、設置促進の指導を行うとともに、施設の適正な維持管理指導に努めるものとする。

第3 防災資機材等の整備・調達

1 特定事業所

- (1) 特定事業所は、施設等の規模に応じた防災資機材及び必要な防災人員を確保し、点検等適切な維持管理に努めるものとする。
- (2) 災害防御活動に防災資機材等の不足が生じた場合を想定し、あらかじめ災害の規模に応じた必要資機材を想定のうえ、特定事業所間あるいは共同防災組織間における防災資機材提供協定等の推進に努めるものとする。
- (3) 災害が発生し、防災資機材等の不足が予測されるときは、協定を締結している特定事業所から調達するものとし、これによってもなお不足し、または緊急を要するときは、消防機関等と連携のうえ、その他の特定事業所から調達するものとする。

2 防災関係機関

- (1) 特定事業所に対し、関係法令又は施設等の実態に応じた防災資機材の整備促進を図るとともに、防災資機材等の適正な維持管理について指導を行うものとする。
- (2) 特別防災区域における危険物施設等の規模等を勘案し、消火薬剤、オイルフェンス、化学消防車等の防災資機材の増強に努めるものとする。

第4 費用負担

調達に要した費用は、現行関係法令の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては災害発生事業所が被調達機関等と協議のうえ負担するものとする。

第5 調達方法

資機材の不足が予想される場合は、次の順序により調達するものとする。

- (1) 同一区域内の特定事業所の備蓄材
- (2) 防災関係機関の協力による備蓄材
- (3) 次表に定める資機材を防災本部を通じて調達

(県備蓄化学消火薬剤)

薬剤	設 置 市				計	備 考	
	神戸	加古川	三木	明石		貯蔵容器	購入日
A G F F F-3T	—	2,000	—		2,000	1,000 L タンク	H22. 3. 12
	—	—	1,000		1,000		H24. 1. 16
	—	—	1,000		1,000		H25. 3. 27
	—	—	1,000		1,000		H26. 3. 26
	—	—	1,000		1,000	ドラム缶	H27. 2. 17
	—	—	—	1,000	1,000		H28. 2. 16
	—	480	—	—	480	1,000 L タンク	H29. 3. 1
	960	—	—	—	960	ポリタンク	H30. 3. 1
	800	—	—	—	800	ドラム缶	H31. 2. 1
	800	—	—	—	800		R2. 2. 12
スーパーホーム	—	500	—	—	500	1,000 L タンク	R3. 1. 20
	合計	2,560	4,180	4,000	1,000	11,740	—

(化学消火薬剤・油処理剤調達先)

機 関 名	課・係	勤務時間内TEL	休日・夜間TEL	F A X	
消 火 薬 剤	(株)赤尾 営業部	06-6532-4131		6536-7456	*連絡時に調整
	(株)初田製作所 消火設備事業部 枚方本社工場 製造・生産管理課 生産管理グループ	072-856-1352		856-1280	*連絡時に調整
	D I C (株) 北陸工場	(代)076-278-2332	076-278-2332	278-5354 製造課Fax 278-2331	メガフォーム ・耐アルコール10,000 L ・水成膜 10,000 L
油 処 理 剤	D I C (株) 東京本社 スペシャリティケミカル 営業グループ	03-6733-6158	090-2569-9991 川瀬マネージャー		
	(株)ネオス 西日本営業課	(代)078-331-9381 (直) 331-9382	070-2285-4890	331-9319	300缶 6トン

(オイルフェンス)

防災本部を中心に海上保安機関及び防災関係機関等と協議して調達するものとする。

第6 輸送

調達する防災資機材の輸送については、原則として調達要請を受けた機関がその輸送にあたるものとし、あらかじめ輸送方法等を検討するものとする。

第6章 災害応急対策計画

この計画は、特別防災区域における危険物等の施設の火災、爆発、漏洩又は流出油等の事故に際して、
応急に実施すべき措置について基本的事項を定める。

防災関係機関等は、この基本的事項を遵守し、各々の業務にかかる計画をあらかじめ策定するものとし、災害応急対策の実施にあたっては、防災本部長の総括の下に、次に掲げる配備体制に応じた動員体制をあらかじめ定め、防災関係機関並びに特定事業所が連携してこれにあたるものとする。

配 備 体 制	発 動 時 期 等	災 害 の 状 況
第1次配備体制	関係消防機関の長又は海上保安機関の長が発動を指示し、防災本部長に連絡する	特定事業所の自衛防災組織又は共同防災組織及び所轄の消防本部又は海上保安機関の消防力で対処しえる状況
第2次配備体制	同 上	第1次配備体制に加えて、更に近隣の消防本部等の応援出動等によらなければ鎮圧が困難な状況
第3次配備体制	関係市町長又は海上保安機関の長が防災本部長に要請し、又は防災本部長が必要と認めるときは、発動を指示する	事故あるいは大規模地震等の発生により、大規模な災害に移行あるいは移行する恐れがある場合に、現地防災本部を設置して防災関係機関等による総合的な防災活動を行う必要がある状況

※ 災害防御活動の現場指揮者（陸上…管轄の消防長、海上…管轄の海上保安機関の長）

第1節 現地本部設置計画

この計画は、大規模な災害に際し、防災関係機関等が集中して緊急かつ統一的な防災活動にあたらなければならない場合に、被災現地に設置する石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）について定める。

第1 設置者

防災本部長

第2 設置基準

防災本部長は、下記の設置基準に基づき現地本部を設置する。ただし、複数以上の特別防災区域で同時に甚大な災害が発生する場合等、現地本部の設置が困難と認めるときは、防災本部長は災害の状況を勘案のうえ、初動体制の確立に必要な指示を行わなければならない。

- 1 重大な災害が発生し、又は発生する恐れがあり、防災関係機関等が緊急かつ統一的な防災活動を実施する必要があると防災本部長が認める場合。
- 2 関係市町長又は海上保安機関の長から要請があり、防災本部長が適当と認める場合。

第3 組織及び設置場所

現地本部は次表に掲げる現地本部長、現地本部員及びあらかじめ各機関ごとに定める現地本部派遣要員により構成する。

防災本部長は、災害の規模等により必要と認めるときは、本部員のうちから更に現地本部員を指名することができるものとする。

なお、陸上及び海上の同時に災害応急対策を実施する必要があるときは、災害が起因するところに設置するものとする。

区分	現地本部長	現 地 本 部 員	設置場所	事務局
陸上	神戸市長 加古川市長 播磨町長 高砂市長 姫路市長 赤穂市長	中部近畿産業保安監督部近畿支部長 (神戸海上保安部長) (姫路海上保安部長) (関係市町長) 県警察本部長 各関係消防長 兵庫県神戸・中播磨県民センター長 東播磨・西播磨県民局長 関係特別防災区域企業代表本部員	現地本部長が指定するところ	県消防保安課職員及び現地本部長が所属する機関の職員が行う
海上	神戸海上保安部長 姫路海上保安部長			

※ () が現地本部長であるときは、現地本部員から除く

第4 現地本部員の招集及び解散

1 現地本部員の招集

防災本部長は、現地本部の設置を決定したときは、現地本部長と連携のうえ、現地本部員に次の事項を連絡するものとし、連絡を受けた現地本部員は、あらかじめ定める現地本部派遣要員とともに、直ちに現地本部長が指定するところに参集するものとする。

- (1) 設置日時
- (2) 設置場所
- (3) 設置理由（災害の状況）
- (4) その他必要な事項

なお、複数以上の特別防災区域で同時に甚大な災害が発生する場合等、現地本部の設置が困難なときは、関係機関は防災本部長の指示に従うものとする。

2 現地本部の解散

防災本部長は、当該災害にかかる応急対策が概ね完了したとき、又は予想された災害の危険性が解消されたと認めるときは現地本部長と協議のうえ現地本部を解散し、その旨を関係機関に連絡するものとする。

第5 現地本部の所掌事務

- (1) 現地本部員会議の開催（応急対策等方針の決定等）
- (2) 災害情報の収集及び関係機関への情報伝達
- (3) 被害情報及び応急対策措置等の防災本部長への報告
- (4) 防災関係機関等が実施する災害応急対策にかかる連絡調整
- (5) その他必要と認める事項

第6 現地本部における各機関の役割

現地本部長及び現地本部員等、現地本部を構成する機関として担わなければならない役割について、下記のとおり基本的な事項を定める。

1 防災本部長の役割

防災本部長は、現地本部の設置を指示したときは、当該現地本部の調整機能が十分に発揮できるよう必要な指示を行うものとし、常に現地本部長と情報交換を密にし、連携を図るよう努めるものとする。

2 現地本部長の役割

現地本部長は、現地本部員相互の情報交換が十分に行われ、迅速かつ統一的な防災活動が実施できるように組織編成するなど、現地本部の総合調整を行うものとする。

3 現地本部員の役割

現地本部員は、自らの機関が担うべき基本的な役割を認識のうえ、応急対策の実施にあたっては常に現地本部長及び他の現地本部員等と連携・協力し、一体的な応急対策措置がとられるよう努めるものとする。

4 関係機関の基本的な役割

防災機関名	基 本 的 な 役 割
中部近畿産業保安監督部近畿支部	(1) 災害応急対策にかかる指導、助言に関すること (2) その他必要な事項
海上保安部	(1) 現地本部の総合調整に関すること（海上保安部長が現地本部長である場合） (2) 現地本部長が行う指示及び要請等の措置にかかる現地本部員への伝達及び連絡調整に関すること（海上保安部長が現地本部長である場合） (3) 防災本部長への要請、伝達、報告及び連絡調整に関すること (4) 災害情報及び被害状況のとりまとめに関すること (5) 海上にかかる人命救助及び火災防御活動に関すること (6) 港湾内及び周辺の航行規制、船舶等への避難の指示に関すること (7) 船舶、地域住民等への広報に関すること (8) 応援部隊の災害防御活動への指示等に関すること (9) 流出油等防除について、関係機関等への必要な資機材の確保及び防除措置の実施の協力要請に関すること (10) 現地本部の事務局に関すること (11) その他必要な事項
市 町	(1) 現地本部の総合調整に関すること（市町長が現地本部長である場合） (2) 現地本部長が行う指示及び要請等の措置にかかる現地本部員への伝達及び連絡調整に関すること（市町長が現地本部長である場合） (3) 防災本部長への要請、伝達、報告及び連絡調整に関すること (4) 災害情報及び被害状況のとりまとめに関すること (5) 警戒区域の設定、避難指示及び誘導並びに避難所の開設、運営に関すること (6) 地域住民への広報に関すること (7) 救援物資の調達、供給に関すること (8) 衛生材料、医薬品の調達に関すること (9) 現地本部の事務局に関すること (10) その他必要な事項

消 防 機 関	(1) 現地本部長及び現地本部員等への情報提供、連絡調整に関すること (2) 陸上にかかる人命救助、火災防御活動に関すること (3) 傷病者の救出、搬送に関すること (4) 応援部隊の災害防御活動への指示等に関すること (5) 人員、災害応急資機材の調達に関すること (6) 災害情報及び被害状況のとりまとめに関すること (7) 火災警戒区域の設定、避難誘導等に関すること (8) 地域住民への広報に関すること (9) その他必要な事項
兵 庫 県	(1) 防災本部長が行う指示及び要請等の措置にかかる現地本部員への伝達及び連絡調整に関すること (2) 防災本部長への各種要請、報告、情報伝達に関すること (3) 災害情報及び被害状況のとりまとめに関すること (4) マスメディア及び地域住民への広報に関すること (5) 救援物資の調達、供給及び輸送、搬送のあっせんに関すること (6) 国の関係機関との連絡調整に関すること (7) 人員、災害応急資機材の調達、あっせんに関すること (8) 現地本部の事務局に関すること (9) その他必要な事項
県 警 察	(1) 現地本部長及び現地本部員等への情報提供、連絡調整に関すること (2) 人命救助、治安維持、犯罪の予防に関すること (3) 交通規制、緊急通行路の確保に関すること (4) 災害情報及び被害状況のとりまとめに関すること (5) 地域住民への避難誘導等に関すること (6) 地域住民への広報に関すること (7) その他必要な事項
特 別 防 災 区 域 代 表 特 定 事 業 所	(1) 特別防災区域協議会の応援のとりまとめに関すること (2) 消防機関の指示事項の遂行に関すること (3) 海上保安機関の指示事項の遂行に関すること (4) 地域住民への避難誘導等の補助に関すること (5) 人員及び災害応急資機材の確保に関すること (6) 周辺事業所及び地域住民への広報に関すること (7) その他必要な事項

第7 災害対策基本法に基づく災害対策本部との連携

災害の規模等により災害対策基本法に基づく兵庫県及び関係市町の災害対策本部又は地方本部等が設置された状況下において、特別防災区域で甚大な災害が発生した場合は、本計画に基づく現地本部を設置して、これにあたることが困難な場合が想定される。

この場合、兵庫県及び関係の市町は、災害対策本部会議等において特別防災区域の被害状況、措置状況等を随時報告するなど、十分な連絡調整を行い、一体的な防災活動が行われるよう努めなければならない。

防災関係機関等は、特別防災区域の災害に関し、相互に連携を図り、一体となった応急対策を実施するよう努めるものとする。

第2節 兵庫県の体制

兵庫県は、被害情報の収集、災害応急対策にかかる防災関係機関等への指示、要請及び防災関係機関相互の連携推進等総合調整機関としての所要の措置を行う。

第1 動員体制

兵庫県の動員（参集・配備）体制は、第6章の冒頭に定める配備体制に応じ、下表のとおりとする。

知事は、消防機関等からの通報等により、第4号本部員としてあらかじめ指名する部長・室長等（以下「部長等」という。）に対し、動員体制をとるよう指示を行わなければならない。

ただし、部長等は、緊急を要する場合等知事の指示を待ついとまがない場合は、災害の状況に応じて動員体制をとることができる。この場合、部長等は直ちに知事にその旨を報告するものとする。

部長等は、初動体制の早期確立を図るため、動員人数及びその確保等についてあらかじめ定めるものとする。

体 制	内 容
第1号配備体制	少数の人員を配置し、情報の収集にあたる態勢で臨むこととし、その他の職員は勤務時間内は職場に、勤務時間外は自宅に待機する
第2号配備体制	部長等は、動員を指示する課・室について、その所属する職員のうち2割までの人員を配備し、情報の収集にあたる態勢で臨むこととし、その他の職員は勤務時間内は職場に、勤務時間外は自宅に待機する。
第3号配備体制	部長等は、動員を指示する課・室について、原則として、その所属する職員全員を配備し、現地本部の設置等にあたる態勢で臨むこととし、平常業務として最低限確保しなければならない業務等のほか職員を動員する。

第2 通報及び伝達

1 通報及び伝達窓口

災害情報等各種情報の通報及び伝達は、石油コンビナート等防災本部事務局である消防保安課が中心となって行う。知事は、事故及び自然災害に対応するため、通報・伝達要員に必要最小限の人員を常時配置するよう努めるものとする。

2 通報及び伝達経路

兵庫県における通報及び伝達経路は別図のとおりとする。

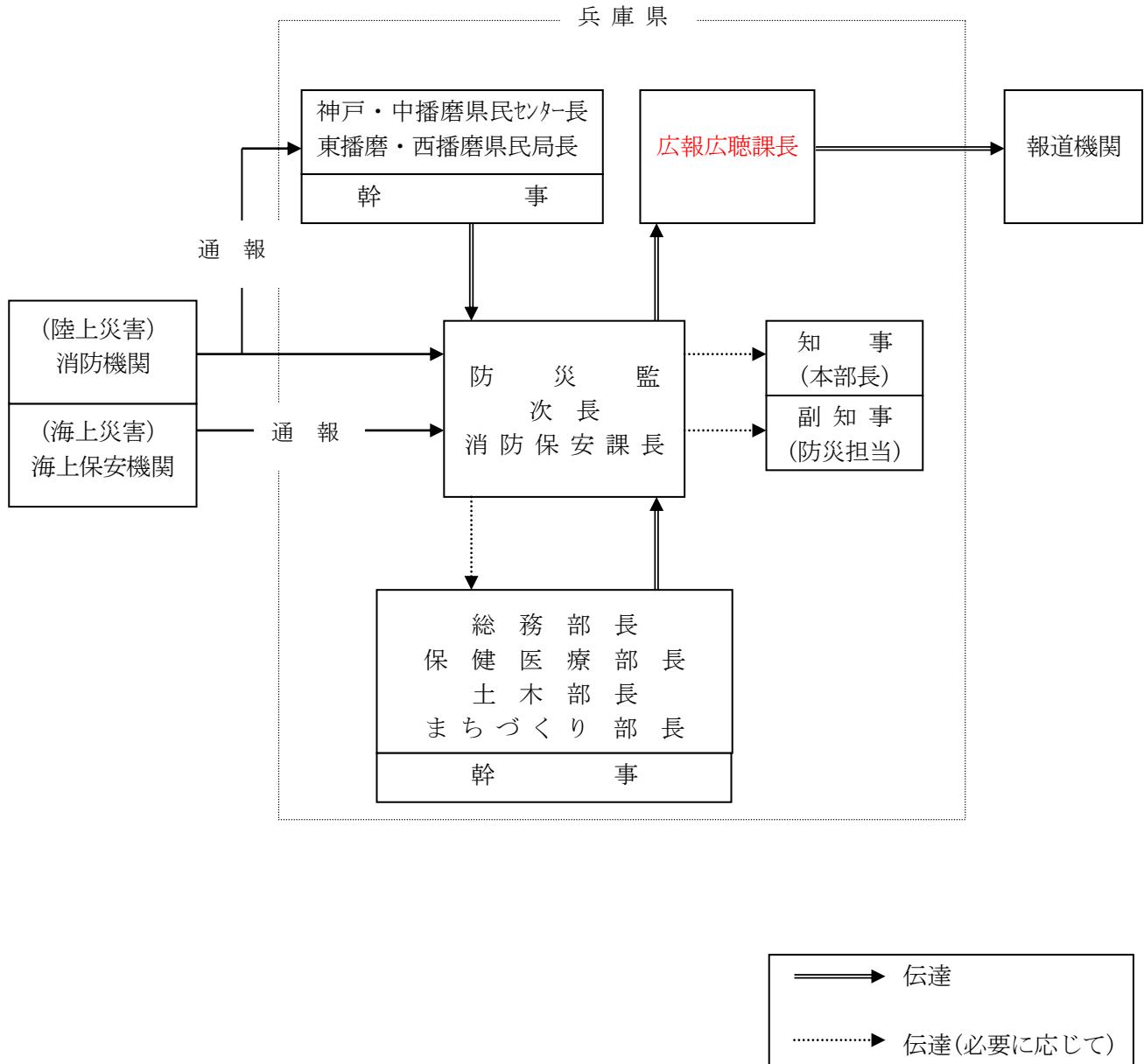
第3 所掌事務

兵庫県は、災害予防及び災害発生に対する応急対策の実施について、防災関係機関等が連携し、一体的な防災活動が円滑に行えるよう、調整機関としての役割を担うものとし、次のとおり所掌事務を定める。

- (1) 危険物、高圧ガス及び毒物・劇物等にかかる製造所等の施設に対する指導、助言に関するこ
- (2) 災害情報の収集、伝達及び分析に関するこ
- (3) 報道機関との連絡調整に関するこ
- (4) 住民等への災害の広報に関するこ
- (5) 防災関係機関等への連絡調整に関するこ
- (6) 国及び他府県への連絡調整に関するこ

- (7) 防災資機材等の供給又は調達若しくはあっせんに関すること
- (8) 消防力又は救急・救護又は防災要員等の応援要請に関すること
- (9) 自衛隊の派遣要請に関すること
- (10) 石油コンビナート等防災本部事務局の事務に関すること
- (11) 石油コンビナート等現地防災本部事務局の事務に関すること
- (12) その他必要な事務

(別 図)



第3節 陸上災害応急対策計画

この計画は、特別防災区域にかかる陸上施設等の災害の拡大防止を実施するための応急対策について定める。

第1 陸上災害応急対策の実施方針

時間の経過とともに変化する災害に的確に対応するため、主な実施機関である特定事業所、消防機関は常に情報交換を密にし、災害防御活動が一体的かつ集中的に行われるよう努めるとともに、兵庫県市町、県警察その他の防災関係機関は、これら実施機関の求めに即応した応急対策措置を講じるものとする。

第2 初動体制の確立

特定事業所の防災管理者は、異常現象が発生したときは直ちに消防機関、警察等の防災関係機関に通報すること。併せて、災害の態様に応じた初動措置を講じなければならない。

防災関係機関は、第1～3次配備体制に応じ、あらかじめ定める動員（参集・配備）計画等により初動体制の確立に努めるものとする。

1 特定事業所

- (1) 防災管理者は、異常現象の発生後、直ちに事業所内の初動体制を確立するとともに、関連施設について、あらかじめ定めるチェック等を行い、運転停止、付近の火気使用禁止、発災施設における危険物等の漏洩、流出源の閉止等災害の拡大防止に必要な措置をとるものとする。
- (2) 防災管理者は、事故の現状を災害情報収集伝達計画により関係機関に通報するとともに、事業所内及び隣接企業への周知を図るものとする。

2 消防機関

- (1) 特定事業所から異常現象の発生の通報を受けたときは、災害情報収集伝達計画により、関係機関に通報するとともに、石油コンビナート災害を想定した警防計画等に定めるところにより迅速、的確な出動態勢を確保するものとする。
- (2) 特定事業所と連携のうえ、原因の究明及び災害の拡大防止に努めるものとする。
- (3) 消防機関の長は、特定事業所からの通報あるいは自らの情報収集等により災害規模を勘案のうえ第1次又は第2次配備体制の発動を指示し、防災本部長へ連絡するものとする。
また、現地本部を設置して防災関係機関等による総合的な防災活動を実施する必要があると認めるときは、市町長に通報するものとする。

3 市 町

- (1) 消防機関から異常現象の発生の通報があったときは、被害情報の収集、現状把握に努めるとともに、あらかじめ定める動員（参集・配備）計画等により初動体制の確立を図るものとする。
- (2) 市町長は、災害の規模等を勘案のうえ、現地本部を設置して防災関係機関等による総合的な防災活動を実施する必要があると認めるときは、防災本部長に第3次配備体制の要請を行うものとする。

4 兵庫県

- (1) 消防機関から異常現象の発生の通報があったときは、被害情報の収集、現状把握に努めるとともに、あらかじめ定める動員（参集・配備）計画等により初動体制の確立を図るものとする。
- (2) 知事は、消防機関の長から第1次又は第2次配備体制の連絡を受けたときは、この決定を関係機関あて伝達するものとする。
また、災害の規模等を勘案のうえ、必要があると認めるときは第3次配備体制の発動を指示し、この旨防災関係機関等に伝達するものとする。

5 県警察

特定事業所等から異常現象の通報があったとき又は自らの情報収集、現状把握等により、災害の状況に応じた警備体制等の確立を図るものとする。

また、死傷者が多数発生する等大規模な事故の場合は、兵庫県警察大規模事故災害初動措置要綱に基づく体制をとることとする。

6 その他防災関係機関

異常現象発生の通報があったときは、自ら情報収集に努めるとともに、第1～第3次配備体制に応じ、あらかじめ定める動員（参集・配備）計画等により初動体制の確立を図る。また、災害の状況によっては、防災本部長等から応援要請があったときに備え、資機材、人員の派遣等応援体制の準備を行うものとする。

第3 災害応急対策の措置

防災関係機関等は、災害の規模等状況に応じて火災消火、警戒区域の設定、避難等の指示、消防力の応援等所要の措置を行い、各機関相互の情報交換を密にし、連携して災害防御活動に努めるものとする。防災関係機関等において実施すべき基本的な応急対策措置事項は次のとおりとし、各機関はこの基本的事項を遵守しなければならない。

1 特定事業所

- (1) 防災管理者は、災害の発生に際して迅速かつ効果的な初期消火等を行うとともに、輻射熱等による周辺施設への延焼防止並びに従業員及び地域住民の安全確保に最善の措置をとるよう努めるものとする。
- (2) 消防、警察等の防災関係機関との情報共有や連携に遗漏の生じることのないよう災害時の連携責任者を事前に定め、他の職員等と服装を変えるなど明確に識別できるようにするほか、防災関係機関の到着に備えて誘導員を配置する等、迅速な活動ができるよう十分に配慮するものとする。
- (3) 防災関係機関到着時に現場への適切な誘導ができるよう入場する門の付近など当該災害の影響を受けにくい安全な場所（アクセスポイント）を決めておき、そのことを通報時にあわせて連絡するものとする。
- (4) 他機関への情報伝達・共有や応援要請等を円滑に行うため、必要に応じ通信機器の環境が整った事業所内の会議室等に、防災関係機関等による現地連絡室を設置するなど、相互の連携強化を図るものとする。

ただし、現地連絡室を設置するに至らない小規模な事故災害（防災関係機関の到着時に鎮圧状況である火災や応急措置完了の漏洩事故等であって、拡大のおそれのない事故）の場合は、原則として消防機関、警察を中心に、防災関係機関及び特定事業所、共同防災組織が連携して対応するものとする。

- (5) 災害の状況に応じ、災害現場付近の安全な場所に指揮所（消防機関、警察等の防災関係機関の関係機関の到着後は現地指揮本部と呼称）を設け、事業所内の施設配置図、災害発生施設の概要を記載した図面、災害発生場所周辺の危険物施設等の状況、関係物質の性状及び二次災害防止のための取り扱い上の留意点等が記載された資料、その他必要と思われる資料により防災関係機関に状況を説明するなど、現場活動に従事する関係者間での情報共有を徹底するものとする。

また、現地指揮本部において、特定事業所や共同防災組織をはじめ防災関係機関が協議して災害対応方針を決定するものとする。

- (6) 災害時の連携責任者又は防災管理者は、災害の状況変化に合わせて、逐次、状況を防災関係機関に説明するものとする。

なお、万一、災害の拡大又は拡大の危険性がある場合は、予測される災害の影響範囲や退避時期等を的確に示すものとする。

- (7) 防災管理者は、災害の状況に応じた資機材等の調達、確保に努めるとともに消防機関と連携のうえ、災害の状況に応じて「特定事業所間の相互応援計画」に基づく資機材及び防災要員等の応援を求めるものとする。
- (8) 防災管理者は、消防機関と連携のうえ、従業員の避難指示、事業所内の救護要員の出動、現地救護所の開設、医薬品等の供出等災害の状況に応じて適切な措置をとるものとする

2 消防機関

- (1) 現場での活動にあたっては、災害の影響範囲や危険性等についての特定事業所の連携責任者等からの説明内容等を考慮のうえ、状況を的確に判断し、安全かつ効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。
- (2) 上記1(3)のアクセスポイントを設定に当たっては、爆発や火災の発生・拡大にも備えて適切なアクセスポイントを選定できるよう必要に応じて意見を述べるとともに、現場の状況を踏まえて現場指揮本部等の位置の選定や変更を行うなど、事案の特性に応じて適切に活動するものとする。
- (3) 火災消火、人命救助、救急搬送等状況に即応した防災活動を行うとともに、特定事業所又は共同防災組織とも協議のうえ、必要な対応をとるものとする。
- (4) 消防機関の長は、災害の状況等を勘案のうえ、必要と認めるときは火災警戒区域を設定し、地域住民への広報等周知徹底に努めるものとする。(消防法第23条の2)
- (5) 消防機関の長は、火災の状況により消防力について更に応援が必要と認めたときは、火災発生事業所と連携のうえ他の特定事業所に応援を求めるものとする。
また、他地域からの応援が必要と認めるときは、市町長に通報し、市町長は防災本部長に要請するものとする。(応援協定を締結しているものについては、その協定による。)
- (6) 消防機関の長は、被害の状況により自衛隊の派遣が必要と認めるときは、市町長に通報するものとする。
- (7) その他災害の状況に応じた措置を講じる。

3 市町

- (1) 市町長は、警戒区域の設定、避難指示等の措置を行うときは、地域住民及び防災関係機関等に周知徹底するよう努めるものとする。
- (2) 市町長は、災害の規模等により消防力の応援が必要と認めるときは、防災本部長に応援要請を求めるものとする。(応援協定を締結しているものについては、その協定による。)
- (3) 市町長は、災害の規模等により応急対策の実施が通常の手段では困難であり、自衛隊の出動が必要と認めるときは、関係の県民局長及び警察署長等と十分に連絡をとり、防災本部長に派遣要請を求めるものとする。
- (4) その他災害の状況に応じた措置を講じる。

4 兵庫県

- (1) 災害情報及び防災関係機関が行う応急対策の措置状況等、各種情報の収集・伝達に努めるとともに、関係機関相互の連絡調整を行い、効果的な防災活動が実施されるよう努めるものとする。
- (2) 知事は、災害の状況等に応じ必要と認めるときは、特定地方行政機関若しくは公共機関等の長に対し、医療・救護、消防力、資機材又は防災要員等の援助を要請するものとする。
- (3) 知事は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、自衛隊に要請するとともに、その旨を警察本部長に通報するものとする。
- (4) 災害情報及び応急対策等について報道機関等へ積極的に発表を行うとともに、必要と認めるときは、放送事業者に緊急放送の要請を行うものとする。

5 県警察

- (1) 防災関係機関等との連携のもとに救出救助、雑踏整理、交通規制、緊急通行路の確保、現場検証及び災害原因調査、犯罪の予防及び危険防止のための警戒等の活動を行うものとする。
- (2) 警察官は、市町長、消防機関の長等からの要求等があった場合又は指示する市町等の職員が現場にいないときは、警戒区域の設定、火災警戒区域の設定及び立入禁止、退去等を行うものとする。
(災害対策基本法第63条第2項、消防法第28条第2項)
- (3) 警察官は、市町長が立ち退きの指示ができないと認めるとき、あるいは市町長から要求があったときは避難を指示するものとする。(災害対策基本法第61条)
- (4) その他災害の状況に応じた措置を講じる。

6 その他防災関係機関

事故発生等の通報があったときは、あらかじめ定める初動体制で備えるとともに防災本部と連絡を密にし、防災本部長等から援助等の要請があったときは、関係機関と連携のうえ災害応急対策を実施するものとする。

報道機関等は、防災本部等と連絡を密にし、災害の発生又は発生が予想される場合は、自ら積極的に災害に関する情報を収集し、地域住民に対し周知徹底する必要があると認めるときは、他に優先して報道等を行う。また、放送事業者は、知事から緊急放送の要請があったときは、直ちにこれに応ずるものとする。

第4節 接岸船舶の災害応急対策計画

この計画は、接岸船舶の災害応急対策について定める。

第1 接岸船舶の災害応急対策の基本方針

時間の経過とともに変化する災害に的確に対応するため、主な実施機関である接岸船舶の災害発生により被害を生じ、又は生じる恐れのある特定事業所（以下「被災特定事業所」という。）、海上保安機関及び消防機関は、常に情報交換を密にし、災害防御活動が一体的かつ集中的に行われるよう努めるとともに、兵庫県、市町、県警察その他の防災関係機関は、これら実施機関の求めに即応した応急対策措置を講じるものとする。

第2 災害防御活動の分担

災害防御活動の分担は、陸上の災害は主として消防機関の長が、海上の災害は主として海上保安機関の長が、被災特定事業所と調整して決定するものとし、災害の拡大防止等のため必要があると認める場合に被災特定事業所へ行う指示は、陸上の災害は消防機関の長が、海上の災害は主として海上保安機関の長が行うものとする。

第3 初動体制の確立

接岸船舶の船長又は被災特定事業所の防災管理者は、異常現象の発生を発見したときは直ちに関係機関へ通報するとともに、災害の態様に応じた初動措置を講じなければならない。

防災関係機関等は、第1～3次配備体制に応じ、あらかじめ定める動員（参集・配備）計画等により初動体制の確立に努めるものとする。

1 接岸船舶及び特定事業所

- (1) 接岸船舶の船長及び被災特定事業所の防災管理者は、異常現象の発生後、直ちに初動体制を確立するとともに、相互に連携して関連施設等のチェック等を行い、設備の運転停止、船舶及び接岸付近の火気使用禁止、接岸船舶における危険物等の漏洩、流出源の閉止等災害の拡大防止に必要な措置をとるものとする。
- (2) 接岸船舶の船長及び被災特定事業所の防災管理者は、事故の現状を災害情報収集伝達計画により関係機関に通報するとともに、事業所内及び隣接企業への周知を図るものとする

2 消防機関

- (1) 接岸船舶の船長又は被災特定事業所の防災管理者から異常現象の発生の通報を受けたときは、災害情報収集伝達計画により関係機関に通報するものとする。
- (2) 災害の早期拡大防止のため、被災特定事業所及び海上保安機関と連携のうえ、原因の究明、危険物等の漏洩防止に努めるものとする。
- (3) 消防機関の長は、接岸船舶の船長及び被災特定事業所の防災管理者等から情報を収集し、あるいは自らの情報収集により災害規模を勘案のうえ、海上保安機関とも協議して第1次又は第2次配備体制の発動を指示し、防災本部長へ連絡するものとする。
また、消防機関の長は、現地本部を設置して防災関係機関等による総合的な防災活動を実施する必要があると認めるときは、海上保安機関と十分連絡をとって市町長に通報するものとする。

3 海上保安機関

- (1) 接岸船舶の船長又は被災特定事業所の防災管理者から異常現象の発生の通報を受けたときは、災害情報収集伝達計画により関係機関に通報するものとする。
- (2) 災害の早期拡大防止のため、被災特定事業所及び消防機関と連携のうえ、原因の究明、危険物等の漏洩防止に努めるものとする。

4 市町

- (1) 消防機関から異常現象の発生の通報があったときは、被害情報の収集、現状把握に努めるとともに、あらかじめ定める動員（収集・配備）計画等により初動体制の確立を図るものとする。
- (2) 市町長は、消防機関等からの通報等により災害の規模等を勘案のうえ、現地本部を設置して防災関係機関等による総合的な防災活動を実施する必要があると認めるときは、防災本部長に第3次配備体制の要請を行うものとする。

5 兵庫県

- (1) 消防機関から異常現象の発生の通報があったときは、被害情報の収集、現状把握に努めるとともに、あらかじめ定める動員（収集・配備）計画等により初動体制の確立を図るものとする。
- (2) 知事は、消防機関の長から第1次又は第2次配備体制の連絡を受けたときは、この旨を関係機関あて伝達するものとする。
また、災害の状況等を勘案のうえ、必要があると認めるときは第3次配備体制の発動を指示し、この旨を防災関係機関等に伝達するものとする。

6 県警察

特定事業所等から異常現象発生の通報があったとき又は自らの情報収集、現状把握等により、災害の状況に応じた警備体制等の確立を図るものとする。
また、死傷者が多数発生する等大規模な事故の場合は、兵庫県警察大規模事故災害初動措置要綱に基づく体制をとることとする。

7 その他防災関係機関等

異常現象発生の通報があったときは、自ら情報収集に努めるとともに、第1～第3次配備体制に応じ、あらかじめ定める動員（収集・配備）計画等により初動体制の確立を図る。また、災害の状況によっては、防災本部長等から応援要請があったときに備え、資器材、防災要員の派遣等応援体制の準備を行うものとする。

第4 災害応急対策の措置

防災関係機関等は、災害の規模等状況に応じて火災消火、港内における航行規制、避難等の指示、消防力の応援等所要の措置を行い、各機関相互の情報交換を密にし、連携して災害防御活動に努めるものとする

防災関係機関等において実施すべき基本的な応急対策措置事項は次のとおりとし、各機関はこの基本的事項を遵守しなければならない。

1 接岸船舶及び被災特定事業所

- (1) 消防機関及び海上保安機関が到着していない場合で、接岸船舶から危険物等が漏洩又は流出したときの船長に対する緊急措置等の指示は、被災特定事業所の防災管理者が行うものとする。
- (2) 接岸船舶の船長及び被災特定事業所の防災管理者は、災害の発生に際して迅速かつ効果的な初期消火等を行うとともに、他施設への災害の拡大防止並びに従業員及び地域住民の安全確保に最善の措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 接岸船舶の船長及び被災特定事業所の防災管理者は、消防機関及び海上保安機関の到着に際し、誘導員を配置する等、迅速な活動ができるよう十分な配慮を行うとともに、必要な資料、資機材、防災要員の調達、確保に努めるものとする。
- (4) 接岸船舶の船長及び被災特定事業所の防災管理者は、消防機関及び海上保安機関に対し、積荷の種類、爆発性・引火性物質等の所在、施設の配置及び災害の態様等を的確に報告のうえ、消防機関及び海上保安機関と連携して防御活動を行うものとする。
- (5) 被災特定事業所の防災管理者は、災害の状況等に応じて消防機関及び海上保安機関と連携のうえ「特定事業所間の相互応援計画」に基づく資機材及び防災要員等の応援を求めるものとする。
- (6) 被災特定事業所の防災管理者は、消防機関及び海上保安機関と連携のうえ、従業員等の避難指示、事業所内の救護要員の出動、現地救護所の開設、医薬品等の供出等災害の状況に応じた措置をとるものとする。

2 消防機関

- (1) 火災消火、人命救助、救急搬送等状況に即応した防災活動を行うとともに、接岸船舶、被災特定事業所、共同防災組織に対し、海上保安機関と連携のうえ必要な指示を行うものとする。
- (2) 消防機関の長は、災害の状況等を勘案のうえ必要と認めるときは火災警戒区域を設定し、地域住民への広報等周知徹底に努めるものとする。
- (3) 消防機関の長は、火災の状況により防災資機材及び消防力について更に応援が必要と認めるときは、被災特定事業所及び海上保安機関と連携のうえ他の特定事業所に応援を求めるものとする。
また、他地域からの応援が必要と認めるときは、市町長に通報し、当該市町長は防災本部長に要請するものとする。（応援協定を締結しているものについては、その協定による。）
- (4) 消防機関の長は、被害の状況により自衛隊の派遣が必要と認めるときは、海上保安機関と十分に連絡をとったうえ市町長に通報するものとする。
- (5) その他災害の状況に応じた措置を講じる。

3 海上保安機関

- (1) 火災消火、人命救助、救急搬送等状況に即応した防災活動を行うとともに、接岸船舶、被災特定事業所、共同防災組織に対し、消防機関と連携のうえ、必要な指示を行うものとする。
- (2) 海上保安機関の長は、災害の態様等に応じ、港内における船舶の退去、進入禁止、火気使用禁止、付近の航行禁止等の措置を講ずるとともに、周辺の事業所及び住民への周知徹底に努めるものとする。（海上災害防止法第42条の8、港則法第39条第3項）
- (3) 海上保安官は、市町長が立ち退きの指示ができないと認めるとき、あるいは市町長からの要求があったときは、避難を指示するものとする。（災害対策基本法第63条第2項）
- (4) 海上保安機関の長は、火災等の状況により防災資機材及び消防力について更に応援が必要と認めるときは被災特定事業所及び消防機関と連携のうえ他の特定事業所に応援を要請するものとする。
- (5) その他災害の状況に応じた措置を講じる。

4 市 町

- (1) 市町長は、警戒区域の設定、避難指示等の措置を行うときは、地域住民及び防災関係機関等に周知徹底し、地域住民の安全・保護を図るための広報活動に努めるものとする。
- (2) 市町長は、災害の規模等により消防力の応援が必要と認めるときは、防災本部長に応援要請を求めるものとする。（応援協定を締結しているものについては、その協定による。）
- (3) 市町長は、災害の規模等により応急対策の実施が通常の手段では困難であり、自衛隊の出動が必要と認めるときは、関係の県民局長及び警察署長等と十分に連絡をとり、防災本部長に派遣要請を求めるものとする。
- (4) その他災害の状況に応じた措置を講じる。

5 兵庫県

- (1) 災害情報及び防災関係機関等が行う応急対策の措置状況等、各種情報の収集・伝達に努めるとともに、関係機関相互の連絡調整を行い、効果的な防災活動が実施されるよう努めるものとする。
- (2) 知事は、災害の状況等に応じ必要と認めるときは、特定地方行政機関若しくは公共機関等の長に対し、医療・救護、消防力、資機材又は防災要員等の援助を要請するものとする。
- (3) 知事は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、自衛隊に要請するとともに、その旨を警察本部長に通報するものとする。
- (4) 報道機関等へ積極的に災害情報及び応急対策等について発表を行うとともに、必要と認めるときは、放送事業者に緊急放送の要請を行うものとする。

6 県警察

- (1) 防災関係機関等との連携のもとに救出救助、雑踏整理、交通規制、緊急通行路の確保、現場検証及び災害原因調査、犯罪の予防及び危険防止のための警戒等の活動を行うものとする。
- (2) 警察官は、市町長、消防機関の長等からの要求等があった場合又は指示する市町等の職員が現場にいないときは、警戒区域の設定、火災警戒区域の設定及び立入禁止、退去等を行うものとする。
- (3) 警察官は、市町長が立ち退きの指示ができないと認めるとき、あるいは市町長から要求があったときは避難を指示するものとする。
- (4) その他災害の状況に応じた措置を講じる。

7 その他防災関係機関

事故発生等の通報があったときは、あらかじめ定める初動体制で備えるとともに防災本部と連絡を密にし、防災本部長等から援助等の要請があったときは、関係機関と連携のうえ災害応急対策を実施するものとする。

報道機関等は、防災本部等と連絡を密にし、災害の発生又は発生が予想される場合は、自ら積極的に災害に関する情報を収集し、地域住民に対し周知徹底する必要があると認めるときは、他に優先して報道等を行う。また、放送事業者は、知事から緊急放送の要請があったときは、直ちにこれに応ずるものとする。

第5節 石油等流出防御応急対策計画

この計画は、陸上施設及び接岸船舶から流出した石油等（以下「流出油」という。）の応急対策について定める。

第1 流出油防御の応急対策の基本方針

時間の経過とともに変化する災害に的確に対応するため、主な実施機関である流出油災害が発生した特定事業所（以下「発災事業所」という。）、消防機関及び海上保安機関は常に情報交換を密にし、災害防御活動が一体的、集中的に行われるよう努めるとともに、兵庫県、市町、県警察その他の防災関係機関は、これら実施機関の求めに即応した応急対策措置を講じるものとする。

第2 流出油防御活動の分担

流出油防御活動の分担は、陸上の災害は主として消防機関の長が、海上の災害は主として海上保安機関の長が、被災特定事業所と調整して決定するものとし、災害の拡大防止等のため必要があると認める場合に被災特定事業所へ行う指示は、陸上の災害は消防機関の長が、海上の災害は主として海上保安機関の長が行うものとする。

第3 初動体制の確立

接岸船舶の船長又は発災事業所の防災管理者は、異常現象が発生したときは直ちに関係機関へ通報するとともに、災害の態様に応じた初動措置を講じなければならない。

防災関係機関等は、第1～3次配備体制に応じ、あらかじめ定める動員計画等により初動体制の確立に努めるものとする。

1 接岸船舶及び発災事業所

- (1) 接岸船舶の船長及び発災事業所の防災管理者は、異常現象の発生後、直ちに初動体制を確立するとともに、相互に連携して関連設備等のチェック等を行い、船舶及び接岸付近の火気使用禁止、流出源の閉止等災害の拡大防止に必要な措置をとるものとする。
- (2) 接岸船舶の船長又は発災事業所の防災管理者は、事故の現状及び流出油の拡大状況を災害情報収集伝達計画により関係機関に通報するとともに、隣接企業への周知を図るものとする。

2 消防機関

- (1) 接岸船舶又は発災事業所から異常現象の発生の通報を受けたときは、災害情報収集伝達計画により関係機関に通報するものとする。
- (2) 災害の早期拡大防止のため、発災事業所及び海上保安機関と連携のうえ、流出源の閉止及び流出油の拡大防止に努めるものとする。
- (3) 消防機関の長は、接岸船舶の船長及び発災事業所の防災管理者等から情報を収集し、あるいは自らの情報収集により災害規模を勘案のうえ、海上保安機関とも協議して第1次又は第2次配備体制の発動を指示し、防災本部長へ連絡するものとする。

また、消防機関の長は、現地本部を設置して防災関係機関等による総合的な防災活動を実施する必要があると認めるときは、海上保安機関と十分連絡をとって市町長に連絡するものとする。

3 海上保安機関

- (1) 接岸船舶の船長から異常現象の発生の通報を受けたときは、災害情報収集伝達計画により関係機関に通報するものとする。
- (2) 災害の早期拡大防止のため、発災事業所及び消防機関と連携のうえ、流出源の閉止及び流出油の拡大防止に努めるものとする。

4 市 町

- (1) 消防機関又は海上保安機関から異常現象の発生の通報があったときは、被害情報の収集、現状把握に努めるとともに、あらかじめ定める動員（参集・配備）計画等により初動体制の確立を図るものとする。
- (2) 市町長は、災害の規模等を勘案のうえ、現地本部を設置して防災関係機関等による総合的な防災活動を実施する必要があると認めるときは、防災本部長に第3次配備体制の要請を行うものとする。

5 兵庫県

- (1) 消防機関等から異常現象の発生の通報があったときは、被害情報の収集、現状把握に努めるとともに、あらかじめ定める動員（参集・配備）計画等により初動体制の確立を図るものとする。
- (2) 知事は、消防機関等の長から第1次又は第2次配備体制の連絡を受けたときは、この旨を関係機関あて伝達するものとする。
また、災害の規模等を勘案のうえ、必要があると認めるときは第3次配備体制の発動を指示し、この旨を防災関係機関等に伝達するものとする。

6 県警察

特定事業所等から異常現象発生の通報があったとき又は自らの情報収集、現状把握等により、災害の状況に応じた警備体制等の確立を図るものとする。
また、死傷者が多数発生する等大規模な事故の場合は、兵庫県警察大規模事故災害初動措置要綱に基づく体制をとることとする。

7 その他防災関係機関

異常現象発生の通報があったときは、自ら情報収集に努めるとともに、第1～第3次配備体制に応じ、あらかじめ定める動員（参集・配備）計画等により初動体制の確立を図る。また、災害の状況によっては、防災本部長等から応援要請があったときに備え、資機材、防災要員の派遣等応援体制の準備を行うものとする。

第4 災害応急対策の措置

防災関係機関等は、災害の規模等状況に応じて港内における航行規制、避難等の指示、消防力の応援等所要の措置を行い、各機関相互の情報交換を密にし、連携して災害防御活動に努めるものとする。

防災関係機関等において実施すべき基本的な応急対策措置事項は次のとおりとし、各機関はこの基本的事項を遵守しなければならない。

1 接岸船舶及び発災事業所

- (1) 発災事業所の防災管理者及び接岸船舶の船長は、災害の発生に際して迅速かつ効果的な初期防除を行うとともに、他地域への流出拡大の防止に最善の措置をとるよう努めるものとする。
- (2) 消防機関及び海上保安機関の到着に際し、誘導員を配置する等、迅速な活動ができるよう十分な配慮を行うとともに、必要な資料、資機材、防災要員等の調達、確保に努めるものとする。
- (3) 消防機関及び海上保安機関に対し、積荷の種類、爆発性・引火性物質等の所在、施設の配置及び災害の態様等を的確に報告のうえ、消防機関及び海上保安機関と連携して防御活動を行うものとする。

- (4) 発災事業所の防災管理者は、災害の状況等に応じて消防機関及び海上保安機関と連携のうえ、「特定事業所間の相互応援計画」に基づく資機材及び消防隊等の応援を求めるものとする。
- (5) その他災害の状況に応じた措置を講じる。

2 消防機関

- (1) 流出油の回収及び拡大防止に努めるとともに、火災消火、人命救助、救急搬送等状況に即応した防災活動を行うものとする。
- (2) 接岸船舶、発災事業所、共同防災組織に対し、海上保安機関と連携のうえ必要な指示を行うとともに、状況に応じて流出油の拡大を海上保安機関に連絡するものとする。
- (3) 消防機関の長は、災害の状況等を勘案のうえ、必要と認めるときは火災警戒区域を設定し、地域住民への広報を行い、その周知徹底に努めるものとする。
- (4) 消防機関の長は、火災の状況等により、防災資機材及び消防力等について更に応援が必要と認めるときは発災事業所及び海上保安機関と連携のうえ他の特定事業所に応援を求めるものとする。
- (5) 消防機関の長は、災害の規模等により自衛隊の派遣が必要と認めるときは、海上保安機関と十分に連絡をとったうえ市町長に通報するものとする。
- (6) その他災害の状況に応じた措置を講じる。

3 海上保安機関

- (1) 流出油の回収及び拡大防止に努めるとともに、人命救助、救急搬送等状況に即応した防災活動を行うものとする。
- (2) 接岸船舶、発災事業所、共同防災組織に対し、消防機関と連携のうえ必要な指示を行うものとする。
- (3) 海上保安機関の長は、災害の状況等に応じ、港内における船舶の退去、進入禁止、火気使用禁止等の措置を講ずるとともに、周辺の事業所及び住民への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 海上保安官は、市町長が立ち退きの指示ができないと認めるとき、あるいは市町長からの要求があったときは、避難を指示するものとする。
- (5) 海上保安機関の長は、流出油の状況により防災資機材等について、必要と認めるときは発災事業所及び消防機関と連携のうえ他の特定事業所に応援を要請するものとする。
- (6) その他災害の状況に応じた措置を講じる。

4 市 町

- (1) 市町長は、警戒区域の設定、避難指示等の措置を行うときは、地域住民及び防災関係機関に周知徹底するよう努めるものとする。
- (2) 市町長は、災害の規模等により消防力等の応援が必要と認めるときは、防災本部長に応援要請を求めるものとする。(応援協定を締結しているものについては、その協定による。)
- (3) 市町長は、災害の規模等により応急対策の実施が通常の手段では困難であり、自衛隊の出動が必要と認めるときは、関係の県民局長及び警察署長等と十分に連絡をとり、防災本部長に派遣要請を求めるものとする。
- (4) その他災害の状況に応じた措置を講じる。

5 兵庫県

- (1) 災害情報及び防災関係機関等が行う応急対策の措置状況等、防災に関する各種情報の収集・伝達に努めるとともに、防災関係機関相互の連絡調整を行い、効果的な防災活動が実施されるよう努めるものとする。

- (2) 知事は、災害の状況等に応じ必要と認めるときは、特定地方行政機関若しくは公共機関等の長等に対し、医療・救護、消防力、資機材又は防災要員等の援助を要請するものとする。
- (3) 知事は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、自衛隊に要請するとともに、その旨を警察本部長に通報するものとする。
- (4) 報道機関等へ積極的に災害情報及び応急対策等について発表を行うとともに、必要と認めるときは、放送事業者に緊急放送の要請を行うものとする。

6 県警察

- (1) 防災関係機関等との連携のもとに救出救助、雑踏整理、交通規制、緊急通行路の確保、現場検証及び災害原因調査、犯罪の予防及び危険防止のための警戒等の活動を行うものとする。
- (2) 警察官は、市町長、消防機関の長等からの要求等があった場合又は指示する職員が現場にいないときは、警戒区域の設定、火災警戒区域の設定及び立入禁止、退去等を行うものとする。
- (3) 警察官は、市町長が立ち退きの指示ができないと認めるとき、あるいは市町長から要求があったときは、避難を指示するものとする。
- (4) その他災害の状況に応じた措置を講じる。

7 その他防災関係機関

事故発生等の通報があったときは、あらかじめ定める初動体制で備えるとともに防災本部と連絡を密にし、防災本部長等から援助等の要請があったときは、関係機関と連携のうえ災害応急対策を実施するものとする。

報道機関等は、防災本部等と連絡を密にし、災害の発生又は発生が予想される場合は、自ら積極的に災害に関する情報を収集し、地域住民に対し周知徹底する必要があると認めるときは、他に優先して報道等を行う。また、放送事業者は、知事から緊急放送の要請があったときは、直ちにこれに応ずるものとする。

第6節 海上災害応急対策計画

この計画は、船舶の火災防御及び危険物等の漏洩・流出による災害の拡大防止のための応急対策について定める。

第1 海上災害応急対策の基本方針

時間の経過とともに変化する災害に的確に対応するため、主な実施機関である災害発生船舶（以下「発災船舶」という。）、被災特定事業所、海上保安機関及び消防機関は、常に情報交換を密にし、災害防御活動が一体的、集中的に行われるよう努めるとともに、兵庫県、市町、県警察その他の防災関係機関は、これら実施機関の求めに即応した応急対策措置を講じるものとする。

第2 初動体制の確立

発災船舶の船長及び被災特定事業所の防災災管理者は、異常現象を発見したときは直ちに関係機関へ通報するとともに、災害の態様に応じた初動措置を講じなければならない。

防災関係機関等は、第1～3次配備体制に応じ、あらかじめ定める動員計画等により初動体制の確立に努めるものとする。

1 発災船舶及び被災特定事業所

- (1) 発災船舶の船長は、異常現象の発生後直ちに初動体制を確立するとともに、当該船舶についてあらかじめ定めるチェック等を行い、船舶上の火気使用禁止、危険物等の漏洩、流出源の閉止等災害の拡大防止に必要な措置をとるものとする。
- (2) 発災船舶の船長及び被災特定事業所の防災管理者は、事故の現状を災害情報収集伝達計画により関係機関に通報するものとする。

2 海上保安機関

- (1) 発災船舶の船長又は被災特定事業所の防災管理者等から異常現象の発生の通報を受けたときは災害情報収集伝達計画により関係機関に通報するものとする。
- (2) 海上保安機関の長は、災害の早期拡大防止のため、被災特定事業所と連携のうえ、発災船舶の船長に対し、危険物等の漏洩又は流出の拡大防止に必要な指示を行うものとする。
- (3) 海上保安機関の長は、特定事業所からの通報あるいは自らの情報収集等により災害規模を勘案のうえ第1次又は第2次配備体制の発動を指示し、防災本部長へ連絡するものとする。
- (4) 海上保安機関の長は、現地本部を設置して防災関係機関等による総合的な防災活動を実施する必要があると認めるときは、消防機関の長と十分に連絡をとったうえ防災本部長に第3次配備体制の要請を行うものとする。

3 消防機関

- (1) 被災特定事業所の防災管理者から異常現象の発生の通報を受けたときは、災害情報収集伝達計画により関係機関に通報するものとする。
- (2) 消防機関の長は、海上保安機関の長と十分に情報交換を行い、事故の現状把握に努めるものとする。

4 市町

消防機関から異常現象の発生の通報があったときは、被害情報の収集、現状把握に努めるとともに、あらかじめ定める動員（参集・配備）計画等により初動体制の確立を図るものとする。

5 兵庫県

- (1) 海上保安機関から異常現象の発生の通報があったときは、被害情報の収集、現状把握に努めるとともに、あらかじめ定める動員（収集・配備）計画等により初動体制の確立を図るものとする。
- (2) 知事は、海上保安機関の長から第1次又は第2次配備体制の連絡を受けたときは、この旨を関係機関あて伝達するものとする。
また、災害の規模等を勘案のうえ、必要があると認めるときは第3次配備体制の発動を指示し、この旨を防災関係機関等に伝達するものとする。

6 県警察

特定事業所等から異常現象発生の通報があったとき又は自らの情報収集、現状把握等により、災害の状況に応じた警備体制等の確立を図るものとする。
また、死傷者が多数発生する等大規模な事故の場合は、大規模事故災害初動措置要綱に基づく体制をとることとする。

7 その他防災関係機関

異常現象発生の通報があったときは、自ら情報収集に努めるとともに、第1～第3次配備体制に応じ、あらかじめ定める動員（収集・配備）計画等により初動体制の確立を図る。また、災害の状況によっては、防災本部長等から応援要請があったときに備え、資機材、人員の派遣等応援体制の準備を行うものとする。

第3 災害応急対策の措置

防災関係機関等は、災害の規模等状況に応じて危険な海域における航行規制、避難等の指示、消防力の応援等所要の措置を行い、各機関相互の情報交換を密にし、連携して災害防御活動に努めるものとする。

発災船舶及び防災関係機関等において実施すべき基本的な応急対策措置事項は次のとおりとし、各機関はこの基本的事項を遵守しなければならない。

1 発災船舶及び被災特定事業所

- (1) 発災船舶の船長は、災害の発生に際して迅速かつ効果的な初期防除を行うとともに、危険物等の漏洩、流出の防止並びに乗組員の安全確保に最善の措置をとるよう努めなければならない。
- (2) 発災船舶の船長及び被災特定事業所の防災管理者は、海上保安機関の到着に際し、爆発性・引火性物質等積荷の種類、船舶内の資機材、負傷者の状況等災害の態様を的確に報告のうえ、海上保安機関と連携して災害防御活動を行うものとする。
- (3) 被災特定事業所の防災管理者は、災害の状況等に応じて海上保安機関と連携のうえ、「特定事業所間の相互応援計画」に基づく資機材及び防災要員等の応援を求めるものとする。
- (4) その他災害の状況に応じた措置を講じる。

2 海上保安機関

- (1) 巡視艇、消防船等による流出油の回収及び拡大防止に努めるとともに火災消火、人命救助、救急搬送等状況に即応した防災活動を行うものとする。
- (2) 発災船舶に対し、危険物等の流出拡大防止及び回収等必要な指示を行うものとする。
- (3) 海上保安機関の長は、災害の態様等に応じ、危険な海域における船舶の退去、進入禁止、火気使用禁止、付近の航行禁止等の措置を講ずるものとする。
なお、各部署における分担海域及び周知手段については、次表のとおりとする。

部署名	実施海域	周知手段	対象船舶
第五管区海上保安本部 警備救難部運用司令センター	県南部全般	無線電信・放送	船舶全般
神戸海上保安部	神戸	巡視船艇の拡声器等による周知	港内在泊船 付近航行船
姫路海上保安部	姫路、赤穂		
加古川海上保安署	加古川、高砂、播磨		

※ 必要に応じ、航空機により上空から航行中の船舶への周知を実施する。

- (4) 海上保安機関の長は、火災等の状況により防災資機材及び消防力等について更に応援が必要と認めるときは、被災特定事業所及び消防機関と連携のうえ、その他特定事業所等に応援を要請するものとする。
- (5) 海上保安機関の長は、災害の規模等により応急対策の実施が通常の手段では困難であり、自衛隊の出動が必要と認めたときは、第五管区海上保安本部長から海上自衛隊に要請を行うものとする。
- (6) その他災害の状況に応じた措置を講じる。

3 消防機関

- (1) 被災特定事業所及び海上保安機関と連携のうえ、沿岸の特定事業所に対し、陸上施設等への災害防止に関する指示を行うとともに、必要に応じて負傷者等の救急搬送を行うものとする。
- (2) その他災害の状況に応じ、陸上施設の火災応急対策に準じた措置を講じる。

4 市町

- (1) 市町長は、警戒区域の設定、避難指示等の措置を行うときは、地域住民及び防災関係機関等に周知徹底するよう努めるものとする。
- (2) 市町長は、災害の規模等により消防力等の応援が必要と認めるときは、防災本部長に応援要請を求めるものとする。（応援協定を締結しているものについては、その協定による。）
- (3) 市町長は、災害の規模等により応急対策の実施が通常の手段では困難であり、自衛隊の出動が必要と認めたときは、関係の県民局長及び警察署長等と十分に連絡をとり、知事に派遣要請を求めるものとする。
- (4) その他災害の状況に応じた措置を講じる。

5 兵庫県

- (1) 災害情報及び防災関係機関が行う応急対策の措置状況等、防災に関する各種情報の収集・伝達に努めるとともに、関係機関相互の連絡調整を行い、効果的な防災活動が実施されるよう努めるものとする。
- (2) 知事は、災害の状況等に応じ必要と認めるときは、特定地方行政機関若しくは公共機関等の長に対し、医療・救護、消防力、資機材又は防災要員等の援助を要請するものとする。
- (3) 知事は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、自衛隊に要請するとともに、その旨を警察本部長に通報するものとする。
- (4) 報道機関等へ積極的に災害情報及び応急対策等について発表を行うとともに、必要と認めるときは、放送事業者に緊急放送の要請を行うものとする。

6 県警察

- (1) 防災関係機関との連携のもとに救出救助、雑踏整理、交通規制、緊急通行路の確保、現場検証及び災害原因調査、犯罪の予防及び危険防止のための警戒等の活動を行うものとする。
- (2) 警察官は、市町長、消防機関の長等からの要求等があった場合又は指示する市町等の職員が現場にいないときは、警戒区域の設定、火災警戒区域の設定及び立入禁止、退去等を行うものとする。
- (3) 警察官は、市町長が立ち退きの指示ができないと認めるとき、あるいは市町長から要求があったときは避難を指示するものとする。
- (4) その他災害の状況に応じた措置を講じる。

7 その他防災関係機関

事故発生等の通報があったときは、あらかじめ定める初動体制で備えるとともに防災本部と連絡を密にし、防災本部長等から援助等の要請、又は海洋災害防止法第41条の2に基づく要請があったときは、関係機関と連携のうえ災害応急対策を実施するものとする。

報道機関等は、防災本部等と連絡を密にし、災害の発生又は発生が予想される場合は、自ら積極的に災害に関する情報を収集し、地域住民に対し周知徹底する必要があると認めるときは、他に優先して報道等を行う。また、放送事業者は、知事から緊急放送の要請があったときは、直ちにこれに応ずるものとする。

第7節 自然災害防御計画

この計画は、地震、津波その他の異常な自然現象が発生し、又は発生のおそれがある場合において、地域住民の安全を最優先するとともに、防災関係機関等が行うべき災害防御対策について定める。

なお、危険物等の漏洩、火災等が発生したときの災害防御活動については、本章各節に定める災害応急対策計画に基づき実施するものとする。

第1 強風・波浪対策措置

特定事業所の防災管理者は、暴風・波浪警報が発表され、**又は強風・高波（大しけ）**が発生したときは、次の措置をとるとともに、危険物等の施設の整備点検を強化しなければならない。

また、強風・波浪注意報が発表されたときは、警報時に準じて監視等の措置をとるものとする。

1 強 風

- (1) 火気使用制限の措置を講ずる。
- (2) 石油貯蔵設備又は配管等を損壊する恐れがあり、飛散しやすい箇所については、除去又は固定する等の措置を講じる。

2 波 浪

- (1) タンカー等の荷役作業を中止する等の措置を講じる。
- (2) 荷役桟橋及び桟橋上の配管の損壊防止措置を講じる。
- (3) 防油堤等及び敷地内への海水の侵入を防止する措置を講じる。

第2 津波・高潮対策措置

津波・高潮警報が発表されたときは、防災関係機関等は人命尊重を最優先とし、直ちに次の措置を講じるものとする。なお、津波・高潮注意報が発表されたときは、警報時に準じ監視等の措置をとるものとする。

1 特定事業所

- (1) 従業員の避難を実施するとともに、津波又は高潮にかかる情報を収集する。
- (2) 操業を中止する等の措置を講じるとともに、荷役中の船舶は、荷役作業を中止し、ただちに離岸のうえ港外へ避難する。
- (3) 特定事業所又は共同防災組織は、浮遊するおそれのある物件を除去又は固定するとともに排水口の閉鎖等の措置を講じる。

2 市 町

- (1) 広報車等により沿岸住民及び特定事業者等に対し、注意喚起を呼びかけるとともに、津波・高潮情報の収集に努めるものとする。
- (2) 市町長は、必要があると認めるときは、直ちに避難指示等を行うとともに避難所の開設を行い、防災関係機関等に通報するものとする。
- (3) 避難指示等を行ったときは、他の防災関係機関の協力を得て、広報車等により沿岸住民及び特定事業者等に対し周知徹底を行うものとする。

3 兵庫県

知事は、必要があると認めるときは、直ちに放送事業者に対して津波・高潮に関する緊急放送を要請するとともに、防災関係機関等に警戒を呼びかけるものとする。

4 海上保安機関

海上保安機関の長は、船舶等に対して警報を通報し、避難の指示を行うとともに、必要に応じて巡視船艇を出動させ避難の指導及び警戒等の措置を講じるものとする。

5 放送事業者

津波又は高潮にかかる情報収集に努めるとともに、知事から緊急放送の要請があったとき、又は必要があると認めるときは緊急放送を行うものとする。

6 その他防災関係機関

津波又は高潮にかかる情報収集に努めるとともに、避難指示等が行われた場合は、市町等と連携のうえ応急対策措置を講じるものとする。

第3 地震対策措置

1 地震対策の基本方針

防災関係機関等は、自らの庁舎、危険物等の施設、交通施設及びその他の防災上重要な施設における耐震性の強化に努めるものとする。

また、地震が発生したときは、防災関係機関等は自ら積極的に災害情報の収集及び伝達に努めるものとし、災害が発生したときは、常に相互連絡を密にし、一体的な災害防御活動を実施しなければならない。

2 初動体制の確立

防災関係機関等は、災害の規模等状況に応じ、あらかじめ定める動員計画等により迅速な初動体制の確立に努めるものとする。

(1) 特定事業所

① 初動体制

特定事業所の防災管理者は、震度4程度以上の地震が発生した場合及び、震度3以下の地震であっても災害が発生した場合は、あらかじめ定める自主点検又は初期防御対策を実施するとともに、あらゆる手段で被害の有無又は被害状況を消防機関、警察等へ通報しなければならない。

また、大津波警報など予警報、周辺企業及び地域の被害状況、その他防災に関する重要な情報の収集に努めるものとする。

② 行動基準の策定

特定事業所の防災管理者は、地震の規模に応じ、初動体制の確立及び災害応急対策を迅速かつ円滑に進めるための行動基準をあらかじめ定め、これを従業員等に周知徹底するよう努めるものとする。

行動基準に定めるべき基本的事項は次のとおりとする。

ア 防災管理者及び防災要員等防災に関する従事者の役割分担

イ 通報責任者、通報項目、通報手段、その他通報方法

ウ 施設等の点検項目、点検方法、点検手順

エ 施設等の点検結果及びその他被害状況の防災管理者への報告

オ 負傷者の救出・救護の方法

カ 従業員等の避難方法

キ 施設で取扱う危険物等の種類、特性等各特定事業所の実情に応じた防災上重要な事項

ク その他、防災上重要な事項

(2) 兵庫県

第4章第4節に定める気象予警報等の伝達計画及び同章第1節に定める災害の通報・伝達計画に基づき防災関係機関等へ情報伝達を行うとともに、地震の規模に応じ、あらかじめ定める体制により被害情報の収集に努めるものとする。

また、防災関係機関等との情報交換を密にし、災害の規模等状況に応じた防災本部の防御体制が迅速に行われるよう情報収集及び防災関係機関相互の連絡調整に努めるものとする。

(3) その他防災関係機関

防災関係機関は、第4章で定める伝達経路により、気象予警報及び異常現象の発生を迅速かつ的確に伝達するとともに、災害の規模等に応じ、あらかじめ定める動員計画等により初動体制の確立を図るものとする。

また、必要に応じて航空機を活用するなど、自ら被害情報の収集に努めるとともに関係機関等との情報交換を積極的に行うものとする。

3 応急対策の実施

特別防災区域において、地震による災害が発生し又は発生する恐れのある場合は、その災害の形態に応じて、本章各節に定める災害応急対策を実施するものとする。

第8節 避難計画

この計画は、特別防災区域に災害が発生した場合における地域住民の安全及び保護を図るための避難対策について定める。

第1 避難対策の基本方針

地域住民の生命及び身体を保護するための避難措置は、住民の誘導、避難経路の確保等迅速な対応が必要であることから、市町は、高齢者等避難、避難指示（以下、避難指示等という。）を行う際は、防災関係機関等への迅速な通報に努めるものとし、防災関係機関等は市町と連携し、その求めに即応した応急対策措置を講じるものとする。

第2 避難に関する措置

1 市町

- (1) 市町長は、災害が発生する恐れがあり住民等の生命を保護するため特に必要があると認めるときは、危険地域の住民等に避難指示等を行うものとする。（災害対策基本法第60条）
- (2) 市町長は、危険物等の漏洩、火災等による避難指示等を行う場合は、第3章に記載する災害想定資料や専門家等の意見を参考とともに、事故発生事業所の防災施設、建物の配置、地形及び気象等諸条件を勘案し、総合的見地から避難にかかる範囲を決定するものとする。
- (3) 市町長は、避難指示等を発令するときは、あらかじめ防災関係機関等と連絡を密にするよう努めるとともに、実施にあたっては地域住民、報道機関等への周知徹底を行うものとする。
- (4) 市町長は、避難指示等を行う際、地域住民等に対して、避難情報の意味、とるべき行動など避難に関する必要な事項を周知徹底するとともに、危険箇所の表示、誘導員の配置等を行い、消防機関、県警察等と連携して迅速かつ安全な避難誘導に努めるものとする。
- (5) 地域住民等を避難所に収容したときは、人員、世帯等を掌握し、食料、物資、医薬品等必要な物資を確保するなど、収容者の生活を保証するとともに、被害情報等必要な情報を提供するなど避難所内の秩序保全に必要な措置を行うものとする。
- (6) その他避難に関する必要な措置を講じる。

2 消防機関

市町長が災害の発生に伴う避難指示等を発令するときは、市町と連携して地域住民等への周知徹底を図るとともに、迅速かつ安全な避難の誘導等に努めるものとする。

3 兵庫県

- (1) 知事は、市町長が災害の発生に伴う避難指示等を発令することができないと認めるときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。（災害対策基本法第60条第6項～第8項）
- (2) 知事は、避難に関する広報について放送事業者を活用することが適切と認めるときは、放送機関に避難等の緊急放送の要請を行うものとする。

4 海上保安機関

- (1) 地先海域での災害の影響が特別防災区域の沿岸諸施設等に及ぶ恐れがある場合で、特に必要であると認め、かつ市町長が避難のための立ち退きの指示ができないと認めるとき、あるいは市町長から要求があったときは、海上保安官は立退きを指示する。（災害対策基本法第61条）
この場合、海上保安官は避難のための立ち退きを指示した旨を、直ちに市町長に通知しなければならない。
- (2) 沿岸住民、施設等の安全を図るため、必要と認めるときは次表の区分により沿岸住民に対し

て周知を行うものとする。

(3) その他避難に関する必要な措置を講じる。

区分	実施海域	手段	周知事項
神戸海上保安部	神戸		(1) 事故の状況 (2) 防災活動の状況 (3) 火気使用及び交通の制限事項 (4) 避難指示等の注意事項 (5) その他必要な事項
姫路海上保安部	姫路、赤穂	巡回船艇の拡声器による周知及び必要に応じ航空機を活用する	
加古川海上保安署	加古川、高砂、播磨		

5 県警察

(1) 警察官は、市町長が立ち退きの指示ができないと認めるとき、あるいは市町長から要求があったときは避難を指示する。（災害対策基本法第61条）

この場合、警察官は避難のための立ち退きを指示した旨を直ちに市町長に通知しなければならない。

(2) その他避難に関する必要な措置を講じる。

6 その他防災関係機関

その他防災関係機関は、防災本部等と連絡を密にし、防災本部長等から援助等の要請があったときは、関係機関と連携のうえ災害応急対策を実施するものとする。

報道機関等は、防災本部等と連絡を密にするとともに、自ら積極的に災害に関する情報を収集し、地域住民に対し周知徹底する必要があると認めるときは、他に優先して報道等を行う。また、放送事業者は、知事から緊急放送の要請があったときは、直ちにこれに応ずるものとする。

第3 避難所

別表のとおり（P 89 参照）

第4 避難に関する実施計画

市町長は、特別防災区域の災害の特殊性を考慮し、避難対策措置が迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ避難実施計画を作成しなければならない。

1 避難措置実施計画の作成

避難措置実施計画で定めるべき主な事項は次のとおりとする。

- (1) 避難指示等の実施責任者
- (2) 避難指示等の方法（基準、伝達内容、伝達方法等）
- (3) 避難の方法
- (4) 避難所の設備
- (5) 避難所の開設、運営体制
- (6) 避難者の受け入れ及び収容者の掌握
- (7) 収容者に対する状況発表及び避難所内の秩序保全
- (8) 避難の必要がなくなったときの公示
- (9) 一般市民及び報道機関への広報伝達
- (10) 防災関係機関等への連絡
- (11) その他必要な事項

2 避難措置の基準及び伝達内容等

避難措置の種別ごとの基準、伝達内容、伝達方法は次表のとおりとする。

種 別	基 準	伝 達 事 項	伝 達 方 法
高齢者等 避 難	今後の状況によって、避難指示を行うことが予想される場合で、避難の準備をさせりとまがある場合	発令者 危険区域の範囲 避難の理由 携行品 注意事項等	
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要と認められる場合及び避難指示し危険となった区域に残留者がある場合	指示者 危険区域の範囲 避難の理由 避難所 避難経路等 注意事項等	テレビ、ラジオ、有線放送 C A T V、広報車、拡声器 口頭等あらゆる方法により 周知徹底を図る

(別 表)

市町名	避難先	所在地	収容人員
姫路市	白浜・妻鹿地区	灘中学校	白浜町神田1丁目33
		白浜小学校	白浜町甲458
		妻鹿小学校	飾磨区妻鹿786-3
	中島・須加・今在家地区	高浜小学校	飾磨区阿成鹿古250
		飾磨小学校	飾磨区恵美酒22
		津田小学校	飾磨区今在家3丁目233
	広畑区・大津区・地区	広畑小学校	広畑区清水町1丁目47
		広畑第二小学校	広畑区高浜町3丁目35
		大津小学校	大津区天満1001-4
新在家・興浜地区	網干中学校	網干区新在家1320-4	2,295
興浜・浜田地区	網干西小学校	網干区浜田24	1,369
合計	11施設		21,279

第9節 警戒区域等設定計画

この計画は、災害が発生し又は発生しようとする場合において、被害の拡大防止のために行われる警戒区域等の設定について定める。

第1 実施機関

市町、消防機関、警察、海上保安機関は、災害の態様等を勘案し、必要に応じて警戒区域等を定め、当該区域又は海域にかかる交通等の規制措置を行い、災害防御活動が円滑に実施されるよう努めるものとする。

第2 警戒区域等の設定措置

1 警戒区域の設定

- (1) 市町長は、住民等の生命を保護するため必要があると認めるときは警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止又は当該区域からの退去を行うとともに、警戒区域の設定について関係機関に伝達のうえ地域住民への広報に努めなければならない。（災害対策基本法第63条）
- (2) 海上保安官又は警察官は、市町長等からの要求等があった場合又は指示する職員が現場にいないときは警戒区域の設定及び立入禁止、退去等を行う。（災害対策基本法第63条第2項）
この場合、海上保安官又は警察官は警戒区域の設定等を行った旨を直ちに市町長に通知しなければならない。
- (3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市町長等、警察官及び海上保安官がいない場合に限り、警戒区域の設定、立入禁止、退去等を行う。（災害対策基本法第63条第3項）
この場合、自衛官は警戒区域の設定等を行った旨を市町長に通知しなければならない。
- (4) 海上保安機関の長は、災害の態様等に応じ、危険な海域における船舶の退去、進入禁止、火気使用禁止、付近の航行禁止等の措置を講ずるとともに、周辺の事業所及び住民への周知徹底に努めるものとする。（港則法第39条第3項、海上災害防止法第42条の5～8）

2 火災警戒区域の設定

- (1) 消防機関の長は、危険物等の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合であって住民等の生命を保護するため必要があると認めるときは火災警戒区域を設定し（消防法第23条の2）、火気使用禁止、当該区域への立入りの制限、禁止又は当該区域からの退去を行うとともに、地域住民への広報等周知徹底に努める。
- (2) 警察署長は、消防機関の長等からの要求があった場合又は指示する消防吏員等が現場にいないときは、火災警戒区域の設定等を行う。（消防法第23条の2第2項）
この場合、警察署長は火災警戒区域の設定等を行った旨、直ちに消防機関の長に通知しなければならない。

3 消防警戒区域の設定

- (1) 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は消防警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止又は当該区域からの退去を行う。（消防法第28条）
- (2) 警察官は、消防吏員等からの要求があった場合又は消防吏員等が現場にいないときは、消防警戒区域の設定等を行う。（消防法第28条第2項）
- (3) 消防機関が消防警戒区域の設定を行う場合には、現場にある警察官は、これを援助しなければならない。（消防法第28条第3項）

第10節 交通規制、緊急輸送計画

この計画は、交通安全の確保及び災害時における災害応急対策を円滑に実施するための交通の規制及び必要な防災要員、防災資機材等の緊急輸送対策について定める。

第1 交通規制対策

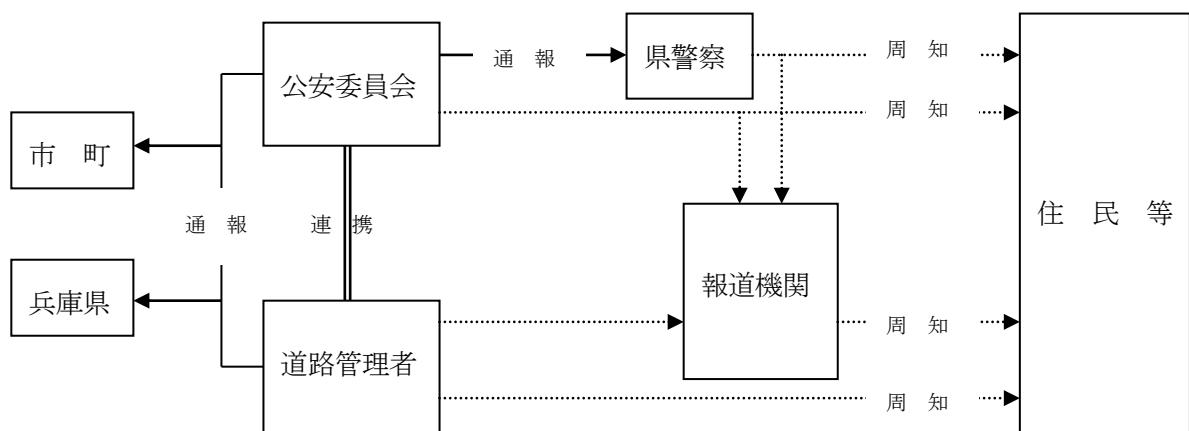
公安委員会、県警察、道路管理者は、相互に連携して道路等の被災状況を把握し、必要に応じて通行の禁止又は制限その他の規制を行うものとする。

1 通行禁止等の措置

- (1) 道路管理者及び公安委員会は、交通の危険防止のため必要と認めるときは、区間を定めて歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通規制を行うものとする。（道路法第46条、道路交通法第4条）この場合、必要があると認めるときは、う回路の明示等標識の設置又は警察官の現場における交通整理により、一般の交通に支障がないよう措置するものとする。
- (2) 災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り警察官の権限として規程されている措置命令及び措置を行うことができる。（災害対策基本法第76条の3 第3項、第4項）
- (3) 道路管理者及び公安委員会は、通行の禁止その他の交通規制を行ったときは、関係機関に通報するものとする。

2 通行禁止等の広報

道路管理者及び公安委員会は、通行の禁止その他の交通規制を行うときは、地域住民及びテレビ、ラジオ等報道機関に対し、道路の損壊状況及び通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間等について広報するとともに、C A T V、交通情報板、看板又は広報車両等により周知徹底に努めるものとする。



3 海上交通規制

海上保安機関の長は、災害の態様等に応じ、港内における船舶の退去、進入禁止、火気使用禁止、付近の航行禁止等の措置を講ずる（海上災害防止法第42条の8、港則法第39条第3項）とともに、周辺の事業所及び住民等への周知の徹底に努めるものとする。

第2 緊急輸送対策

公安委員会は、緊急輸送路及び被災状況等を勘案のうえ必要な区間について交通規制を行い、防災関係機関は輸送活動を実施するにあたり、人命の安全、2次災害の防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮するものとする。

1 輸送対象

- (1) 救急救助、医療活動等に要する要員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害防止のための要員、物資
- (3) 後方医療機関へ搬送する負傷者
- (4) 国、県、市町の災害対策要員及びライフライン等の応急対策に必要な要員、物資
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員、物資
- (6) その他災害応急対策の実施に必要な要員、物資

2 緊急輸送の措置

- (1) 特定事業所、県警察、海上保安機関等は、防災関係機関から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があったときは、相互に連携し、その要請に応じるものとする。
- (2) 兵庫県、市町等は、必要に応じて航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に要する人員の確保を行うものとする。
- (3) 市町は、被害の状況に応じて車両等の確保、配備を行い、確保が困難な場合は兵庫県に調達あっせんを依頼する。兵庫県は、これに応じあっせんを行うとともに、必要に応じて輸送機関に協力を要請するものとする。
- (4) 神戸運輸監理部は、防災本部から要請があったときは、緊急輸送車両又は船舶の調達又はあっせんを行うものとする。
- (5) 自衛隊は、知事の要請により消火薬剤等の緊急輸送を行うものとする。

第11節 自衛隊派遣要請計画

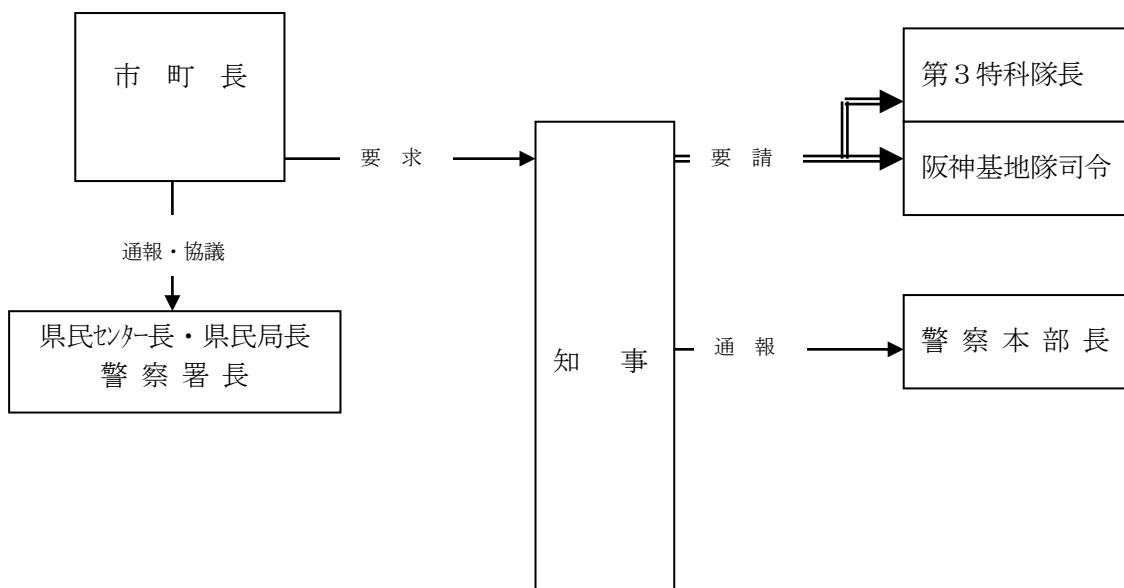
この計画は、人命又は財産の保護のため、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する手続き及び派遣内容等について定める。

第1 災害派遣要請の方法

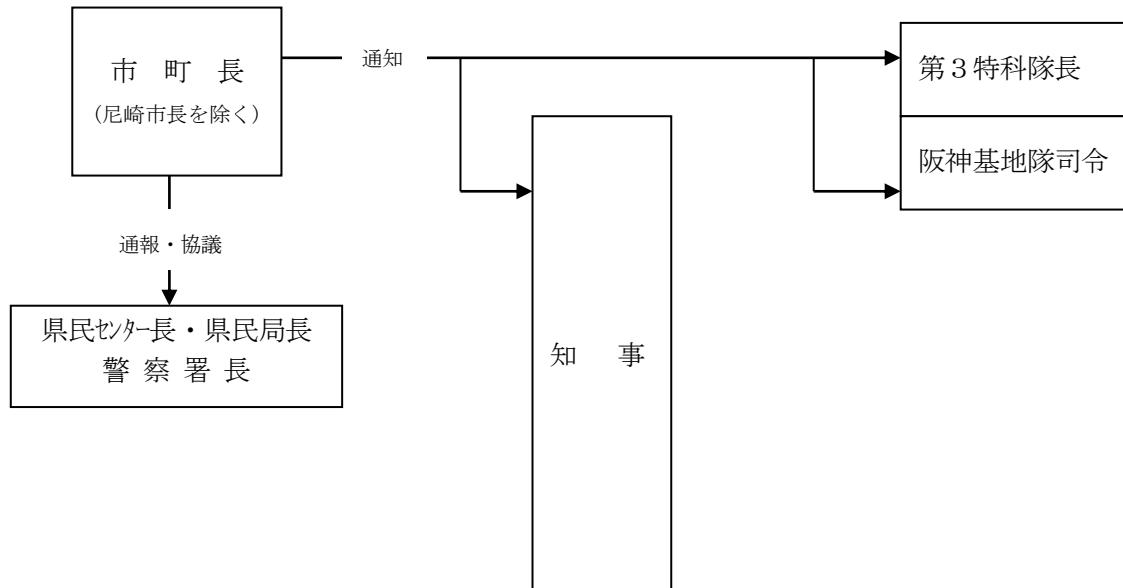
1 知事が行う場合（自衛隊法第83条）

- (1) 市町長は、人命又は財産の保護のための応急対策の実施が、通常の手段では不可能又は困難で自衛隊の出動が必要と認めるときは、県民局長、警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。
- ① 災害の状況、派遣を要請する理由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域、活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項
- (2) 知事は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、自衛隊に要請するとともに、その旨を警察本部長に通報するものとする。
また、知事は、事態の推移に照らし、自衛隊の派遣の必要がないと認めるときは、直ちにその旨を市町に連絡するものとする。
- (3) 市町長は、災害派遣の要請が通信の途絶等により知事に要求ができず、緊急を要するときは、自衛隊に通知するものとし、通知を行ったときは速やかに知事にその旨を通知しなければならない。この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣するものとする。

（派遣要請経路）

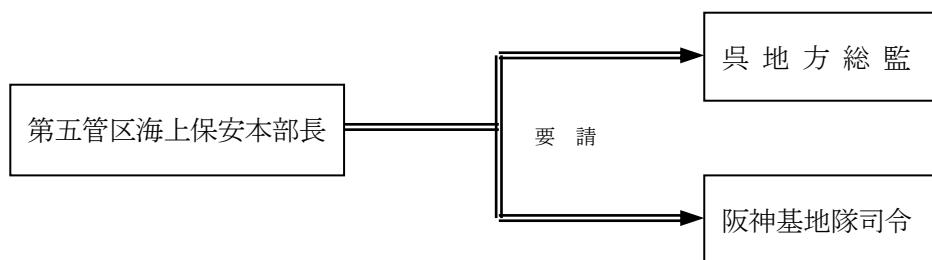


(市町長が知事に要求できない場合)



2 第五管区海上保安本部長が行う場合

災害の発生が海上であって、応急対策の実施が、通常の手段では不可能又は困難で、自衛隊の出動が必要と認めるときは、第五管区海上保安本部長は呉地方総監又は阪神基地隊司令に派遣要請を行うものとする。



第2 撤収要請

- (1) 知事、第五管区海上保安本部長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、関係機関の長等と協議のうえ、自衛隊の撤収を要請するものとする。
- (2) 知事に対し、自衛隊の派遣要請を求めた市町長は、災害派遣要請の方法に準じて撤収の連絡を行うものとする。

第3 自衛隊の活動

自衛隊は、防災本部又は市町から通報があったときは、自ら偵察を行う等できるだけ災害にかかる情報を収集のうえ、その規模等態様に応じ、災害派遣要請に備えるものとする。

要請に基づき災害派遣出動を行った場合の活動内容は次のとおりとする。

- (1) 災害状況の把握
車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察
- (2) 避難の誘導等
避難者の誘導、輸送等
- (3) 被災者の捜索等
死者、行方不明者、負傷者等の捜索等
- (4) 航空機の活用
航空機を活用した消防活動
- (5) 人員及び物資の緊急輸送
車両、航空機による救急患者、医師その他救援物資の緊急輸送
- (6) 炊飯及び給水の支援
- (7) 物資の無償貸与又は譲与
被災者に対し、必需品等の貸与又は救じゅつ品の譲与
- (8) 通信支援
災害情報連絡等のための野外移動無線通信による支援
- (9) 危険物の保安、除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- (10) その他必要と認める活動

第4 連携体制の確立

知事は、第3特科隊長又は阪神基地隊司令に対し、連絡班の派遣を要請するなど情報交換を密接に行えるような体制を確立するとともに、災害派遣を命じられた指定部隊の長と相互に連携して災害救助活動が迅速かつ効果的に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

第12節 特定事業所間等の相互応援計画

この計画は、特定事業所が一体となって特別防災区域全体の防災に対応するため関係企業間で締結している協定等を基本とする消防業務の相互応援対策等について定める。

第1 同一の特別防災区域内における相互応援

1 協定の締結

特定事業所は、自ら保有する消火薬剤、車両等資機材、人員等消防力について、特別防災区域の防災にかかる協力体制として、あらかじめ特定事業所間において消防力の応援に関する協定を締結するよう努めるものとする。

2 応援の要請

- (1) 特定事業所は、災害が発生したときは、情報収集伝達計画に基づき消防機関等に通報するとともに、応援の要請が必要と認めるときは消防機関を通じ、次の事項を明らかにして他の特定事業所に応援要請を行うものとする。
 - ① 災害の種類
 - ② 災害発生の場所及び災害の状況
 - ③ 応援の人員、車両等の種別及び数量、資機材の数量
 - ④ 受入れ場所
 - ⑤ その他必要な事項
- (2) 消防機関の長又は海上保安機関の長は、災害の状況等から応援が必要と認めるときは、特定事業所に代わり協定を締結している特定事業所に対して要請を指示することができるものとし、指示を受けた特定事業所はこれに応ずるものとする。

3 応援活動

- (1) 特定事業所は、防災要員、防災資機材等の協力が速やかに実施できるよう、あらかじめ自主的な活動基準を定めるものとし、応援を求められた特定事業所は消防機関又は海上保安機関の指揮のもとに応援活動を実施するものとする。
- (2) 消火薬剤その他資機材を提供して消防活動を応援するときは、原則として援助者において指示された場所まで搬送するものとし、特定事業所相互で数量等を確認のうえ引き渡すものとする。

第2 他の特別防災区域における相互応援

- (1) 消防機関の長は、災害の状況等から同一区域内の消防力だけでは、その災害の鎮圧が困難と判断したときは、防災資機材等の確保のため、防災本部長に対し、他の特別防災区域の特定事業所からの応援の要請を行うことができるものとする。
- (2) 防災本部長は、必要があると認めるときは災害の状況に応じ、他の区域の消防機関の長に対し、応援を指示するものとし、要請を受けた消防機関の長は、これに応ずるものとする。

第3 特別防災区域協議会の事務

一の特別防災区域内における各特定事業所が、共同して設置する石油コンビナート等特別防災区域協議会は、次の事務を行うものとする。

- (1) 当該特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成
- (2) 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- (3) 当該特定事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施
- (4) 共同防災訓練の実施
- (5) その他必要と認める事業

第13節 その他公共機関等への応援要請計画

この計画は、他の都道府県又はその他公共機関等に対して行う職員の派遣等の応援要請に関する事項について定める。

第1 相互応援協定

防災関係機関は、災害応急対策の応援に関して、あらかじめ人員の派遣、資機材の提供等にかかる相互応援協定を締結し、迅速かつ円滑な応援活動が実施できるよう努めるものとする。

第2 応援要請

1 兵庫県

(1) その他公共機関等に対する応援要請（災害対策基本法第70条第3項）

知事は、災害応急対策を実施するうえで必要があると認めるときは、次の事項を明らかにしてその他公共機関等に対して、応急対策の実施を要請するものとする。

- ① 援助を必要とする理由
- ② 援助を必要とする人員、装備、資機材等
- ③ 援助を必要とする場所
- ④ 県内経路
- ⑤ その他必要な事項

(2) 他の都道府県に対する応援要請（災害対策基本法第74条第1項）

知事は、災害応急対策を実施するうえで必要があると認めるときは、近畿府県との相互応援協定等に基づき、次の事項を明らかにして他の知事に対して応急対策の実施を要請するものとする。

- ① 援助を必要とする理由
- ② 援助を必要とする人員、装備、資機材等
- ③ 援助を必要とする資機材等の品目、数量、場所、輸送手段及び経路
- ④ 援助を必要とする人員の活動内容、職種、場所、派遣期間及び交通手段
- ⑤ その他必要な事項

(3) 内閣総理大臣に対する応援要請（災害対策基本法第74条の2第1項）

知事は、災害応急対策を実施するうえで必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして内閣総理大臣に対し、他の知事に対し応援することを求めるよう求めるものとする。

- ① 援助を必要とする理由
- ② 援助を必要とする人員、装備、資機材等
- ③ 援助を必要とする資機材等の品目、数量、場所、輸送手段及び経路
- ④ 援助を必要とする人員の活動内容、職種、場所、派遣期間及び交通手段
- ⑤ その他必要な事項

2 市 町

(1) 知事又は他の市町長に対する応援要請

市町長は、災害応急対策を実施するうえで必要があると認めるときは、次の応援を求めることができる。

- ① 知事に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
- ② 他の市町長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

3 県警察

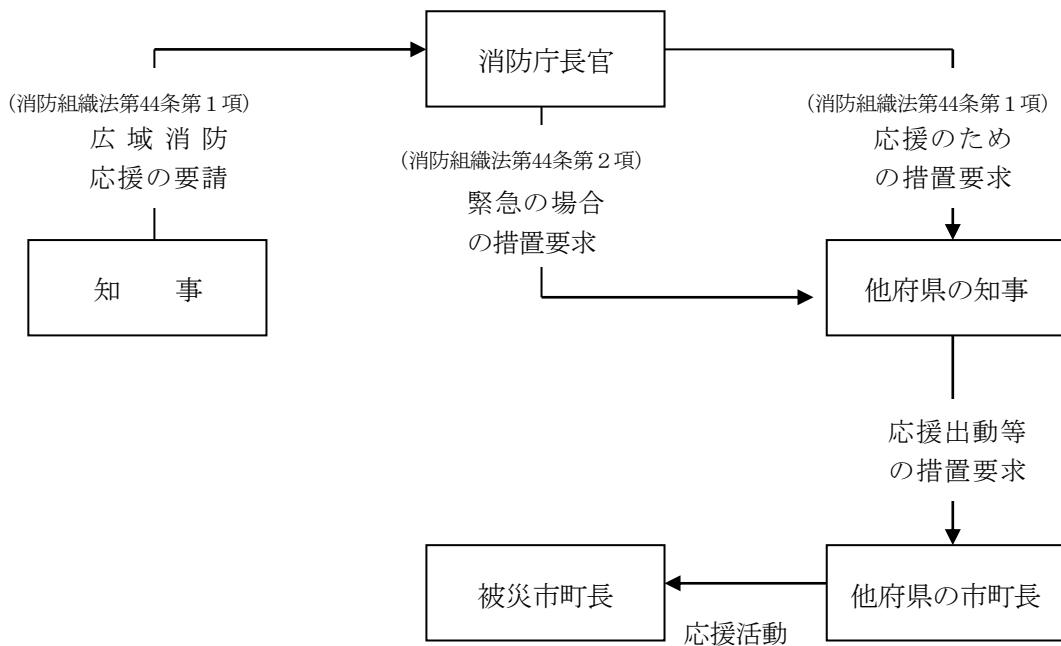
援助の要求により派遣された他の都道府県警察の広域緊急援助隊等は、県公安委員会の管理の下、被災情報、交通情報の収集、救出救助活動、緊急交通路の確保、死体の検視又は見分等の活動を行うことができる。（警察法第60条）

4 消防機関

(1) 大規模災害時における広域消防応援体制

知事は、県内の消防力で対応が困難なときは、消防庁長官に要請し、他の都道府県の消防機関の応援を求めるものとする。 (消防組織法第44条第1項)

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待つ暇がない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。 (消防組織法第44条第2項)



(2) 消防庁長官への職員派遣要請

知事は、災害応急対策の実施について必要と認めるときは、消防庁長官に対し、専門的知識を有する職員を派遣するよう要請することができる。 (石油コンビナート等災害防止法第28条第8項)

第14節 救急・救助及び医療・救護計画

この計画は、短時間に集団的に発生する負傷者等の救出、医療機関への搬送、収容等の初期救急医療対策について定める。

第1 救急・救助対策措置

災害時における負傷者の救急・救助は消防機関、県警察、海上保安機関及び特定事業所が緊密な連携のもとに、迅速かつ的確に行うものとする。

1 特定事業所

負傷者等が発生したときは、直ちに被害の状況及び負傷者の人数等について消防機関及び警察に通報するものとする。

特定事業所の防災管理者は、負傷者等の救急・救助を最優先とし、消防機関の指揮のもとに災害防衛活動を行うとともに、必要に応じて消防機関を通じ、応援協定先の特定事業所等に助力を求めるものとする。

2 消防機関

- (1) 特定事業所の防災管理者から負傷者等の発生の通報を受けたときは、災害情報収集伝達計画により関係機関に通報するとともに、特定事業所と連携して負傷者等の救急・救助活動を行うものとする。
- (2) 救急・救助及び搬送の車両等に不足が生じたときは、関係機関に協力を要請するものとする。

3 県警察

特定事業所及び消防機関と連携して負傷者を搬送するとともに、必要に応じて交通規制を行い、緊急車両の通行路の確保に努めるものとする。

4 海上保安機関

- (1) 特定事業所の防災管理者から負傷者等の発生の通報を受けたときは、災害情報収集伝達計画により関係機関に通報するとともに、特定事業所と連携して負傷者等の救急・救助活動を行うものとする。
- (2) 救急・救助及び搬送の車両等に不足が生じたときは、関係機関に協力を要請するものとする。

第2 医療・救護対策措置

災害時における負傷者等への医療、救護措置を迅速かつ的確に実施するため、原則として負傷者は地元医師会の協力により適宜医療機関に搬送して行うものとする。また、負傷者が短時間に集団的に発生する場合にあっては、現地に救護所を設置して応急の医療・救護を行うものとする。

1 特定事業所

- (1) 特定事業所の防災管理者は、災害の発生にかかる多数の負傷者等の発生を想定し、あらかじめ医薬品、器材等の備蓄に努めるとともに定期点検等を行い、適切に保管するものとする。
- (2) 特定事業所の防災管理者は、消防機関の指揮のもとに、事業所内の救護要員の出動、現地救護所の開設、医薬品等の供出等の状況に応じた措置をとるものとし、必要に応じて応援協定先の特定事業所等に助力を求めるものとする。

2 消防機関

消防機関の長は、負傷者等が集団的に発生したときは、必要に応じ現地に救護所の設置を特定事業所あて指示するとともに、地元医師会に医師等の派遣を要請するものとする。

3 市町

- (1) 市町長は、災害の規模等を勘案のうえ必要と認めるときは、市立病院等の救護班の派遣を行うとともに、知事に対し県医師会、日本赤十字社、国立病院等又は公的病院等の派遣要請を求めるものとする。
- (2) 市町は、医薬品等が不足するときは、保健所等と連携して補給を行うなど医療活動が迅速かつ円滑に実施できるよう協力するものとし、消防機関、地元医師会その他関係機関との情報連絡を密にし、医療救護活動の円滑化に努めるものとする。

4 兵庫県

- (1) 知事は、市町長からの要請を受けたとき、又は災害の規模等を勘案のうえ必要と認めるときは、県立病院の救護班の派遣を行うとともに、兵庫DMA T指定病院の長、兵庫県医師会長、日本赤十字社兵庫県支部長、近畿厚生局長、公的病院の長その他関係機関に対し、次の要請を行うものとする。

- ① 兵庫DMA T指定病院、県医師会、日本赤十字社、国立病院等、公的病院、災害拠点病院等に対する救護班の編成と被災現地への派遣及び負傷者等患者の受入れ
- ② 赤十字血液センターに対する血液の安定供給
- ③ 厚生労働省、兵庫県薬事協会、兵庫県医薬品卸業協会等に対する医薬品の確保
- ④ 防災関係機関が保有する車両、船艇、航空機（ヘリ）等による患者及び医薬品の搬送
- ⑤ その他必要と認める事項

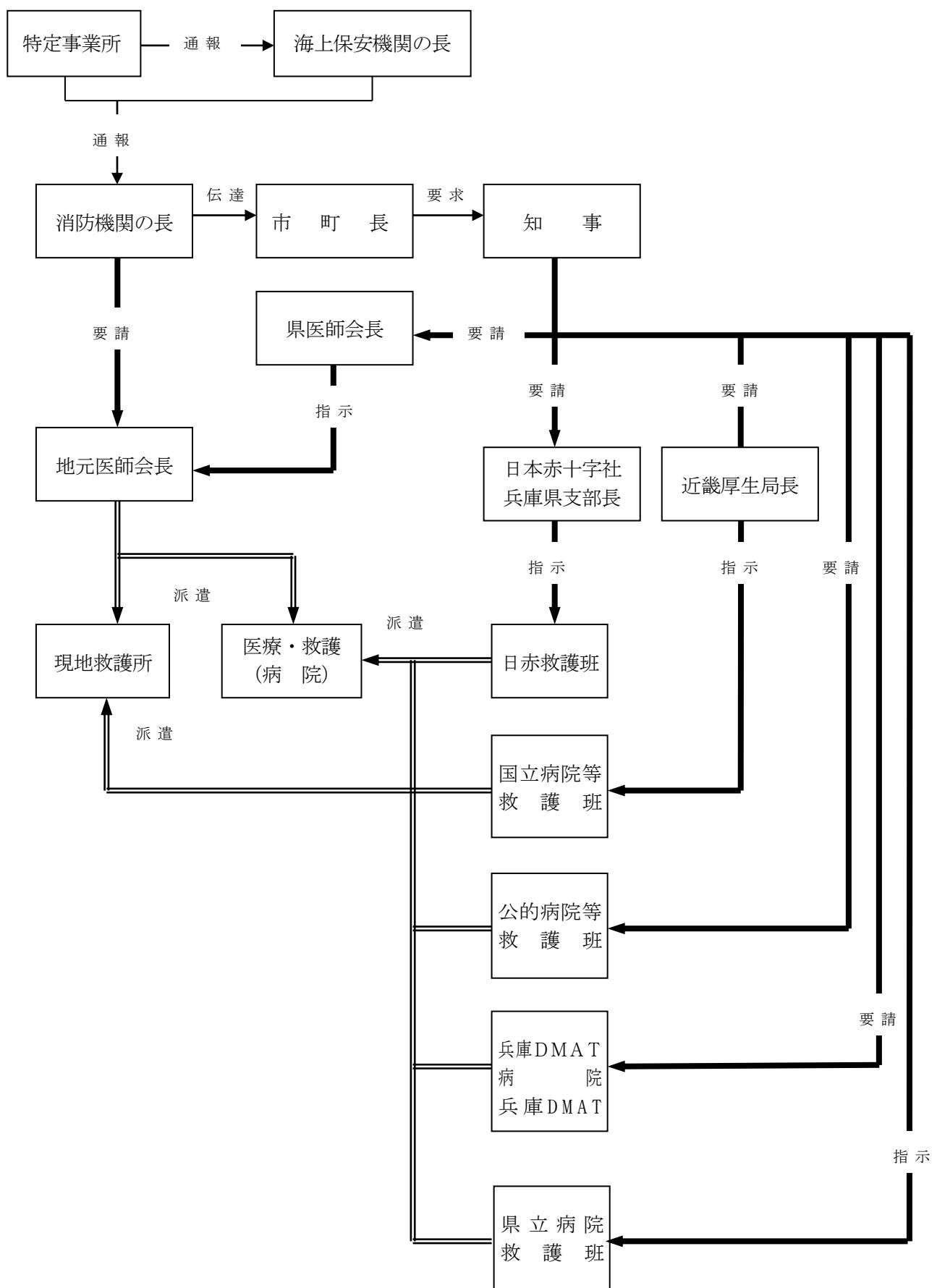
- (2) 兵庫県は、消防機関、県医師会、日本赤十字社、兵庫DMA T（災害派遣医療チーム）等救護班その他関係機関との情報連絡を密にし、医療救護活動の円滑化に努めるものとする。

5 医師会、日本赤十字社、国立病院等その他の医療救護施設

知事から派遣要請をうけたとき、又は災害の規模等を勘案して必要と認めるときは、あらかじめ定める編成により被災現地に派遣のうえ医療救護活動を行うものとし、患者の受け入れ体制の準備を行うものとする。

なお、日本赤十字社及び兵庫DMA T指定病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに救護班を派遣することがある。

第3 医療、救護応援要請経路



第15節 通信連絡確保計画

この計画は、電気通信施設の整備及び災害発生時における電気通信の確保対策について定める。

第1 実施機関

西日本電信電話㈱兵庫支店

第2 通信連絡確保対策措置

1 初動体制の確立

西日本電信電話㈱は、設備の被害状況の把握、復旧に必要な人員、資器材等を確保するとともに、災害の状況に応じ、あらかじめ定める動員体制により通信施設等の復旧措置に努めるものとする。

2 応急対策措置

西日本電信電話㈱は、地震等大規模な災害が発生し、電気通信施設等に大きな被害を被ったときは一次応急措置として衛星通信、無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- (2) 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- (3) 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- (4) 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- (5) 非常用可搬形ディジタル交換装置の運用
- (6) 臨時・特設公衆電話の設置
- (7) 停電時における公衆電話の無料化

3 通信の優先措置

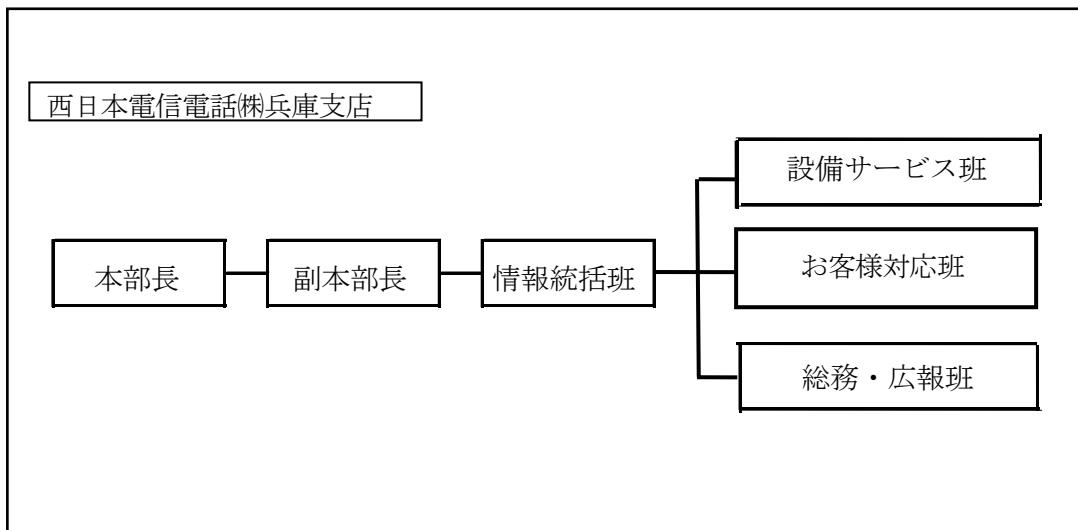
一時的に集中する問い合わせ電話等により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなることを防止するため、状況に応じ一般からの通信を規制し、110番、118番、119番、災害救助活動に係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の通信を確保するものとする。

- (1) 通信の利用状況の監視、利用制限、通話時分の制限
- (2) 非常、緊急電話及び緊急電報の疎通ルートを確保した優先取扱いの実施
- (3) 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板（Web171）」を活用した輻輳緩和の実施

4 広 報

被災状況、復旧状況、回復見込み等について、防災関係機関等及び報道機関に伝達するとともに、一般利用者への広報に努めるものとする。

5 体 制



第7章 公共施設の災害復旧計画

この計画は、特別防災区域における災害発生後、民生の安定、社会経済活動の早期回復を図り、被災した公共施設の原型復旧に併せて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設、又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧の終了後、被害程度を充分検討のうえ次の復旧事業について計画する。

第1 災害復旧事業の種類

1 公共土木施設復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 海岸災害復旧事業
- (3) 道路災害復旧事業
- (4) 港湾災害復旧事業
- (5) 漁港災害復旧事業
- (6) 下水道災害復旧事業

2 農林水産業施設災害復旧事業

3 都市災害復旧事業

4 上下水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業

5 住宅災害復旧事業

6 その他災害復旧事業

第8章 南海トラフ地震防災対策

第1節 総 則

第1 目 的

本章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）のうち、特別防災区域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、南海トラフ地震防災対策の推進を図る。

第2 南海トラフ地震防災対策推進計画

兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）第6編津波災害対策計画（兼南海トラフ地震防災対策推進計画）により推進される地震防災対策に加え、特定事業所及び南海トラフ特措法施行令第3条第3号から第6号に掲げる施設を設置する事業所*（以下この本章において「特定事業所等」という。）の従業員、来客等（以下、従業員等という。）の円滑な避難、防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する指針を本章で定める。

* 南海トラフ特措法施行令第3条

第3号：消防法第14条の2第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所

第4号：火薬類取締法第3条の許可に係る事業所

第5号：高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所（不活性ガスのみの製造に係る事業所を除く。）

第6号：毒物又は劇物（液体又は気体のものに限る。）を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設（当該施設において

通常貯蔵し、又は1日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあっては20トン以上、劇物にあっては200トン以上のものに限る。）

第8号：石油コンビナート等災害防止法第2条第6項に規定する特定事業所

第3 被害の特性

南海トラフ地震が発生した場合に危険物施設等で想定される事象は、次のとおりである。

1 浸水被害

(1) 津波により危険物容器等が浮遊するおそれがある。

(2) 漏電の発生等により、危険物施設等のポンプ等の機器や制御機器が停止、又は制御不能になるおそれがある。

2 海上浮遊物、船舶等による被害

(1) 津波、又はそれにより生じた海上浮遊物が陸上に乗り上げることにより、危険物施設等が損傷し、危険物等の流出を招くおそれがある。

(2) 係留船舶、航行船舶が堤防等に衝突し、又は乗り上げることにより、船舶自体が損壊し、積載した危険物等が流出する他、港湾施設、海岸保全施設及び危険物施設等の損傷、道路の封鎖等が生じるおそれがある。

3 長周期地震動による被害

(1) 危険物等貯蔵タンクや配管等が損傷し、危険物等の流出を招くおそれがある。

(2) 摆れや液状化により、危険物施設等の配管支持構造物等の基礎に不等沈下が生じ、危険物等の流出を招くおそれがある。

4 火災、爆発

危険物施設やタンカー等から流出した危険物等に引火し、火災又は爆発が発生するおそれがある。

第2節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱等

第1 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

1 県、市、その他防災関係機関

南海トラフ地震発生時の関係機関の業務の大綱については、第2章第4節「防災関係機関等の業務の大綱」に定めるところによる。

なお、防災本部長が南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、第6章第1節第7「災害対策基本法に基づく対策本部との連携」の定めるところにより、県及び関係市町はそれぞれの災害対策本部と十分な連絡調整を行い、災害対策本部等において特別防災区域内を含めた一体的な防災活動を行うこととする。

2 特定事業所等

特定事業所等は、南海トラフ地震防災対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「防災規程等*」という。）の定めるところにより応急対策等を実施することとする。

なお、応急対策の実施に当たっては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたとき、或いは津波警報等が発表されたときは、直ちに安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕が有る場合に、避難に要する時間を十分確保したうえで行うこととする。

また、津波到達時刻を勘案し、津波到達までに実施すべき事項と、津波到達後に実施すべき事項にわけて迅速に応急対策を講じることとする。

防災規程等*次の各号に定める予防規程等を、南海トラフ地震防災対策計画又は南海トラフ地震予防規程とみなす。

* 南海トラフ特措法第8条第1項

第2号：消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画又は同法第14条の2第1項に規定する予防規程

第3号：火薬類取締法第28条第1項に規定する危害予防規程

第4号：高圧ガス保安法第26条第1項に規定する危害予防規程

第8号：石油コンビナート等災害防止法第18条第1項に規定する防災規程

第2 災害応急対策要員の参集

1 県の動員体制

第6章第2節第1「動員体制」による他、兵庫県地域防災計画地震災害対策計画第3編第2章第2節「動員の実施」に従い参集する。

2 市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の動員体制

市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における南海トラフ地震発生時の動員体制については、各機関が定めるところによる。

3 特定事業所等の動員体制

特定事業所等は、地震発生時の危険物施設等の巡視点検並びに応急措置、従業員等の円滑な避難に要する要員を確保するものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報等の発表及びその対応

気象庁では、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

発表条件等は下表のとおり。

気象庁が「南海トラフ地震に関する情報」を発表した場合、発表内容に応じて防災関係機関等は、警戒体制をとり、施設点検、避難等応急対策の実施体制確認などを行うこととする。

情 報 名	キーワード	情 報 発 表 条 件
南海トラフ地震 臨時情報 ※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表します	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

第4節 地震発生時の応急対策等

第1 緊急停止措置等

特定事業所等は地震、津波による危険物施設等における二次災害防止のため、緊急停止、充てん作業・移し替え作業等の停止、管理する水門(陸閘)操作規程に基づく操作、その他施設の損壊防止のために特に必要のある応急措置を講じるものとし、その際、必要に応じ隣接事業所等と相互に協力することとする。

また、この場合、津波や余震からの要員の安全確保に配慮し、避難に要する時間を勘案の上、十分な時間的余裕をもって実施するものとする。

なお、短時間で措置できるように実施内容ごとの役割分担等の実施体制と実施方法などを十分検討し、更に、緊急停止により、返って火災流出等の事故が発生することがないよう、緊急停止自体の適切性も検討することとする。

第2 施設の緊急点検・巡視

特定事業所等は、地震の揺れがおさまり次第、危険物施設、高圧ガス施設等の緊急点検、巡視を実施するとともに、必要に応じて応急措置を実施する。

なお、応急措置の実施にあたっては、津波到達時間等を考慮し、要員の安全確保に配慮するものとする。

第3 被害状況の報告

特定事業所等は、上記による緊急点検等の結果を、被害の程度にかかわらず、その所轄消防本部又は指導官庁並びに警察に報告することとする。

なお、津波による被害情報の収集は、相当の時間後と予想されることから、県、市町の災害対策本部、防災関係機関が調整の上、これを行うこととし、特定事業所等は、可能な限り頻繁に被害情報を報告するものとする。

第4 物資調達等

1 防災資機材の調達

危険物等の漏洩・火災に対する防災資機材の調達については、第5章第7節第3「防災資機材等の整備・調達」の定めるところによる。

2 輸送活動

防災資機材、その他物資の輸送は、第5章第7節第6「輸送」の定めるところによるが、必要に応じ、県、市町は輸送手段、輸送路の確保について関係機関と連携するものとする。

第5節 地震、津波に関する情報伝達

第1 伝達経路等

情報伝達は、第4章第4節「気象予警報等の伝達計画」により行う。

なお、停電や通信設備の被害も予測されることから、防災関係機関等は、通常の通信に加え、無線等他の情報伝達手段を確保するよう努めるものとする。

また、防災関係機関等は、ヘリテレやテレビ、ラジオ等も含め、積極的な情報収集を行い、相互に情報交換に努めるものとする。

第2 特別防災区域協議会内等の情報伝達

- 1 各特別防災区域の石油コンビナート等特別防災区域協議会長は、協議会員事業所間の伝達ルート及び手段をあらかじめ明らかにしておくものとする。
- 2 特定事業所等は、津波の発生のおそれのある状況において、予想される津波の高さ及び到達時間等必要な情報を従業員等へ伝達する方法を、休日・夜間の発生、停電、通常の通信手段の途絶も考慮して検討し、事業所内における情報伝達経路及び伝達手段を定め、従業員等に当該方法の周知徹底を図るものとする。

第3 船舶への伝達

特定事業所等は、津波予報の伝達を受けた場合、関係船舶に対し伝達を行うとともに、荷役作業の中止等の措置を講ずるものとする。

第6節 避難対策等

第1 避難対策

1 避難場所の確保

特定事業所等は、あらかじめ従業員等の地震発生時及び津波警報等発表時の避難場所、避難経路、避難方法を定めるものとする。

また、構内に避難場所として極めて有効な建築物がある場合、これを緊急避難場所として活用することとし、避難場所や経路の表示など避難が円滑に実施できるよう配慮するものとする。

なお、浸水のおそれのある特定事業所等は、「兵庫県津波浸水想定区域図」や市町の作成するハザードマップ等を活用し、危険物施設等の設置場所及び周辺の地理的特徴や津波被害の危険性等についても把握のうえ、津波から安全な避難場所を決定するもとする。

2 避難誘導体制

特定事業所等は、従業員等の避難誘導のための手順、責任者を定め、当該責任者の指示のもと、避難することとする。

3 災害時要配慮者の避難支援

特定事業所等は、要配慮者の介護又は搬送等に係る計画を定めておくこととする。

第2 避難意識の普及啓発対策

特定事業所等は、平常時に、あらかじめ定めた避難場所、避難経路、避難方法等を、従業員等へ周知徹底するものとし、津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難計画の作成、避難訓練、防災教育等を通じて、津波避難に関する意識啓発に努めることとする。

第7節 危険物施設等の耐震化の促進

第1 危険物施設

危険物施設の所有、管理又は占有する者は、平成24年1月31日付危険物保安室長通知*に基づき、危険物施設ごとに、当該施設の配管や建築物等の耐震性能、技術基準の適合状況及び周辺の液状化の可能性等を確認し、結果に応じて必要な措置を講ずることとする。

*東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について（消防危第28号）

第2 高圧ガス製造施設

高圧ガスの製造許可施設においては、高圧ガス設備等耐震設計基準（以下「耐震告示」という。）に基づいて設計するとともに、定期自主点検を実施して耐震性能を維持管理する。

なお、平成25年12月31日以前に設置された、高圧ガス保安法に基づくコンビナート等保安規則に規定する特定製造事業所の耐震設計構造物で、耐震告示による重要度がI a又はIのもののうち、十分な耐震性を有していないものは、あらかじめ定めた計画に基づき改修若しくはリスク軽減のための代替措置を行い、その耐震性能を維持管理する。

第3 特定防災施設等

特定事業所等は、地震、津波により特定防災施設、防災資機材、特定通路やその他構内道路、防潮堤、護岸、防潮門扉等の機能を定期点検等により確認するとともに、地震津波によって被害を受けた場合でも、機能を速やかに回復できるように、補修資機材の確保や代替え措置の検討などを行うこととする。

第8節 応急対策等の検証

浸水のおそれのある特定事業所等は、津波に関する情報伝達、避難、緊急停止措置を訓練等で検証し、必要な改善を行うこととする。

なお、検証に当たっては、次の項目に留意することとする。

第1 津波浸水想定区域等の的確な把握、再確認

避難場所までの避難経路上に、被害発生の危険性のある施設など、安全な避難に支障が生じる要因がないことを実際の避難訓練で確認することとする。

万一、これらの要因がある場合には、再度、的確に状況把握し、危険性を排除できる避難経路、避難方法を再確認するものとする。

第2 停電及び休日夜間等の対応

- 1 地震等に伴って停電が発生する可能性があること。
- 2 夜間や休日など、従業員等の少ない時間帯に対応することとなる可能性があること。
- 3 津波が発生するおそれのある状況においては、緊急停止等に対応できる時間が限られていること。

第3 屋外タンク貯蔵所の被害予測

消防庁が提供している屋外貯蔵タンク津波被害シミュレーションツール等により具体的な被害予測を行い、その結果も確認の上、避難や緊急停止方法を検討すること。

なお、シミュレーションにおいて浮き上がり等の危険性がある場合には、対応を検討し、貯蔵量管理などの適切な対策を実施するものとする。

第9節 防災訓練及び防災教育の実施

第1 防災訓練

1 県・市町・その他防災関係機関における防災訓練の実施

- (1) 県、市町、その他防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を兵庫県石油コンビナート等総合防災訓練又は各市町の防災訓練等において定期的に実施することとする。
- ① 動員訓練及び本部運営訓練
 - ② 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - ③ 危険物施設等の緊急点検・緊急停止
 - ④ 警備及び交通規制訓練
 - ⑤ 避難誘導訓練 等
- (2) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難その他の災害応急対策を中心とする。

2 特定事業所等

特定事業所等は、防災規程等の熟知、あるいは市町、隣接事業所相互の連携及び住民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を定期的に実施することとする。

また、防災訓練の結果を検証し、改善を図ることとする。

第2 防災教育及び広報

1 県、市町は保安講習会等を通じて、特定事業所等に対し次の事項に関し必要な教育及び広報を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 情報の入手方法
- (5) 防災要員、その他従業員等が果たすべき役割
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 特定事業所等

特定事業所等は、従業員等に対し防災規程等に定めるところにより、次の事項に関し必要な教育及び広報を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 従業員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

《参考》 兵庫県HP 兵庫県の地震・津波被害想定（南海トラフ）
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/jishintsunamihigaisoutei.html>

○ 最高津波水位及び最短到達時間

市町名		最高津波水位 (m)		最短到達時間 (分)	
		県想定	国想定	県想定	国想定
神戸市		3.9	4	83	83
播磨地域	播磨町	2.2	3	110	109
	加古川市	2.2	3	113	111
	高砂市	2.3	3	117	116
	姫路市	2.5	3	120	119
	赤穂市	2.8	3	120	126

○ 特別防災区域が所在する市町別の浸水深別の浸水面積 (単位 : ha)

市町名	ケース	浸水深							国想定 (b)	a / b
		全体 (a)	0.3m以上	1m以上	2m以上	3m以上	4m以上	5m以上		
神戸市	1	1,586	1,234	569	100	0	0	0	610	2.6
	2	1,194	827	297	30	0	0	0		2.0
東灘区	1	639	502	190	27	0	0	0	90	7.1
	2	561	410	149	12	0	0	0		6.2
灘区	1	115	58	7	3	0	0	0	微少	—
	2	107	52	6	2	0	0	0		—
長田区	1	45	24	6	1	0	0	0	微少	—
	2	26	15	3	微少	0	0	0		—
須磨区	1	21	16	8	2	0	0	0	20	1.1
	2	21	16	8	2	0	0	0		1.0
播磨地域	1	1,238	802	302	55	微少	0	0	130	9.5
	2	507	276	78	2	0	0	0		3.9
播磨町	1	3	3	微少	0	0	0	0	微少	—
	2	3	3	微少	0	0	0	0		—
加古川市	1	17	9	2	微少	0	0	0	10	1.7
	2	9	4	2	微少	0	0	0		0.9
高砂市	1	86	35	3	微少	0	0	0	微少	—
	2	59	29	3	微少	0	0	0		—
姫路市	1	276	134	32	微少	0	0	0	60	4.6
	2	117	68	26	微少	0	0	0		1.9
赤穂市	1	489	341	136	9	微少	0	0	30	16.3
	2	195	108	27	微少	0	0	0		6.5

《参考》 兵庫県HP 南海トラフ巨大地震の津波浸水想定について（解説）を参照
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/nantorashinsuisouteizu.html>

- * 震度分布図や津波浸水想定図、被害想定等の資料は、県ホームページを確認
- * 各市町が作成しているハザードマップは、各市町ホームページを確認

第9章 大容量泡放射システムの配備について

第1節 総 則

第1 目 的

本章は、石油コンビナート等災害防止法第19条の2 第1項の規定に基づき、同法施行令別表第三の第九地区（以下「瀬戸内地区」という。）の特定事業者が広域共同防災組織を設置して行う大容量泡放水砲用防災資機材等（以下「大容量泡放射システム」という。）を用いて行う防災活動について、関係事業所、関係行政機関等が連携を密にして統一した指導及び緊急時の円滑かつ迅速な対応をとることとする。

第2 大容量泡放射システムについて

大容量泡放射システムは、瀬戸内地区広域共同防災協議会防災規程別表－4のとおりとし、災害時の応急対策については、「兵庫県石油コンビナート等防災計画 『第6章災害応急対策計画』」のとおりとする。

第3 大容量泡放射システムの輸送体制の確保

石油コンビナートの大規模災害のため、瀬戸内広域共同防災組織により、大容量泡放射システムの輸送が行われるときは、次により、迅速かつ円滑な大容量泡放射システムの輸送体制を確保するものとする。

1 大容量泡放射システムの輸送に関する連絡等

(1) 輸送車両の確保

瀬戸内地区広域共同防災組織を構成する特定事業所は、配備事業所と調整し、大容量泡放射システムの輸送に必要な車両等を調達する。

(2) 防災本部等の措置及び連絡

防災本部は、大容量泡放射システムの輸送の連絡を受けたときは、大容量泡放射システムの輸送に必要な連絡調整等を関係機関と行う。

連絡系統は別図のとおりとする。

2 大容量泡放射システムの輸送経路

大容量泡放射システムを輸送する経路は以下のとおりとする。

関西電力株式会社 赤穂発電所

- 1 濑戸大橋経由（高速道ルート・一般道ルート）
- 2 鳴門・明石大橋経由（高速道ルート・一般道ルート）
- 3 しまなみ海道経由（高速道ルート・一般道ルート）
- 4 海上ルート（四国フェリー）

第4 関係行政機関協議会

- (1) 大容量泡放射システムの輸送経路が他の道府県にわたる場合にあっては、大容量泡放射システム瀬戸内地区関係行政機関協議会で、調整する。
- (2) 大容量泡放射システム瀬戸内地区関係行政機関協議会の組織は別に定めるところによる。

第5 大容量泡放射システムの通過に伴う相互協力

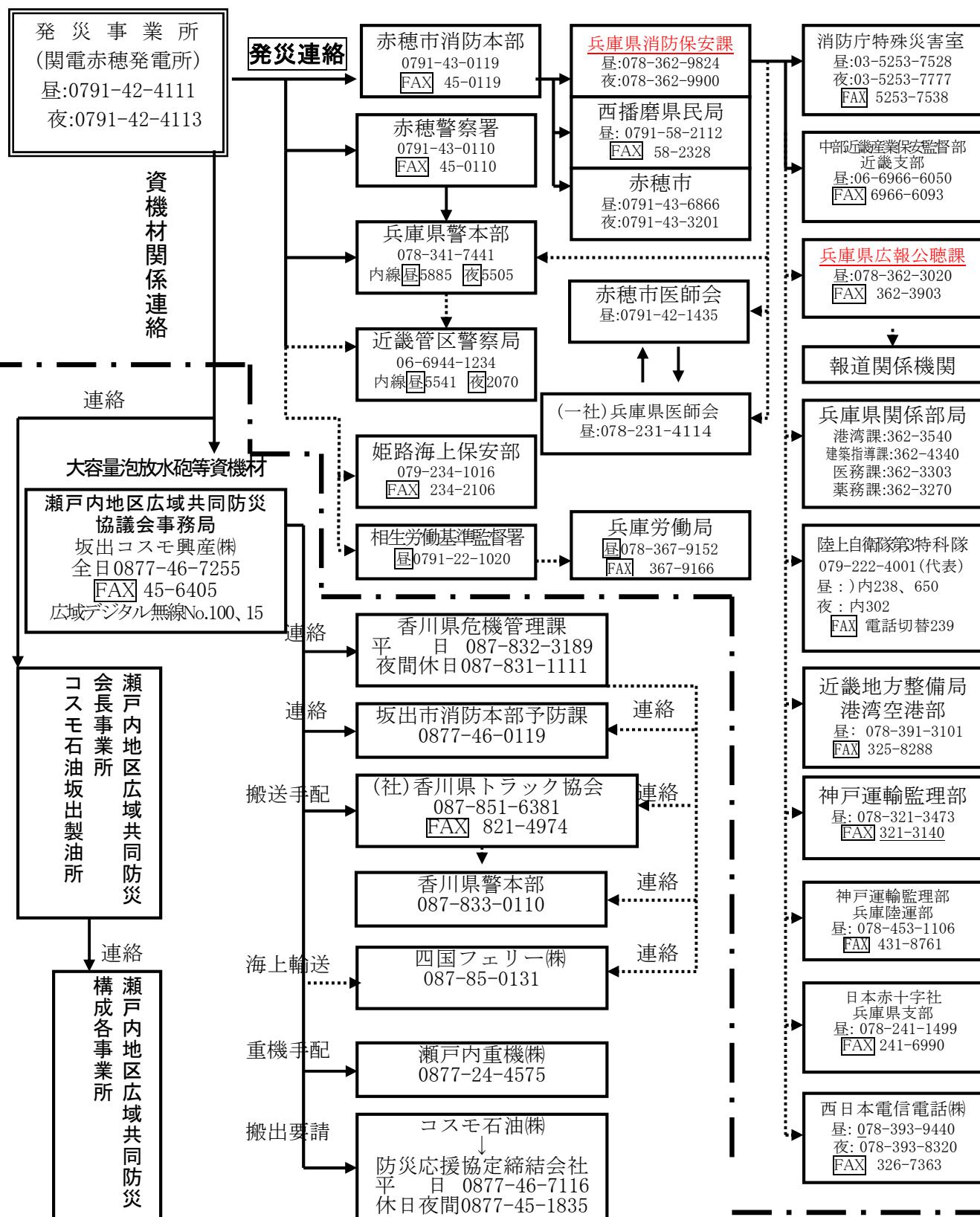
防災本部は、大容量泡放射システムの輸送車両が、他の府県の災害のために県内を通過するときは、発災県防災本部の求めに応じ、必要な協力をを行う。

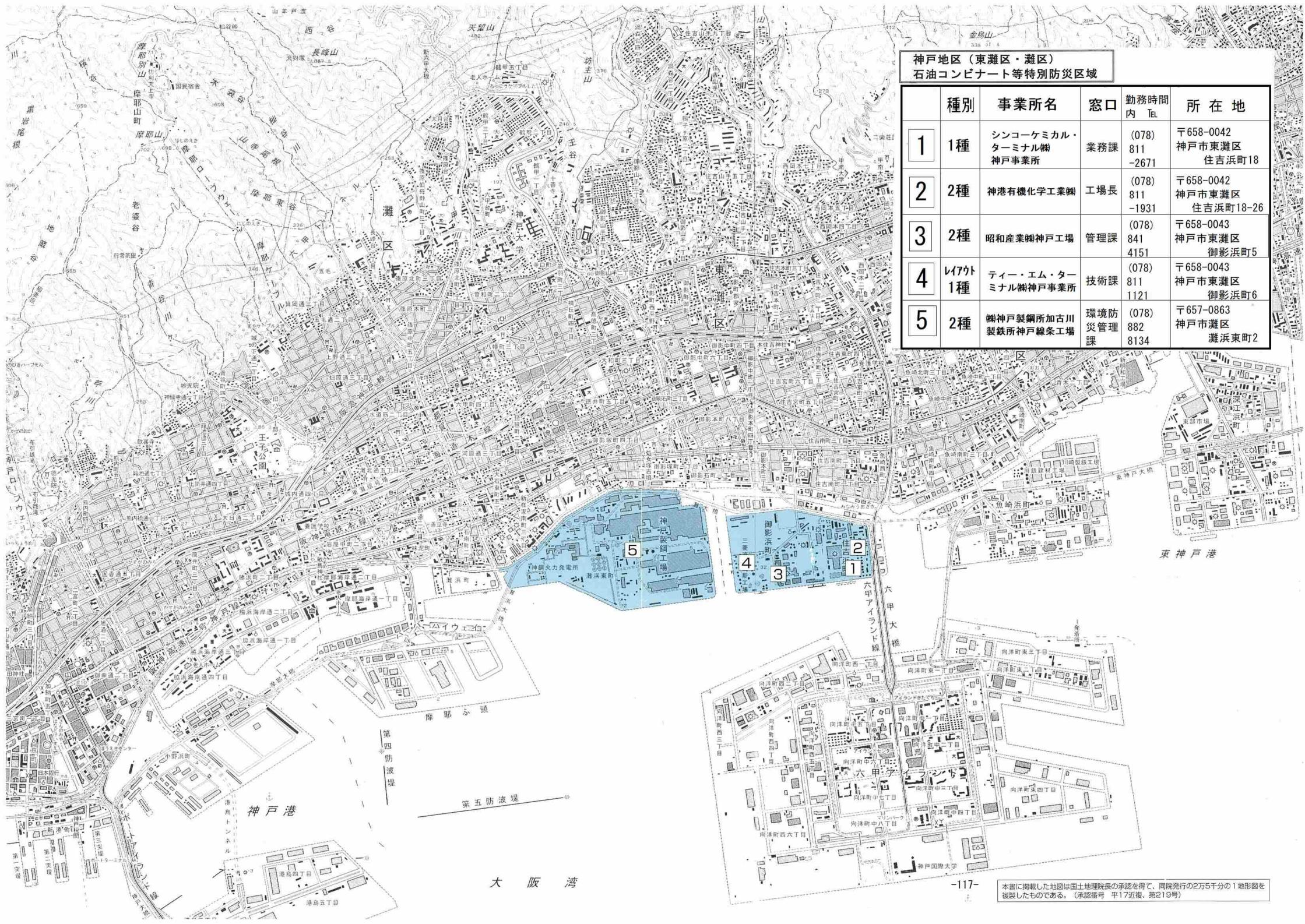
大容量泡放水システム等の備付状況

項目	数量	配備資機材	備付場所
放水砲 (アイアンマン)	2基	ノンアスピレート型 公称放射能力 15,200~38,000L/min 水平可変角度340° 垂直可変角度+15° ~90°	
送水ポンプ (ネプチューン)	3台	水中ポンプ一体 直置き型 公称能力 15,200~20,000L/min 吐出圧力 1.3 Mpa 駆動源 ディーゼルエンジン	
混合器 (エゼクター)	3基	送水ポンプによる直接混合方式 混合範囲 1.5%~1.6% 公称能力 400L/min/基 駆動源 送水ポンプ吐出	
吐出ホース	3716m	12Bホース 200m×16本= 3,200m リール方式展張・回収車(400m/1リール) 12B調整ホース 合計 516m (100m×2本、50 m×2本、20 m×8本 10 m×4本、8m×2本)	コスモ石油 株式会社 坂出物流基地
吸引ホース	240m	8Bホース 20m×7本、10m×7本、5m×6本	
泡消火薬剤	96KL	粘性付与水成膜泡消火薬剤 1トート(1.0m ³) ×96個	
吐出ホース分岐管	2個	12B Y型マニホールド 鋼管製	
ホースブリッジ	6組	12Bホース用 3組 8Bホース用 3組	
耐熱服	6着	型番 KA-2000 呼吸器内臓型・上下分離型	
空気呼吸器	6個	ドレーベル社製 PSS100 自動陽圧型	
広域無線機	15台	三菱電機社製 デジタルMCA無線器 800MHz(構成事務所間連絡用)	
無線機	19台	モトローラ社 GL2500R FM防爆無線器(防災要員連絡用)	

瀬戸内地区広域共同防災組織 緊急時通報連絡系統図

兵庫県内の連絡系統





神戸地区（東灘区・灘区） 石油コンビナート等特別防災区域

	種別	事業所名	窓口	勤務時間 内 Tel	所在地
1	1種	シンコーチミカル・ ターミナル㈱ 神戸事業所	業務課	(078) 811 -2671	〒658-0042 神戸市東灘区 住吉浜町18
2	2種	神港有機化学工業㈱	工場長	(078) 811 -1931	〒658-0042 神戸市東灘区 住吉浜町18-26
3	2種	昭和産業㈱神戸工場	管理課	(078) 841 4151	〒658-0043 神戸市東灘区 御影浜町5
4	レイアウト 1種	ティー・エム・ターミナル㈱神戸事業所	技術課	(078) 811 1121	〒658-0043 神戸市東灘区 御影浜町6
5	2種	㈱神戸製鋼所加古川 製鉄所神戸線条工場	環境防 災管理 課	(078) 882 8134	〒657-0863 神戸市灘区 灘浜東町2

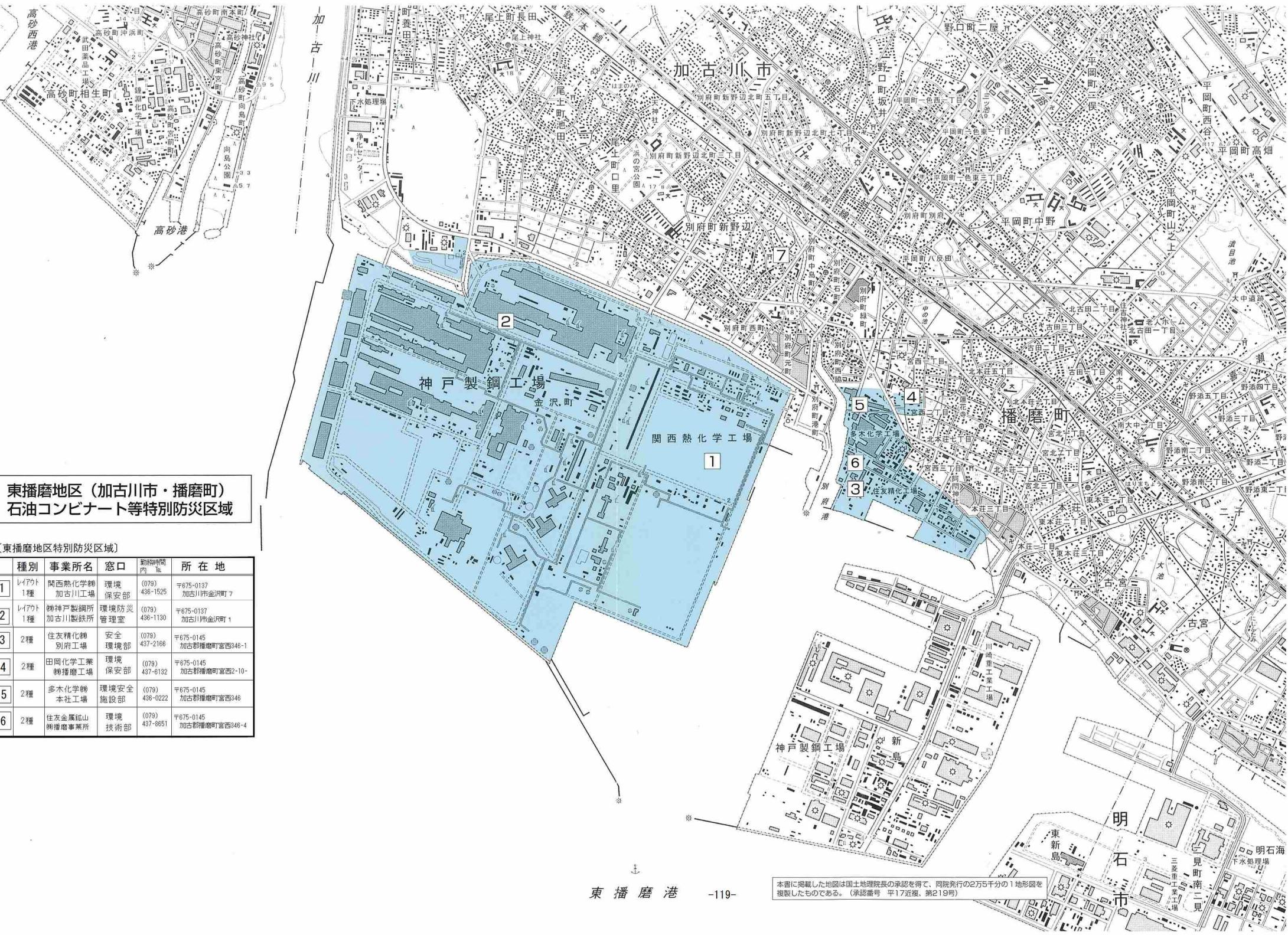
本書に掲載した地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平17近復、第219号）

神戸地区（長田区・須磨区）
石油コンビナート等特別防災区域

【神戸地区特別防災区域】

種別	事業所名	窓口	勤務時間内TEL	所在地
1	1種 セントラル・タンクター ミル株式会社事業所	技術課	(078) 611-5934	〒653-0044 神戸市 長田区南駒栄町1-43
2	1種 シェルブルック・リカンツジャ パン樹脂神戸事業所	管理 グループ	(078) 731-2035	〒653-0055 神戸市 長田区浪松町6-1-17
3	1種 ENEOS株式会社油槽所	所長	(078) 731-4751	〒654-0043 神戸市 須磨区外浜町1-1-1





東播磨地区（加古川市・播磨町） 石油コンビナート等特別防災区域

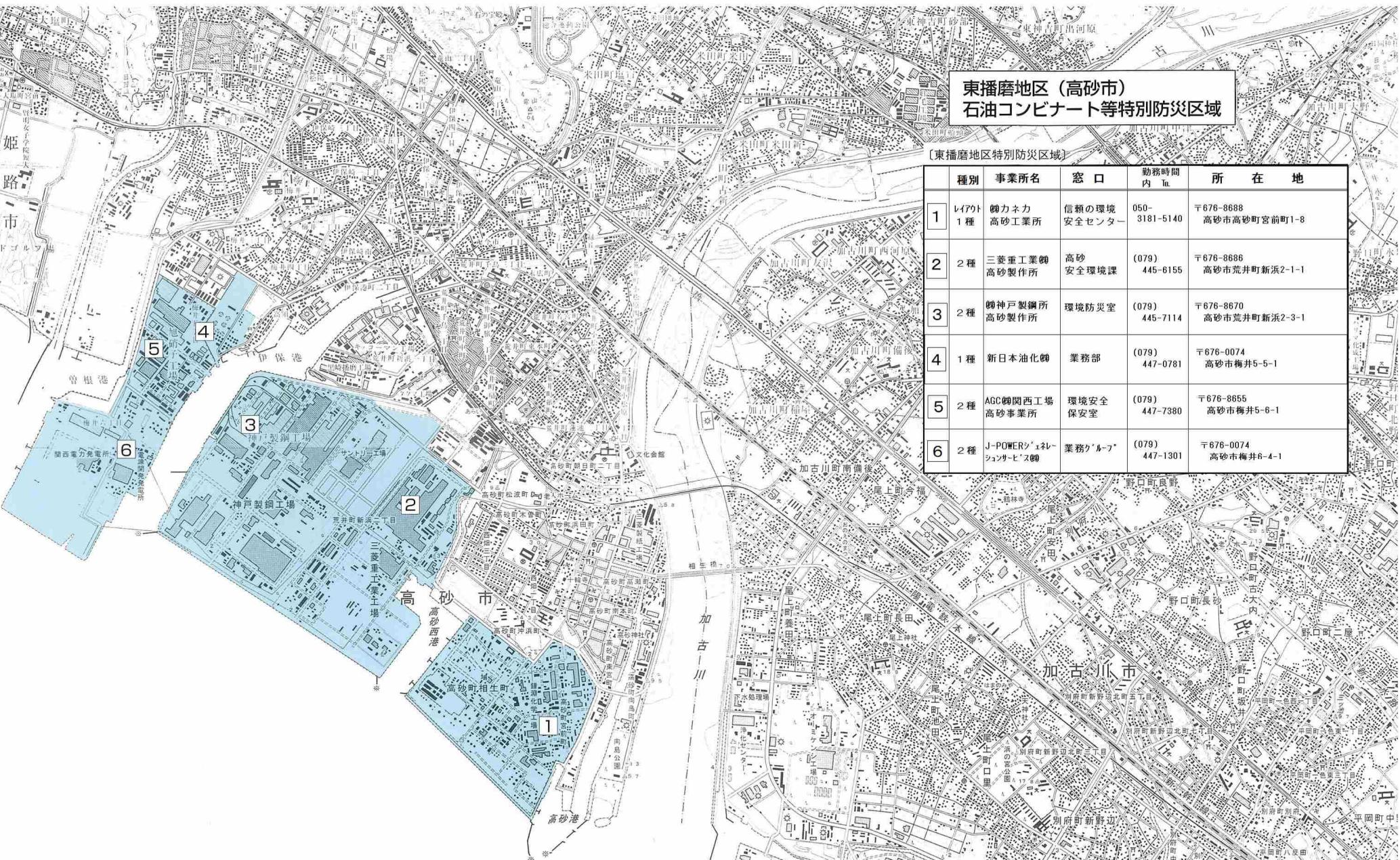
〔東播磨地区特別防災区域〕

種別	事業所名	窓口	勤務時間 内	所在地
1 1種	関西熱化学 加古川工場	環境 保安部	(079) 436-1525	〒675-0137 加古川市金沢町 7
2 1種	鍛神戸製鋼所 加古川製鉄所	環境防災 管理室	(079) 436-1130	〒675-0137 加古川市金沢町 1
3 2種	住友精化 別府工場	安全 環境部	(079) 437-2166	〒675-0145 加古郡播磨町富西346-1
4 2種	田岡化学工業 播磨工場	環境 保安部	(079) 437-6132	〒675-0145 加古郡播磨町富西2-10-
5 2種	多木化学 本社工場	環境安全 施設部	(079) 436-0222	〒675-0145 加古郡播磨町富西346
6 2種	住友金属鉱山 播磨事業所	環境 技術部	(079) 437-6651	〒675-0145 加古郡播磨町富西346-4

東播磨地区(高砂市)
石油コンビナート等特別防災区域

[東播磨地区特別防災区域]

種別	事業所名	窓口	勤務時間内面	所在地
1 1種	飼力ネカ 高砂工場	信頼の環境 安全センター	050- 3181-5140	〒676-8688 高砂市高砂町宮前町1-8
2 2種	三菱重工業 高砂製作所	高砂 安全環境課	(079) 445-6155	〒676-8686 高砂市荒井町新浜2-1-1
3 2種	飼神戸製鋼所 高砂製作所	環境防災室	(079) 445-7114	〒676-8670 高砂市荒井町新浜2-3-1
4 1種	新日本油化 飼	業務部	(079) 447-0781	〒676-0074 高砂市梅井5-5-1
5 2種	AGC飼関西工場 高砂事業所	環境安全 保安室	(079) 447-7380	〒676-8655 高砂市梅井5-6-1
6 2種	J-POWERタキネ ショウナービス飼	業務ケルフ	(079) 447-1301	〒676-0074 高砂市梅井6-4-1

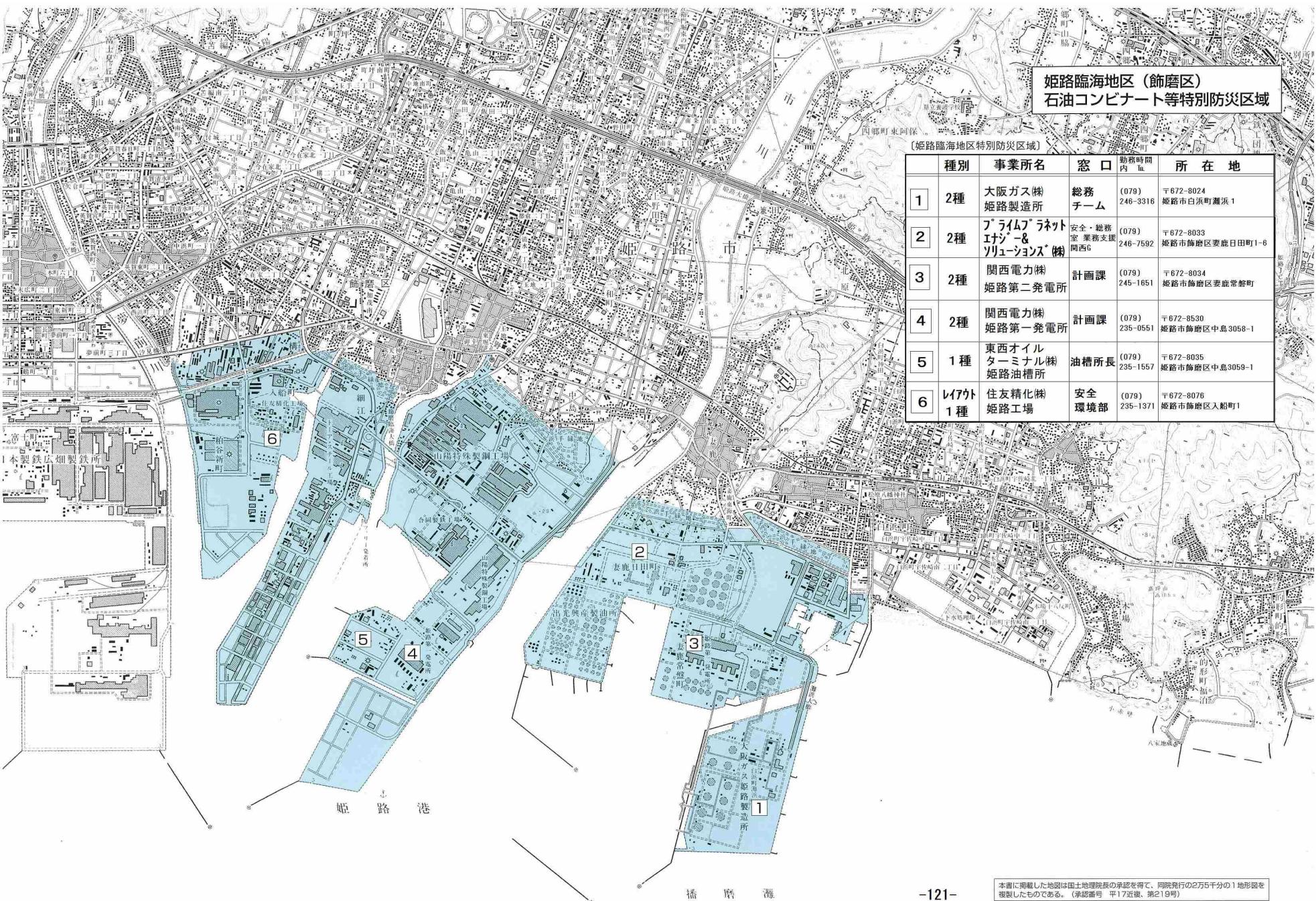


本書に掲載した地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平17近復、第219号)

姫路臨海地区（飾磨区）
石油コンビナート等特別防災区域

（姫路臨海地区特別防災区域）

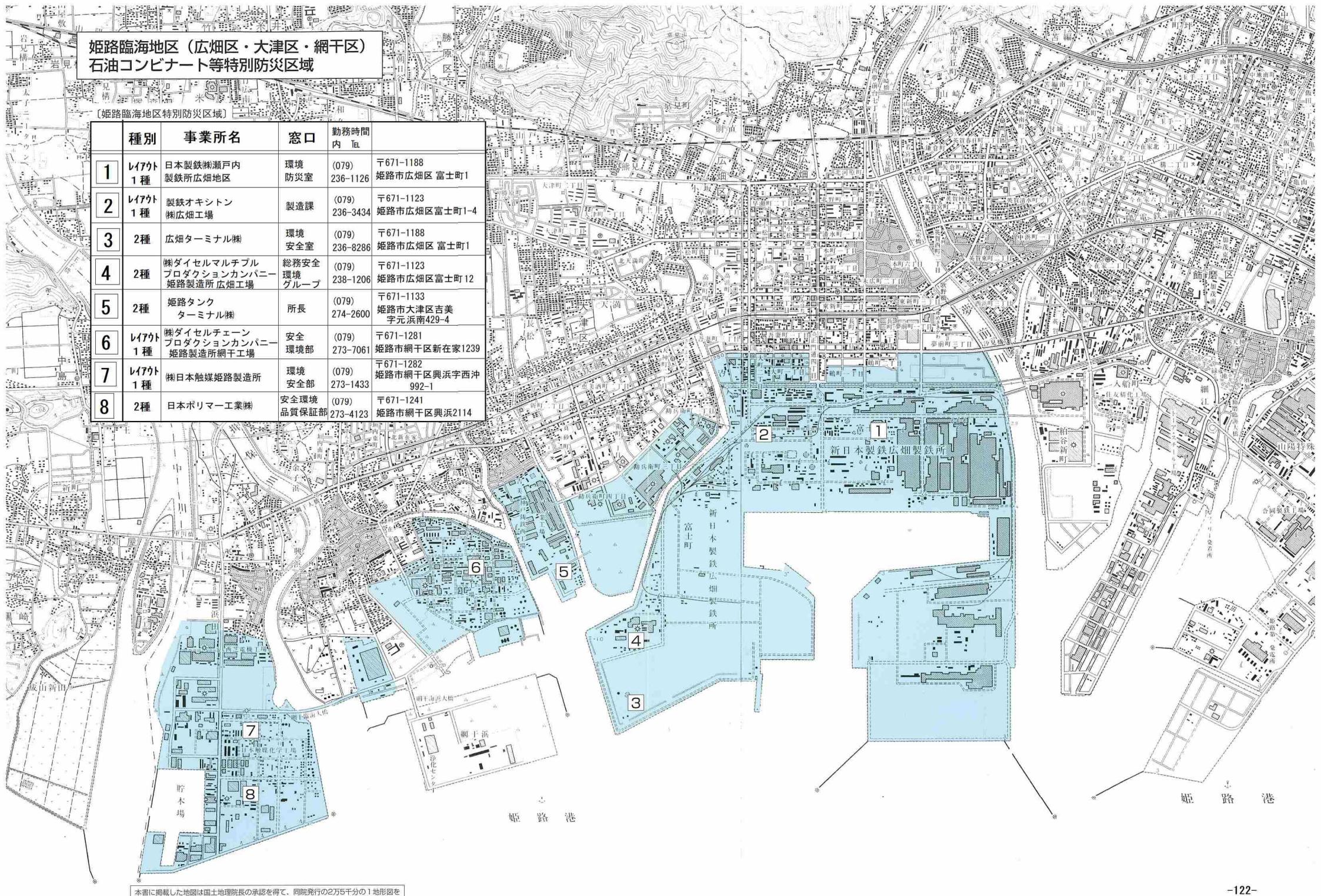
種別	事業所名	窓口	勤務時間 内	所在地
1 2種	大阪ガス株 姫路製造所	総務 チーム	(079) 246-3316	〒672-8024 姫路市白浜町灘浜1
2 2種	ブライムネット エナジー& リユーションズ株	安全・総務 室 業務支援 関西G	(079) 246-7592	〒672-8033 姫路市飾磨区妻鹿日田町1-6
3 2種	関西電力株 姫路第二発電所	計画課	(079) 245-1651	〒672-8034 姫路市飾磨区妻鹿常磐町
4 2種	関西電力株 姫路第一発電所	計画課	(079) 235-0551	〒672-8530 姫路市飾磨区中島3058-1
5 1種	東西オイル ターミナル株 姫路油槽所	油槽所長	(079) 235-1557	〒672-8035 姫路市飾磨区中島3059-1
6 レイク 1種	住友精化株 姫路工場	安全 環境部	(079) 235-1371	〒672-8076 姫路市飾磨区入船町1



姫路臨海地区（広畠区・大津区・網干区）
石油コンビナート等特別防災区域

〔姫路臨海地区特別防災区域〕

種別	事業所名	窓口	勤務時間内 他
1 レイアウト 1種	日本製鉄瀬戸内 製鉄所広畠地区	環境 防災室	(079) 236-1126 〒671-1188 姫路市広畠区富士町1
2 レイアウト 1種	製鉄オキントン （株）広畠工場	製造課	(079) 236-3434 〒671-1123 姫路市広畠区富士町1-4
3 2種	広畠ターミナル（株）	環境 安全室	(079) 236-8286 〒671-1188 姫路市広畠区富士町1
4 2種	株ダイセルマルチブル プロダクションカンパニー 姫路製造所 広畠工場	総務安全 環境 グループ	(079) 238-1206 〒671-1123 姫路市広畠区富士町12
5 2種	姫路タンク ターミナル（株）	所長	(079) 274-2600 〒671-1133 姫路市大津区吉美 字元浜南429-4
6 レイアウト 1種	株ダイセルチーン プロダクションカンパニー 姫路製造所網干工場	安全 環境部	(079) 273-7061 〒671-1281 姫路市網干区新在家1239
7 レイアウト 1種	株日本触媒姫路製造所	環境 安全部	(079) 273-1433 〒671-1282 姫路市網干区興浜字西沖 992-1
8 2種	日本ポリマー工業（株）	安全環境 品質保証部	(079) 273-4123 〒671-1241 姫路市網干区興浜2114

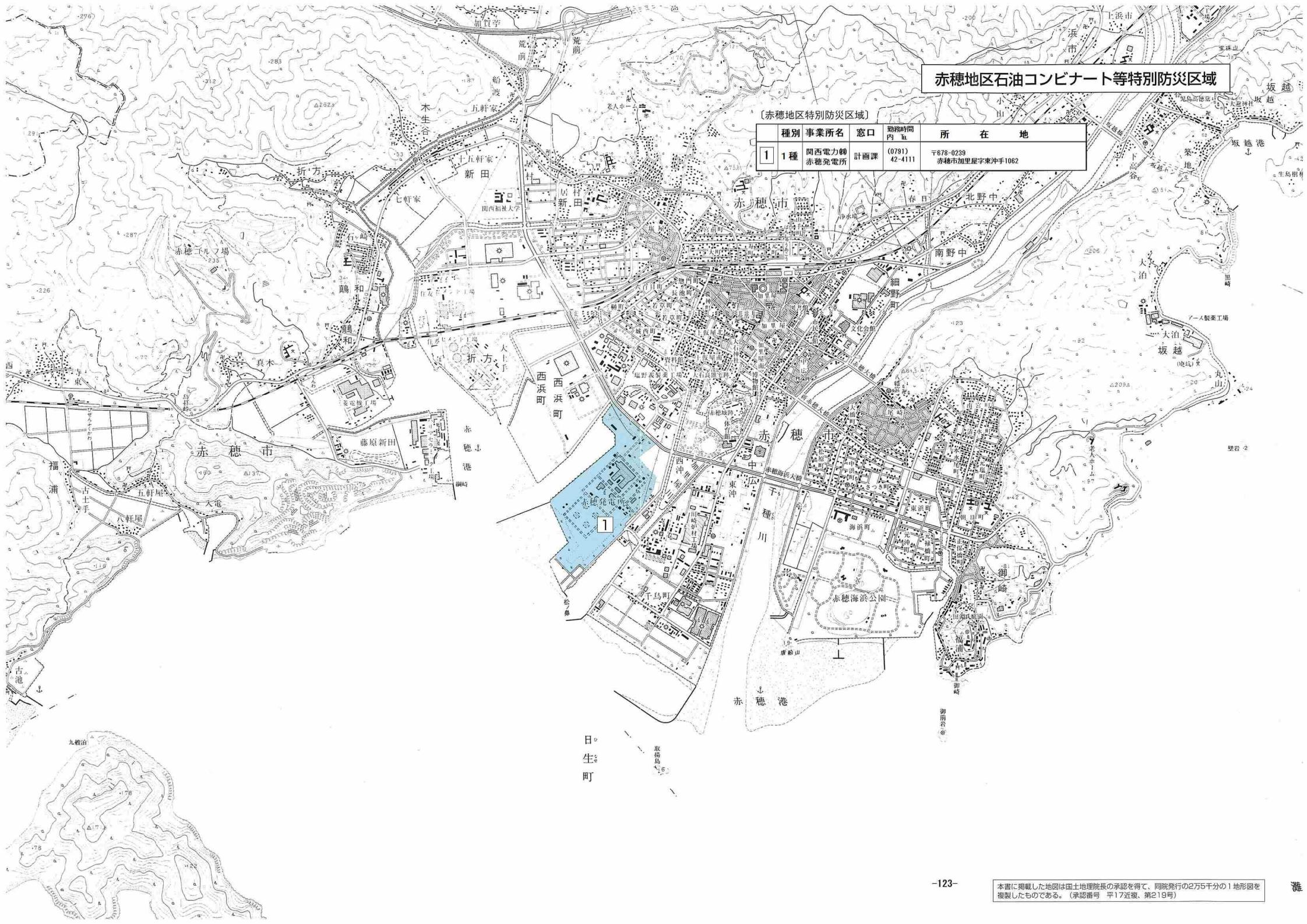


本書に掲載した地図は国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平17近復、第219号）

赤穂地区石油コンビナート等特別防災区域

〔赤穂地区特別防災区域〕

種別	事業所名	窓口	勤務時間 内 面	所 在 地
1種	関西電力㈱ 赤穂発電所	計画課	(0791) 42-4111	〒678-0239 赤穂市加里屋字東沖手1062



兵庫県石油コンビナート等防災計画

作成 昭和52年3月31日

令和5年4月（第43回修正）

発行 兵庫県石油コンビナート等防災本部

事務局 兵庫県危機管理部消防保安課
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電話 078-341-7711（代）・078-362-9824（直）